森林経営管理制度に係る取組事例集

VOL. 5

林野庁 森林利用課

令和７年３月

はじめに

本書の使い方

本書は、第１部として取組段階別のポイントやノウハウを、第２部として各地域の取組を、第３部として“みんなで選ぶ”森林シューセキ！Award応募事例をまとめており、大きく３つのパートに分かれています。

事例は、令和４年度に発行した「森林経営管理制度に係る取組事例集 Vol.3」に掲載した10地域の取組を中心に、全国の取組事例を収録しています。取組の段階に応じた事例を整理していますので、各地域における課題解決のツールとしてご活用ください。

第１部　取組段階別のポイントやノウハウ

森林経営管理制度の取組段階ごとに、各地域の取組のポイントやノウハウを紹介しています。

また、民間事業者への斡旋の事例や、協定に基づく間伐の事例など、集積計画を策定せずに森林整備を進めている手法も紹介しています。

第２部　地域ごとの取組

10地域における森林整備の方針や森林経営管理制度の活用方法、具体の取組の進め方を紹介しています。

第３部　“みんなで選ぶ”森林シューセキ！Award応募事例

令和６年度に実施した「“みんなで選ぶ”森林シューセキ！Award」にご応募いただいた23団体における事例を紹介しています。

付属ＣＤ

本事例集で紹介している事例で実際に使われている各種業務資料を収録しています。

「森林経営管理制度に係る取組事例集 Vol.１,２,３,４」も併せてご覧ください

目次

森林経営管理制度とは 4

第１部　取組段階別のポイントやノウハウ

第１部で紹介する取組事例 8

１．事前準備

（１）体制整備 12

（２）準備業務 21

２．意向調査から森林整備まで

（１）意向調査 26

（２）現地調査・境界明確化 29

（３）集積計画 33

（４）所有者不明森林等に係る特例措置 38

（５）配分計画 43

３．森林整備につなげる取組

委託希望への対応方法 50

（１）民間事業者への斡旋 51

（２）市町村との協定に基づく森林整備 53

（３）市町村独自の補助による間伐支援 55

４．その他 57

第２部　地域ごとの取組

１．秋田県大館市 62

２．栃木県矢板市 63

３．群馬県中之条町 64

４．埼玉県秩父市 65

５．岐阜県郡上市 66

６．京都府綾部市 67

７．和歌山県有田川町 68

８．島根県邑南町 69

９．徳島県美馬市・つるぎ町 70

10．熊本県御船町 71

第３部　“みんなで選ぶ”森林シューセキ！Award応募事例

北海道札幌市 74

岩手県 75

宮城県 76

宮城県大崎市 77

秋田県能代市 78

秋田県由利本荘市 79

秋田県五城目町 80

山形県山形市 81

埼玉県小鹿野町 82

新潟県上越市 83

福井県福井市 84

山梨県富士吉田市 85

岐阜県郡上市 86

三重県松阪市 87

京都府 （京都森林経営管理サポートセンター） 88

和歌山県有田川町 89

島根県（森林経営推進センター） 90

島根県邑南町 91

徳島県美馬市・つるぎ町 92

愛媛県宇和島市・松野町・鬼北町 93

愛媛県久万高原町 94

熊本県御船町 95

鹿児島県鹿児島市 96

森林経営管理制度とは

- 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託することや市町村が自ら管理することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。

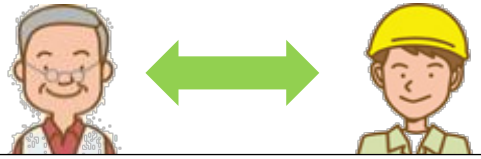

これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者に委託し経営管理

新たな制度を追加

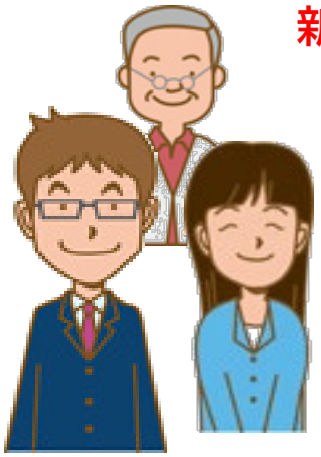

森林所有者
（所有者が不明の場合にも特例を措置）

意向を確認

経営管理を委託
※所有者から市町村への申出も可

市町村

林業経営に適した森林

経営管理を再委託

林業経営者

林業経営に適さない森林

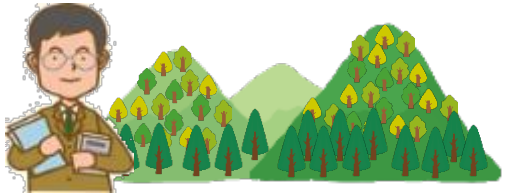

市町村が自ら管理

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築

森林経営管理制度の取組の流れ

① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

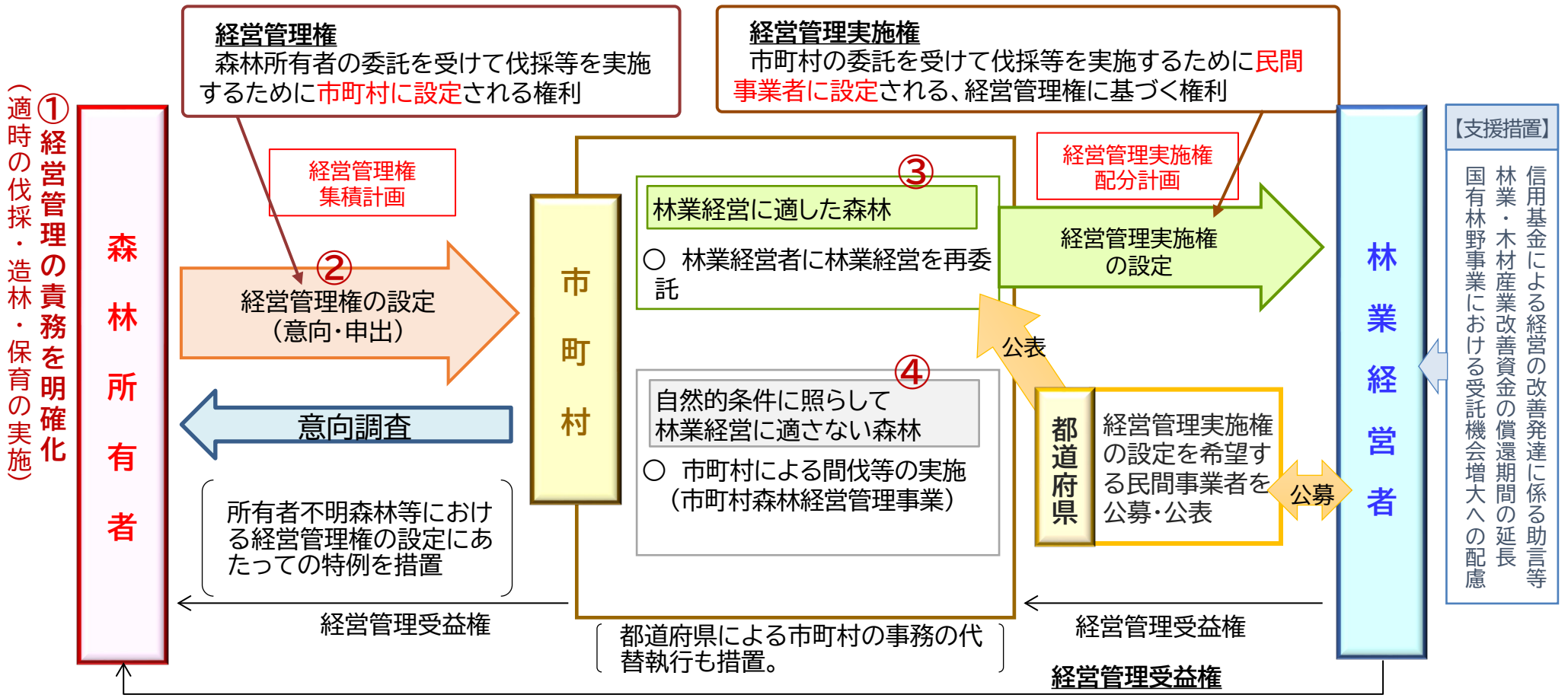

第１部
取組段階別の
ポイントやノウハウ

第１部で紹介する取組事例

１．事前準備

（１）体制整備 12

市町村が職員を増員して対応する事例、複数市町村で連携して体制を構築する事例などを掲載しています。

①市自らによる体制整備｜秋田県大館市 13
②複数市町村の連携・体制の見直し｜埼玉県秩父市 14
③サポートセンターによる支援
｜（一社）やましごと工房（徳島県美馬市・つるぎ町） 15
④サポートセンターによる支援
｜（一財）京都森林経営管理サポートセンター（京都府） 16
⑤サポートセンターによる支援｜森林経営推進センター（島根県） 17
⑥都道府県による支援　各種マニュアルの整備｜長野県 18
⑦都道府県による支援　人材バンクの運営｜長野県 19
⑧都道府県による支援　外部委託に係るマニュアルの整備｜群馬県 20

（２）準備業務 21

行政、森林・林業関係者、市民も参画し、森林・林業に係る総合的なビジョンを作成している事例、森林経営管理制度の取組方針を定めている事例などを掲載しています。

①「矢板市森づくりビジョン・アクションプラン」の策定
｜栃木県矢板市 22
②森林経営管理制度に係る取組方針｜徳島県美馬市・つるぎ町 23
③森林経営管理制度に係る取組方針｜京都府綾部市 24

２．意向調査から森林整備まで

（１）意向調査 26

意向調査の回答率向上に向けた取組の事例、森林所有者情報の精度向上に向けた取組事例などを掲載しています。

①回答率向上に向けた取組｜群馬県中之条町 27
②森林所有者情報の精度向上｜岐阜県郡上市 28

（２）現地調査・境界明確化 29

リモートセンシングデータを活用し境界推定図を作成する事例などを掲載しています。

①リモートセンシングデータを活用した境界案の作成
｜北信州森林組合（長野県） 30
②境界明確化に係る補助事業、取組内容の見直し
｜秩父地域森林林業活性化協議会（埼玉県） 31
③森林所有者が現地立会できない場合の境界明確化｜岐阜県郡上市 32

（３）集積計画 33

集積計画の対象森林の考え方や策定基準を定める事例を掲載しています。

①集積計画の対象森林（災害防止）｜岐阜県郡上市 34
②集積計画の対象森林（林業事業体からの提案）｜島根県邑南町 35
③集積計画に基づく間伐等の実施｜和歌山県有田川町 36

（４）所有者不明森林等に係る特例措置 38

所有者不明森林等の特例措置の活用事例を掲載しています。

①所有者不明森林における集積計画の策定｜群馬県中之条町 40
②所有者不明森林における集積計画の策定｜石川県白山市 41
③共有者不明森林・確知所有者不同意森林における
集積計画の策定｜京都府綾部市 42

（５）配分計画 43

配分計画に基づく主伐・再造林、間伐の事例、効率的に再委託につなげている事例を掲載しています。

①配分計画に基づく主伐・再造林の実施｜群馬県中之条町 44
②配分計画の策定促進に向けた工夫点｜島根県邑南町 45
③配分計画の策定促進に向けた工夫点｜埼玉県秩父市 46
④配分計画の策定促進に向けた工夫点｜栃木県矢板市 47

３．森林整備につなげる取組

（１）民間事業者への斡旋 51

意向調査の結果を民間事業者に提供することで、森林経営計画の作成につなげている事例を掲載しています。

①民間事業者への斡旋｜愛媛県宇和島市・松野町・鬼北町 52

（２）市町村との協定に基づく森林整備 53

早期に間伐を実施するため、集積計画ではなく、森林所有者と市町村との協定に基づく森林整備を実施している事例を掲載しています。

①協定による森林整備｜熊本県御船町 54

（３）市町村独自の補助による間伐支援 55

集積計画の策定要件に合致しなかった森林を対象に、市町村独自の補助事業により間伐等を促している事例を掲載しています。

①町独自の支援策による森林整備｜和歌山県有田川町 56

４．その他

森林経営管理制度等を利用した集約化の事例を掲載しています。

①森林経営管理制度等を活用した森林の集約化｜島根県邑南町 58
（参考）意向調査等の事業発注のための参考単価 59

１．事前準備

（１）体制整備

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で約3,000人程度であり、専ら林務を担当する職員数が０人の市町村が４割を占めるなど、体制が十分ではない市町村が多い。
  そのため、森林経営管理制度を円滑に運用していくためには、市町村の取組体制を構築することが重要。
- 具体的には、①市町村自らの体制構築や②協議会の設置による民間活力の活用、③複数市町村の連携などが考えられる。
- また、本制度の推進においては、都道府県や支援機関等による支援も重要。地域の状況に応じた支援が見られる。

【体制整備の例】

①市町村自らの体制構築

- 組織再編により新たな専属部署を設置する例や会計年度任用職員等の雇用も含め、林務担当職員を増員する例、地域林政アドバイザーを活用する例などがあります。

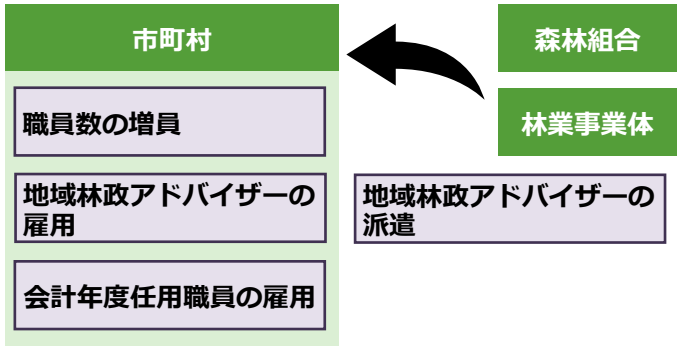

- 上記のほか、森林経営管理制度関連の事務を担う人材を地域おこし協力隊として募集し雇用している例や、森林組合に職員派遣を依頼し、市町村の業務に従事させる契約関係を構築している例などがあります。

②協議会の設置による民間活力の活用

- 本制度に係る業務全般の受け皿となる組織として、森林組合や林業事業体等による協議会を設立している例や関係者間の合意形成の場として、周辺市町村、都道府県、民間団体等と協議会を設立している例などがあります。

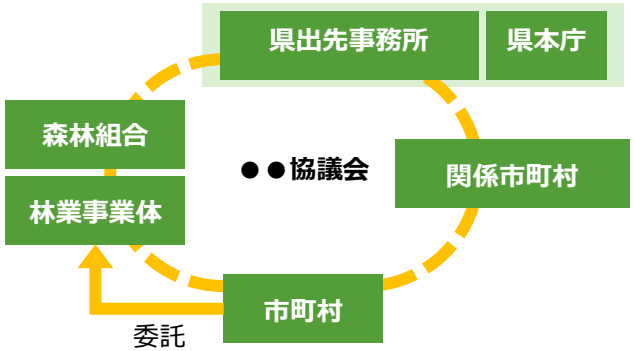

- 上記のほか、外部委託という形で民間活力を活用している事例も多く、境界明確化などの専門的知識や技術が必要な業務を森林組合等に委託している例や意向調査業務をシステム会社に担ってもらう例もあります。

③複数市町村の連携

- 新たな組織を立ち上げ、各市町村から職員派遣を行い、業務を一元的に管理している例や既存組織に新たな部署を立ち上げ、専門の職員を配置したうえで、本制度の事務全般を担っている例などがあります。

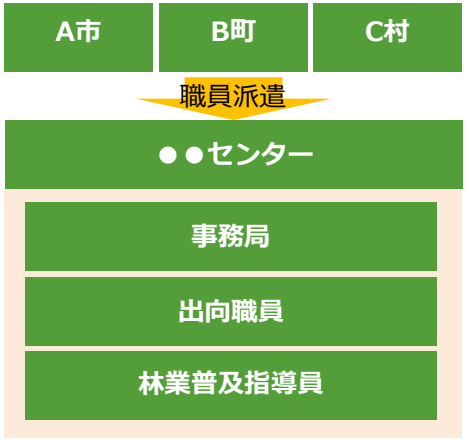

- 上記のほか、県と複数市町村、森林づくり推進機構で、新たな協議会を設置し、事務の共同化・効率化を進める事例や隣接する市町村で新たな団体を設立し、事務を一本化する例もあります。

市自らによる体制整備｜秋田県大館（おおだて）市

- 大館市では、少数の職員で他業務と兼務しつつ林政を担当する状況が続き、林業専門職員が不在等の課題を抱えていたが、本制度の創設を契機に、本制度に係るノウハウを市内部に蓄積・継承していくため、直営で取り組む方針とした。
- 令和２年度に林業専門の部署となる林政課を新たに設置。森林環境譲与税を活用して会計年度任用職員を雇用する等により、令和６年度現在は16名体制で、うち７名が本制度に係る業務に対応。

【職員体制の変遷】

H31.3：農林課　合計11名（うち、地域林政アドバイザー１名）
※農林課時代は林務担当３～４名

R2.4：「林政課」を設置。合計14名（うち、会計年度任用職員５名）

森林環境譲与税の交付をきっかけに、本制度の本格運営や林業の成長産業化を進めるため、市長のリーダーシップにより実現。

R6.4：合計16名、うち常勤職員10名、会計年度職員６名
（会計年度任用職員のうち、１名が地域林政アドバイザー）

【体制図】

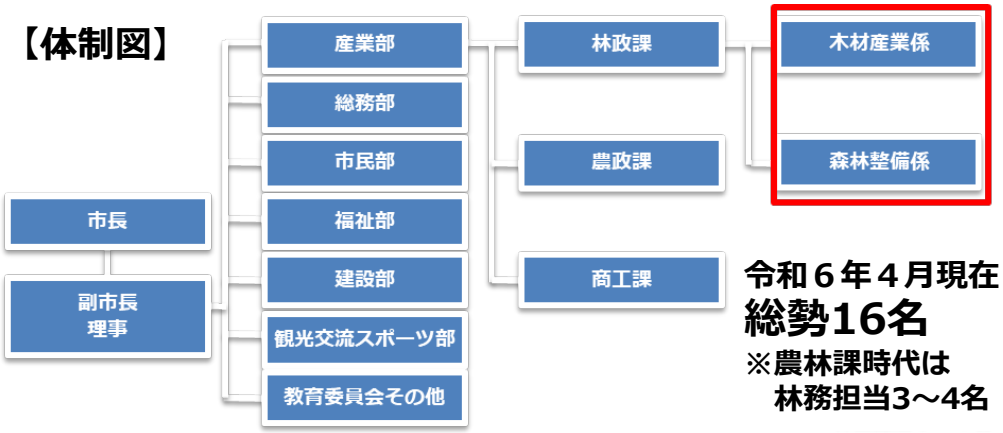

令和６年４月現在
総勢16名
※農林課時代は林務担当3～4名

【体制の確保のポイント】

<会計年度任用職員>

- 市職員１名と会計年度任用職員６名で本制度に係る業務に対応。会計年度任用職員主体で直営により本制度に取り組むことで、市内部にノウハウを蓄積・継承することが可能となった。
- このほか、会計年度任用職員は、国・県が主催する各種研修や技能講習を受講し、スキルアップを図っている。

<外部人材の活用>

- 本制度の運用や技術的な助言を得ることを目的に、令和５年度より、森林・林業の技術的知見のある団体と、外部コンサルタント委託契約を締結。１年契約で２名を確保。意向調査の工程見直し、住基ネットの活用実務に係る課題の洗い出し・改善について助言を受けている。

【市の直営で実施する業務の範囲】

- **意向調査**
  市広報誌を活用した本制度の周知、意向調査対象区域の決定、対象森林の抽出、対象者リストの作成（所有者探索による森林所有者の特定）、意向調査の実施（調査票の発送、回収、集計）。
- **集積計画・配分計画**
  現地調査（現地踏査、境界確認等）、説明会の開催、集積計画・配分計画に係る事務。
- **境界明確化**
  地籍調査完了済の森林から優先的に実施しているが、地籍調査未了の森林においても取組を進めるため、令和３年度から「森林境界推計図」の作成を外部委託。令和７年度以降、成果物を説明会等で活用し、境界確認を進めていきたい考え。

複数市町村の連携・体制の見直し｜埼玉県秩父市（秩父地域森林林業活性化協議会）

- 秩父地域の１市４町では、林業振興を目的として、平成24年度に「秩父地域森林林業活性化協議会」を設立。
- 令和元年度に同協議会の下部組織として「集約化分科会」を、実働部隊として「集約化推進室」を設置。
- 当初は、分科会の構成団体（林業事業体）からの出向者が実務を担っていたが、令和４年度から県職員OB等を事業推進員として雇用。安定して本制度に係る実務や市町の支援ができる体制へ見直し。

【実行体制】

＜集約化分科会（構成員）＞

- １市４町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町）
- 埼玉県秩父農林振興センター
- 管内の林業事業体（秩父広域森林組合等）

＜運営費（費用負担）＞

- 運営費は、１市４町の森林環境譲与税にて負担。
  ※各市町の支払額は、森林環境譲与税の配分額で按分。

＜業務実施体制の見直し＞

- 令和３年度までは、実務担当者（集約化推進員２名）は林業事業体からの出向であり、出向元の業務との兼ね合いで、市町の実務に対応できないことがあった。
- 継続・安定して実務に対応できる体制を確保するため、令和４年度から実務担当者（事業推進員）として県職員OB等を４名雇用。令和５年度から１名増員して５名体制となっている。

【体制図】

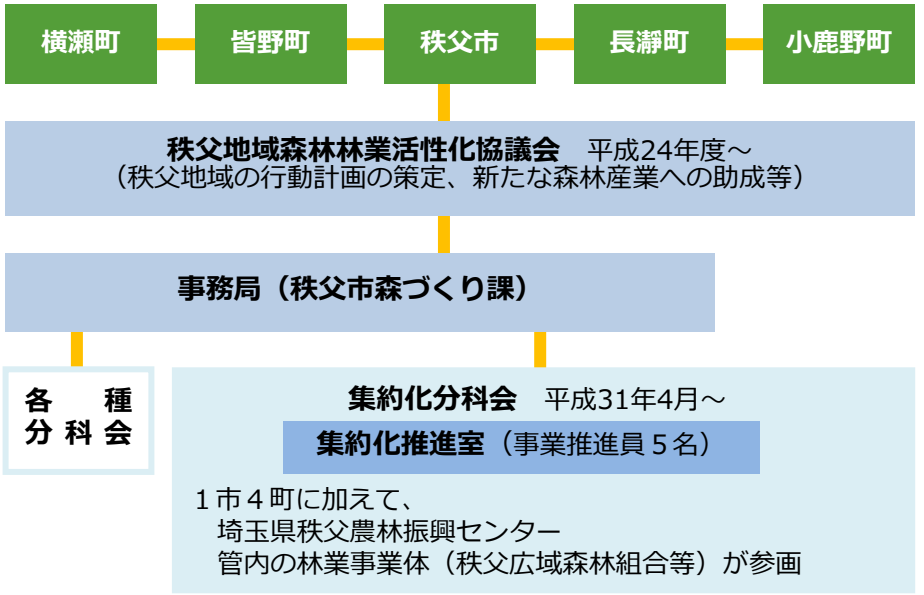

令和４年度　集約化推進員、事業推進員の辞令交付式

事業推進員　メンバー構成

- リーダー（県職員OB）
- サブリーダー（地域おこし協力隊OB）
- 補助事業担当（県職員OB）
- 総務・会計担当
- 森林経営管理制度担当（県職員OB）

＜集約化推進室の主な業務＞

（１）集約化業務
- 意向調査から集積計画案の作成までを市町と連携して実施。

（２）小規模事業者等への支援

（３）自伐型林業の推進　等

集約化業務の様子
（集積計画策定予定地の検討）

サポートセンターによる支援｜（一社）やましごと工房

- 本制度の実務に対応可能な人材が不足する市町村の支援組織として、徳島県美馬市・同つるぎ町・徳島県を構成員とするやましごと工房を設立。
- 意向調査、境界明確化、集積計画案の作成、市町村森林経営管理事業の設計・監理等を一括してやましごと工房が担うことで、本制度に係る市町村担当者の負担軽減、円滑な森林整備の推進を図る。

【支援体制】

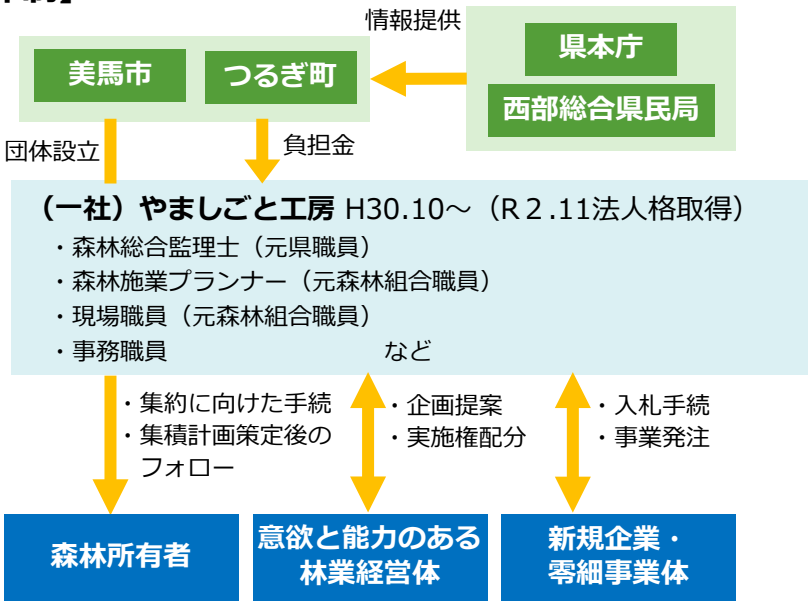

- 平成30年10月に美馬市、つるぎ町、徳島県を構成員として「やましごと工房」を設立。本制度に係る取組の進展、業務量増大に対応するため法人化し、常勤職員を１名から６名体制に増加。
- 業務内容に応じて美馬市、つるぎ町がやましごと工房に負担金を支払い、本制度に係る実務全般（意向調査、現地調査、集積計画案の作成、森林所有者への同意取得等）を包括的に担う。
- 本制度に係る実務をほぼワンストップでやましごと工房が担うことで、市町村の担当者は、本制度に係る取組の進捗管理と法律行為に係る事務に専念。事務作業の大幅な省力化と効率化を実現し、森林整備の早期実現につなげている。

【やましごと工房の対応内容】

事前準備	**●境界明確化** ・地籍調査が未了で、境界が不明確な森林での境界明確化調査の実施 ・境界についての森林所有者の同意取得 **●取組方針の策定** ・市町村毎に、森林経営管理方針（業務計画に相当）を策定し、市町村の担当者との間で、実務の方向性・進め方・作業内容をすり合わせ
意向調査	**●意向調査の実施** ・発送先リストの作成 ・意向調査票の作成・発送・回収、回答入力・結果整理 等
集積計画	**●集積計画案の作成等** ・集積計画案の作成 ・森林所有者の同意取得（説明会の開催、個別説明、郵送 等）
配分計画	**●企画提案の準備・募集** ・審査基準案、選定要領案の作成 ・企画提案の募集、事業者選定支援（企画審査会の開催支援 等）等 **●配分計画案の作成** ・配分計画案の作成 等
市町村森林経営管理事業	**●事業の推進** ・事業設計、積算、入札手続、事業監理、竣工検査 ・巡視、森林調査 等
その他	・森林所有者の相談対応 ・所有者探索、相続登記の支援 ・「『あなたの山林』定期便」を森林所有者へ送付 ・専用ソフトウエアの作成

サポートセンターによる支援｜（一財）京都森林経営管理サポートセンター

- 京都府では、森林経営管理制度に基づく取組の着実な推進に向けて、令和２年８月に、市町村の支援組織として「京都森林経営管理サポートセンター」を設立。
- 同センターでは、森林の測量、森林所有者の探索、意向調査、境界明確化、集積計画案の作成等、本制度に係る市町村の実務全般を支援。その他、府の市町村支援事業を受託し、市町村の担当者向けに実務に係る相談窓口対応や次年度以降の取組の企画提案、研修会の企画・開催や説明動画の作成等の多様な取組を展開。
- 令和５年度は、職員９名体制で、府内14市町村から本制度に係る業務を受託。

【センター設立の背景】

- 京都府内26市町村のうち、25市町村で林業の専門知識を有する職員が不在。専門的な視点から森林経営管理制度に係る施策の企画・立案を行うことが困難な状況にあった。
- また、多くの市町村の担当職員は、林政以外にも他分野の複数業務を兼務していることから、本制度に係る実務に充てる時間が十分に確保できない状況にあった。
- このため、京都府、京都府市長会、京都府町村会の協働により、本制度に係る実務全般をワンストップで担うことが可能な支援組織として京都森林経営管理サポートセンターを設立。

【センターの対応業務】

森林経営管理制度に係る企画提案や研修等の市町村支援業務の受託

- 専門的な知見が必要な業務について、市町村の相談に対応する窓口の設置や、市町村の取組進度に即した施策の企画・立案、森林所有者向け説明動画の作成など、府から市町村支援業務を受託し、市町村を伴走支援。
- 市町村職員を対象とした実務研修や、事例発表により、実務上のノウハウを共有。
  このほか、現地での林分調査やドローンを用いた森林計測の手法などの実習を行い、職員のスキルアップを図っている。

森林経営管理制度に係る市町村業務の受託

- 対象森林の選定、森林の測量、境界明確化、意向調査、集積計画案の作成、業務発注に係る設計・積算など、各市町村のニーズに応じて多様な業務を受託。

【取組の体制】

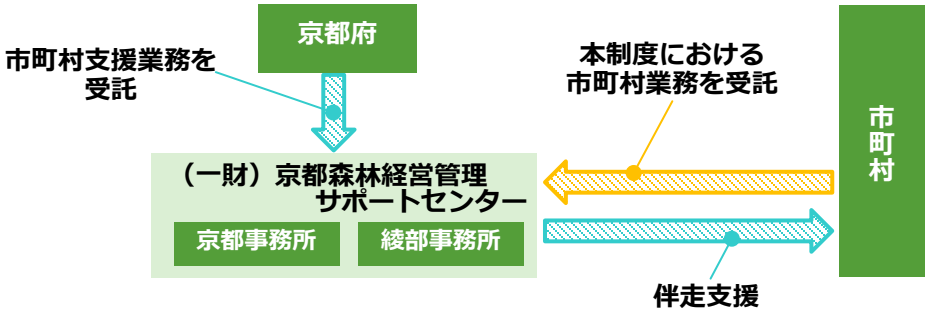

【市町村支援の流れ】

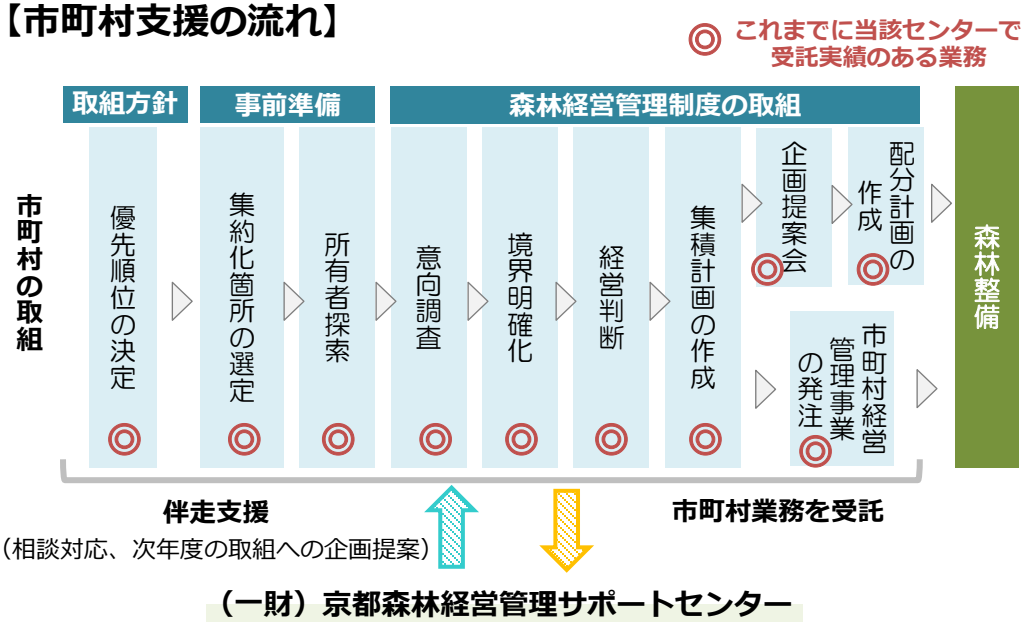

サポートセンターによる支援｜森林経営推進センター（島根県）

- 林業に関する市町村への技術的なサポートを行う支援組織として、平成31年４月に県内の全市町村が会員である（一社）島根県森林協会内に「森林経営推進センター」を設置。
- 森林経営推進センターでは、県及び県内各市町と契約を結び、各市町における森林経営管理制度を活用した主伐・再造林等の森林整備の推進に向け、本制度の運用における支援や市町職員向けの研修会の開催等を実施。

【支援体制】

- 現状の林務担当職員配置では負担が大きい市町の業務を制度面・技術面において細やかに支援。
- 各市町において組織された「地域協議会」＊1へのオブザーバー参加と各協議会で活用する資料等の作成を支援。

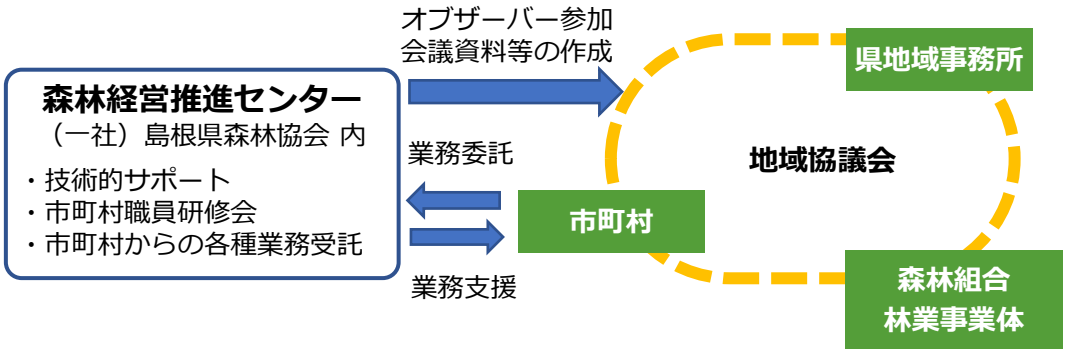

【地域協議会】＊1

- 各市町の実情に応じた取組の推進方策等を検討するため、市町単位で地域協議会を設置。
- 取組方針、対象森林・区域の設定、対象森林の再委託の可否などについて協議。

地域協議会の開催風景

【市町の実務支援】＊2

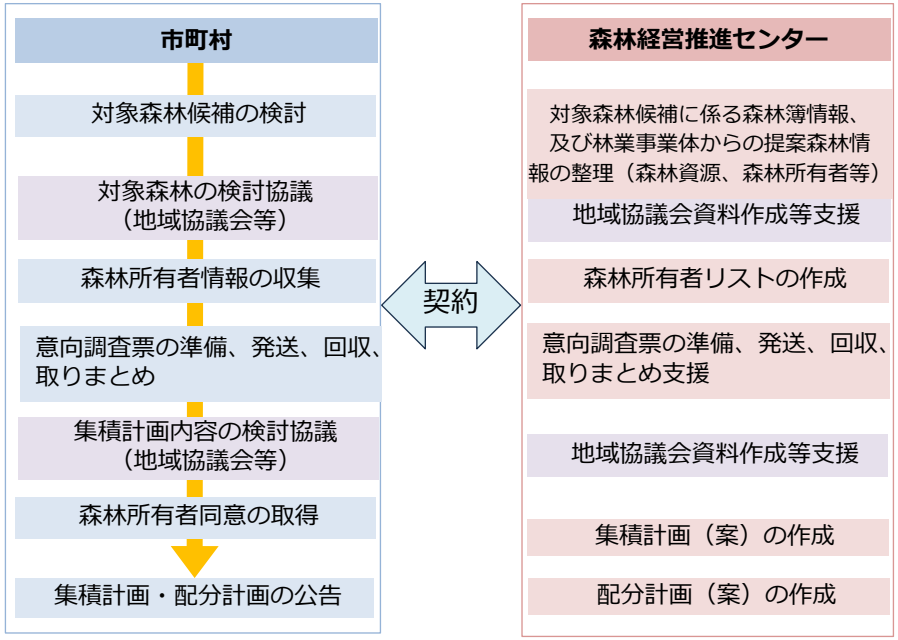

【森林経営推進センターの業務】

地域協議会への技術的な支援

- 本制度に係る取組の方向性や実務等を協議する場として、各市町単位で設置された地域協議会への技術アドバイザーとしての参画等。

市町の実務への支援＊2

- 対象森林の選定、意向調査の実施、集積計画案及び配分計画案の作成や施業の実施に係る事項についての資料案の作成などを支援。

実施体制整備への支援

- 各市町の取組状況や課題の共有、課題解決に向けた対応策の検討などを行う場として、県内の市町担当者で構成する推進連絡会議を設置・開催。
- 市町村職員向けの技術研修の企画・実施。

都道府県による支援｜各種マニュアルの整備（長野県）

- 長野県では、本制度開始を契機に、県内の市町村が独自に効果的かつ効率的な手法で制度運用に取り組めるよう、森林経営管理制度市町村業務マニュアルを整備。
- 森林経営管理制度に係る事務の手引きを補足する内容や、森林境界明確化のための森林境界推測図の作成手法等の本制度に係る実務について詳細に記載されており、市町村担当者の取組を後押ししている。

【長野県によるマニュアルの整備】

- 長野県では、本制度の開始とともに、各市町村が独自に効果的かつ効率的な手法により制度運用に取り組めるよう、森林経営管理制度市町村業務マニュアルを整備。
- 森林経営管理制度の事務の手引きを補足するものから、CS立体図や空中写真などの情報資源を活用した森林境界推測図の作成手法、市町村経営管理事業の対象となる森林における適正管理を推進するための施業指針、J-クレジット制度の概要と取得方法の解説など充実したラインナップ。総ページ数は1,000ページを超える。
- 市町村担当者の実務や各種研修に活用されており、市町村担当者からは、「担当者が異動で交代したときも、このマニュアルにより円滑に事務を引き継ぐことができた」といった声も。

【各マニュアルの種類】

①森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅠ
～森林経営管理制度に係る事務の手引きの補足～

②森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅡ
～空中写真等を用いた森林境界推測図の作成～

③森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅢ
～森ハン（森にかようためのハンドブック）～

④森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅣ
～市町村森林管理技術マニュアル～

⑤森林経営管理制度市町村業務マニュアルⅤ
～長野県Ｊ－クレジット創出支援マニュアル～

【各マニュアルの相関】

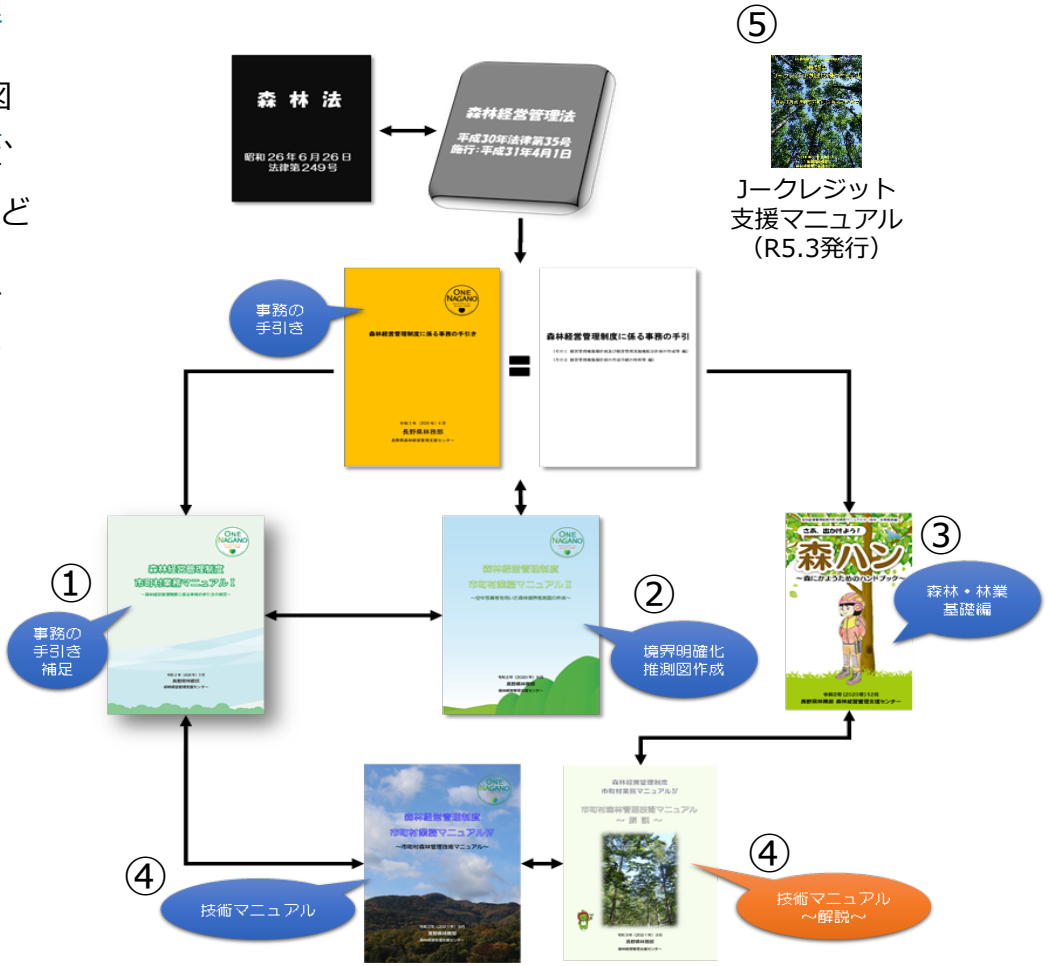

都道府県による支援｜人材バンクの運営（長野県）

- 長野県では、長野県林務行政人材バンクを運営。森林経営管理制度等の業務を担う人材を探している市町村と、市町村で働くことを希望する地域林政アドバイザーの資格を有する者（林業普及指導員や国・県の研修受講者等）とのマッチングを実施。
- 令和６年12月時点で３名の人材登録があり、随時市町村とのマッチングを実施中。
- この取組により、市町村のマンパワー不足の解消や技術力の向上を図る。

【長野県林務行政人材バンクの運営】

- 林務担当者が１人しかいない等の脆弱な市町村の体制を強化するため、長野県では令和５年度から、市町村を支援する取組の一環として、長野県林務行政人材バンクを運営。
- 長野県林務行政人材バンクは、森林経営管理制度等の業務を担う人材を探している市町村と、地域林政アドバイザーとして市町村で働くことを希望する者を対象に、マッチングを実施する制度。
- 対象者は、県内市町村の林務行政を支援するため、長野県林務行政人材バンクの登録を希望し、地域林政アドバイザーの資格を有する者。
- 県主催の地域林政アドバイザー研修を受講し、修了証を交付された者からの希望により、長野県林務行政人材バンクに登録。

【取組の状況】

- 令和６年12月までに、３名を人材登録。市町村とのマッチングを実施中。
- 市町村担当者からは複数の問い合わせがあり、この制度を活用し体制を強化していきたいとの声。

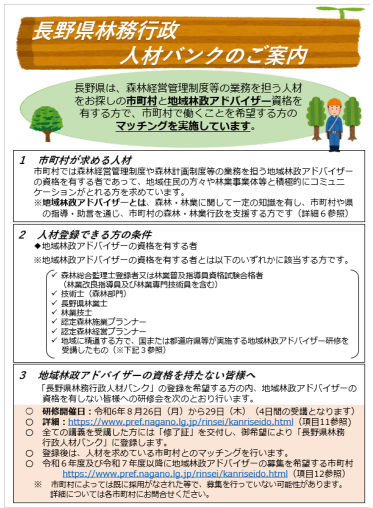
長野県林務行政
人材バンクのご案内

長野県は、森林経営管理制度等の業務を担う人材をお探しの**市町村**と**地域林政アドバイザー**資格を有する方で、市町村で働くことを希望する方の**マッチングを実施しています。**

1 *市町村が求める人材*
市町村では森林経営管理制度や森林計画制度等の業務を担う地域林政アドバイザーの資格を有する者であって、地域住民の方々や林業事業体等と積極的にコミュニケーションがとれる方を求めています。
※**地域林政アドバイザー**とは、森林・林業に関して一定の知識を有し、市町村や県の指導・助言を通じ、市町村の森林・林業行政を支援する方です（詳細６参照）

2 *人材登録できる方の条件*
◆地域林政アドバイザーの資格を有する者
※地域林政アドバイザーの資格を有する者とは以下のいずれかに該当する方です。
- ✓ 森林総合監理士（登録者又は林業普及指導資格試験合格者（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む））
- ✓ 技術士（森林部門）
- ✓ 長野県林業士
- ✓ 林業技士
- ✓ 認定森林施業プランナー
- ✓ 認定森林経営プランナー
- ✓ 地域に精通する方で、国または都道府県等が実施する地域林政アドバイザー研修を受講したもの（※下記３参照）

3 *地域林政アドバイザーの資格を持たない皆様へ*
「長野県林務行政人材バンク」の登録を希望する方の内、地域林政アドバイザーの資格を有しない皆様への研修会を次のとおり行います。
- ○ **研修開催日**：令和6年８月26日（月）から29日（木）（4日間の受講となります）
- ○ **詳細**：https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kanriseido.html（項目11参照）
- ○ 全ての講義を受講した方には「修了証」を交付し、御希望により「長野県林務行政人材バンク」に登録します。
- ○ 登録後は、人材を求めている市町村とのマッチングを行います。
- ○ 令和６年度及び令和７年度以降に地域林政アドバイザーの募集を希望する市町村 https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kanriseido.html（項目12参照）

※ 市町村によっては既に採用がなされた等で、募集を行っていない可能性があります。詳細については各市町村にお問合せください。

【マッチングの流れ】

① 「長野県林務行政人材バンク」に地域林政アドバイザーの資格をもつ者が登録
② 県は、活用希望のある市町村に、登録者の情報を提供
③ 県は、登録者に、市町村担当者情報を提供
④ 登録者は、市町村に求人時期等を問合せ
⑤ 市町村は、適宜、ハローワーク等で募集

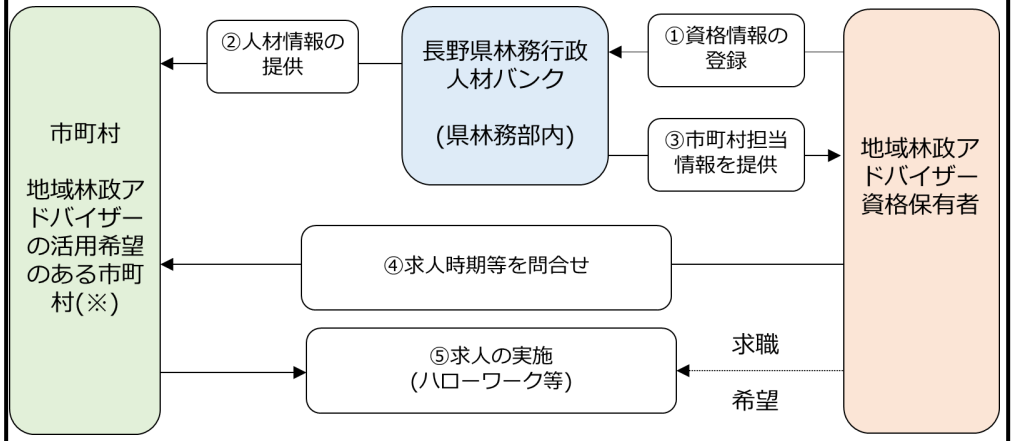

※ 国HPに掲載してある「地域林政アドバイザー活用希望のある市町村」が該当します。
市町村によっては既に採用がなされた等で、募集を行っていない可能性があります。
詳細については各市町村にお問合せください。なお、採用は市町村の判断によります。

都道府県による支援｜外部委託に係るマニュアルの整備（群馬県）

- 群馬県では、専門的な知識を有する職員が少ない市町村を支援するため、独自に森林経営管理制度に係る外部委託費の積算や市町村森林経営管理事業の発注に係るマニュアルを整備。
- 意向調査に係る事務を外部委託する場合に参考となる積算方法や市町村森林経営管理事業の実施方法について、手順を追って詳細に記載。市町村担当者にとって効果的な支援となっている。

【群馬県による外部委託マニュアルの整備】

- 専門的な知識を有する職員が少ない市町村を支援するため、群馬県では本制度の開始とともに、実施主体である市町村が本制度を円滑に運用することを目的として、外部委託に係るマニュアルを整備。
- 森林経営管理制度の事務の手引きを補足するものから外部委託費の参考歩掛の整理、特記仕様書の例示など充実したラインナップ。総ページ数は27ページ。
- 市町村からは業務の効率化・省力化に役立っているという感想。

【各マニュアルの種類】

森林所有者意向調査の外部委託費積算の手引き

- 意向調査の外部委託費積算の方法をまとめた手引きが無かったことから、県において独自に作成。
- 意向調査の外部委託に必要な参考歩掛を整理（作成にあたっては（一社）群馬県測量設計業協会からの見積りを活用）。
- 委託業務の範囲ごとに、４種類の具体的な参考仕様書パターンも提示。

市町村森林経営管理事業の手引き

- 市町村森林経営管理事業の実施について、森林調査から、設計・積算、発注を通じて、完成検査に至るまでの一連の流れについて解説。
- レーザ計測の活用についても言及。
- 県から積算ファイル（エクセル）を配布するとともに、本手引き内で、当該積算ファイルを活用した積算方法について説明。
- 施業内容の説明、仕様書のひな形も掲載するなど、林務経験の浅い市町村職員に配慮したものとなっている。

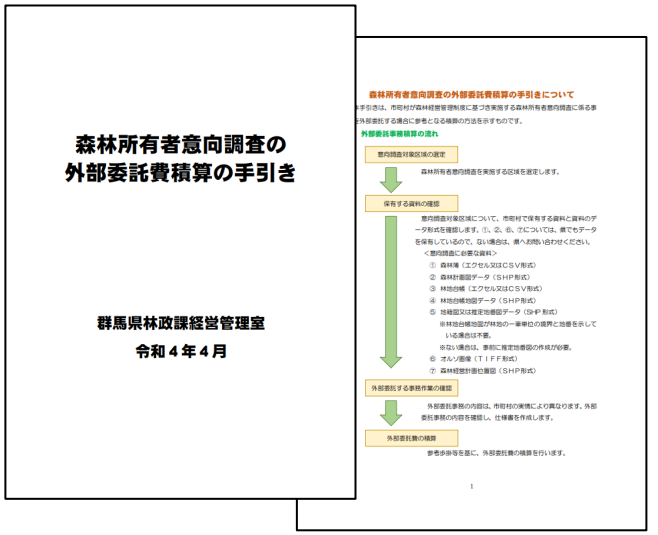

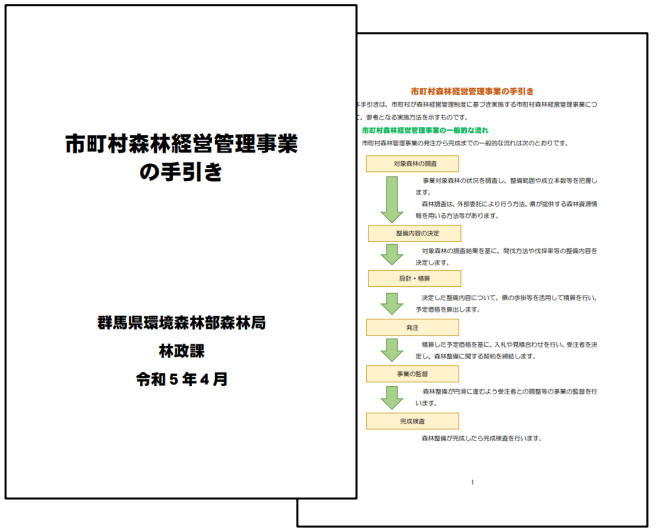

（2）準備業務

- 意向調査を実施する前段階として、森林所有者情報や森林資源情報の整理・精緻化を行うとともに、管内の森林の経営管理の状況を把握する必要がある。その上で、森林経営計画の有無や施業履歴の有無等により、経営管理が行われていない可能性のある森林を抽出し、意向調査の対象森林を検討。
- さらに、自然的条件や社会的条件をもとに、市町村としての取組方針を定めつつ、関係者との意見交換を行いながら、意向調査の優先順位付けを行い、意向調査を計画的に実施していくことが重要。
- また、各市町村において、幅広い関係者の参画のもと、森林経営制度や森林環境譲与税も活用した森林整備や地域づくりの方針・目標を定めることも有効。

【取組フロー】

①意向調査の対象森林の検討

- まずは、意向調査の対象となり得る森林（経営管理が行われていない可能性のある森林）を抽出。
- 具体的には、(a)私有林人工林の有無、(b)森林経営計画の有無、(c)施業履歴の有無で抽出。
- 各地区単位で対象となり得る森林の有無を整理。

(a)私有林の人工林　(b)森林経営計画なし　(c)施業履歴なし

収集した森林の種類や施業履歴等を森林計画図等に書き込むことで、**経営管理が行われていない可能性のある森林を図面に明示**

②地区ごとの取組方針の検討

- 自然的条件や社会的条件をもとに、管内の森林における林業経営の適否（又は森林整備の緊急性や必要性）を整理。
- 林業経営の適否の判断に当たっては、例えば、林道からの距離（300m以上or未満）や土地の傾斜（30°以上or未満）を適用。
- 上記の考え方をもとに、①で抽出した意向調査対象森林を市町村が自ら管理する森林（木材搬出を伴わない森林）と林業経営者への再委託に進める森林（木材搬出を伴う森林）に区分。

区分		土地の傾斜	
		30°未満	30°以上
林道からの距離	300m以上	（※）	林業経営に不適（市町村が自ら管理）
	300m未満	林業経営に適（林業経営者へ再委託）	（※）

※グレーゾーンについては、人工林の面的まとまり、森林作業道の開設状況、周辺における森林経営計画の策定状況、民家等からの距離等から判断

③優先順位、取組方針の決定

- ①、②の結果について、都道府県、森林総合監理士、森林組合、事業体等の関係者と意見交換を行い、市町村としての意向調査の取組方針や優先順位の考え方を決定。本制度も含めた森林・林業に係る政策ビジョンの策定も、取組推進にあたり有効。
- 面的に意向調査を行うのみならず、地域の実情に応じて、民間事業者の経営意欲が高い森林や集落周辺の森林など、まずは、ニーズの高い箇所に絞って、ピンポイントで意向調査を行うことも選択肢。

矢板市森づくりビジョン・アクションプランの策定｜ 栃木県矢板市

- 森林に対する地域の様々なニーズを踏まえた森づくりの推進に向けて、令和５年10月に「矢板市森づくり条例」を施行。
- 同条例に基づいて、令和６年２月に、市民との協働による森林資源の保全と持続的な利活用のあり方、目標等を「矢板市森づくりビジョン」として整理。
- 同ビジョンに掲げた森づくりに関する理念を踏まえて、市域における森林・林業に関する施策の取組方針や具体的な取組を整理した「矢板市森づくりアクションプラン」を策定。

【矢板市森づくり条例】

- 林業成長産業化地域創出モデル地域として、主伐・再造林を主軸とする木材資源の循環利用の取組を推進したことを契機に、ニーズに応じた森林づくりが重要と認識。
- 森林資源に対する地域の多様なニーズを踏まえて、市民との協働による森林整備を具体化・推進するため、令和５年10月に「矢板市森づくり条例」を施行。
- 市域における森づくりの方向性や基本理念、市・森林所有者・市民・関係事業者との役割分担を整理。
- 条例において、森づくりビジョン及び森づくりアクションプランの策定も位置づけ。
- 併せて、ビジョン及びアクションプランの策定、森づくりに関する基本的な事項等を審議する機関として、「矢板市森づくり協議会」を置くこととしている。

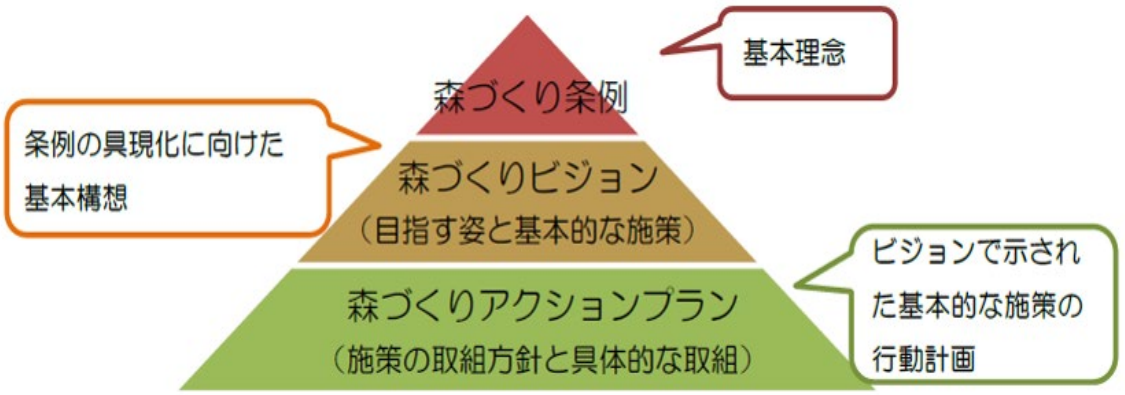

森づくり条例、森づくりビジョン、森づくりアクションプランの階層構造

【矢板市森づくりビジョン】

- 令和６年２月制定。
- 市域における森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本構想。
- 森づくりの基本理念、目標（将来像）、目標達成に必要な取組、取組の進捗管理で構成する10年間のビジョン。

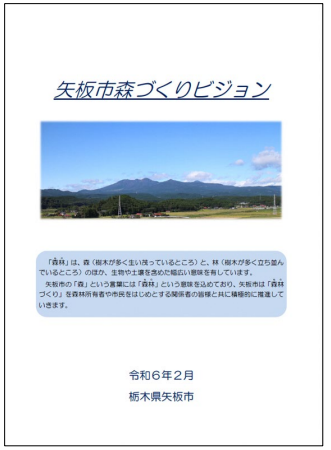

【矢板市森づくりアクションプラン】

- ビジョンに掲げた目標（将来像）の実現に必要な取組内容を整理した５年間の行動計画。
- 取組毎に定量的な数値指標を設定し、進捗を把握できるように工夫。

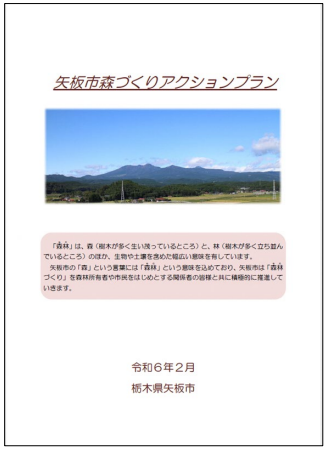

森林経営管理制度に係る取組方針｜徳島県美馬市・つるぎ町

- 美馬市・つるぎ町では、地域の森林を活用し、雇用の創出や外部からの移住・定住を促す取組に注力。
- 小規模林業者向けの雇用創出・事業地確保といった地域課題解決のために、森林経営管理制度を活用する方針。
- 市町の入札・発注業務等を（一社）やましごと工房が代行し、小規模な林業事業体が受注しやすい規模・形態で発注することで業務発注の平準化を図り、林業従事者の雇用の安定、森林整備の促進につなげている。

【本制度を活用した地域課題の解決】

- 美馬市・つるぎ町において、地域の森林を活用し、雇用の創出や外部からの移住・定住を促す取組に注力。
- 本制度を活用して市町へ集積した森林について、一部は意欲と能力のある林業経営体へ再委託。その他の森林について、市町村森林経営管理事業を小規模林業事業者へ発注。
- 適正な森林管理と併せて、事業者の経営基盤強化や新たな起業を促し、林業の担い手確保、さらには地域経済の振興や人口増加を図っている。

【上位の目的】

- 「移住・定住」に寄与する森林経営管理制度の運用

【森林経営管理制度の具体目的】

- 林業における就労機会の増大
- 企業（起業）誘致の促進

そのために

森林経営管理制度を活用して市町村森林経営管理事業（保育間伐）を創出し、小規模林業事業者へ発注。

【市町村森林経営管理事業の取組】

- 「美馬市森林経営管理事業実施要領」及び「つるぎ町森林経営管理事業実施要領」に基づき、市町村森林経営管理事業のうち現地調査、事業設計、積算業務を（一社）やましごと工房が代行。
- 保育事業の減少が、小規模な林業事業者の減少、林業への新規参入の低調さ、林業従事者不足の根本的な原因と考え、市町村森林経営管理事業にて保育事業を発注。
- 小規模な林業事業体は、市町の入札資格要件を満たせず、入札参加の機会を逸していることから、小規模な林業事業者が受注しやすい発注形態・業務量を勘案して、業務発注内容を調整。

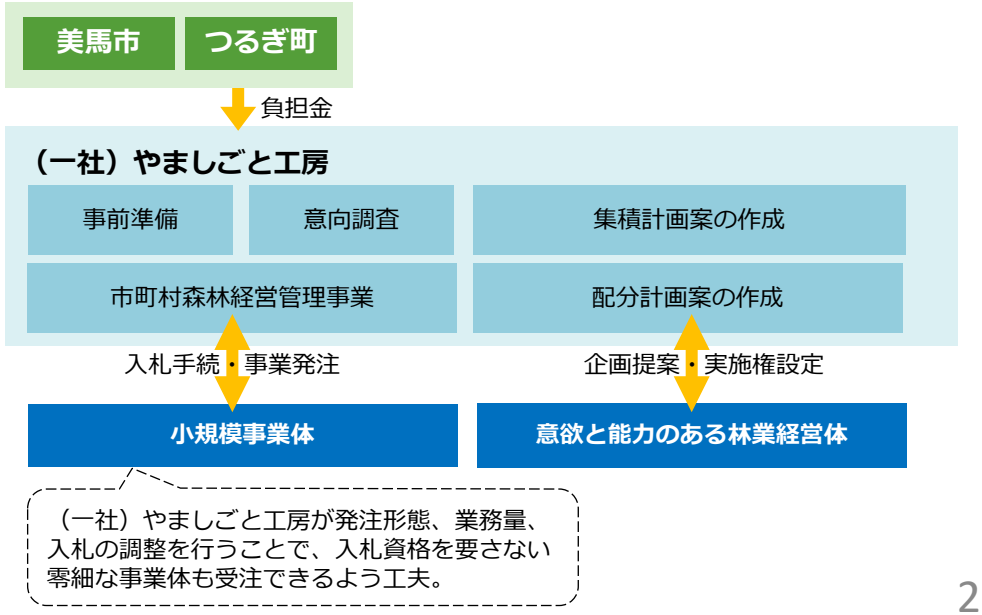

森林経営管理制度に係る取組方針｜ 京都府綾部市（あやべ）

- 綾部市では、「モデル地区での取組」、「意向調査実施計画に基づく取組」、「地元要望に基づく取組」の３つのアプローチから森林整備を推進。
- 森林所有者や境界等が明らかで本制度に協力的な地域を「モデル地区」に設定して取組を開始。
- 令和２年３月に「綾部市森林経営管理意向調査実施計画」を策定し、同計画に基づき計画的に意向調査を実施。意向調査の早期実施を要望する地域も随時受け入れることで、森林整備の早期着手につなげている。

【取組パターン】

モデル地区	意向調査実施計画に基づく地区	地元要望
森林所有者や境界が明確、地元が協力的	市内を21区分し、順次意向調査を実施	一定の要件のもと随時受け入れ

【意向調査実施計画の策定・見直し】

意向調査の進め方について「綾部市森林経営管理意向調査実施計画」を令和２年３月に策定。市内を21ブロックに区分し、手入れが行き届いていない森林面積が多い地域から順に実施する方針。

綾部市森林経営管理意向調査実施計画
（意向調査実施順の決定方針）

①過去10年間の施業履歴がない森林
②森林経営計画が未策定等、今後の施業予定がない森林

上記①、②に加えて以下の点も勘案
- 林業経営可能な候補地として専門的な見地から提言を受けた森林
- 森林所有者が境界明確化の実施に協力的な森林
- 過去10年間に施業履歴がある森林、または、森林経営計画が策定済等の施業予定がある森林に隣接し、森林所有者の同意が得られやすい森林

令和４年度以降

- 着実に森林整備につなげるため、森林経営が見込まれつつも手入れがされていない森林で、以下を基準として、各ブロック内の林班ごとに優先順位のランク付けを実施。
  - 森林簿の情報（路網からの距離、伐期齢の超過等）
  - 災害発生リスク（土砂災害等のレッドゾーン）
  - 自治会所有林等慣行共有が多い地域
- これまでの取組を踏まえて、令和６年度には、本制度に係る今後の取組の方向性・方針を定めた長期ビジョン（綾部市森林経営管理ビジョン）を策定。

【地元要望による受入ガイドライン】

意向調査実施計画に基づく意向調査とは別に、地元から要望があった場合は、一定の要件のもと随時受け入れ。

（受入要件）
- 概ね30ha以上
- 森林所有者が明らか
- 森林所有者全員の同意取得の見込みあり
- 管理上の支障がない　　など

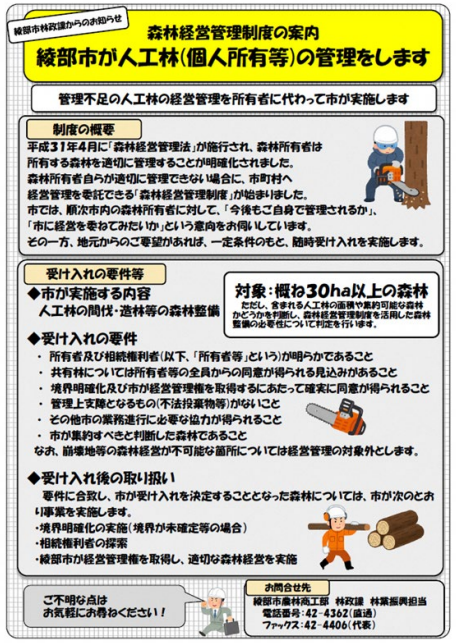

２．意向調査から森林整備まで

（１）意向調査

- 意向調査では、①集積計画対象森林についての経営管理の現況、②集積計画対象森林についての経営管理の見通し、③その他参考となるべき事項について、森林所有者の意向を把握。また、意向調査の結果は集積計画の策定検討に当たっての重要な情報となるため、調査の趣旨と内容を十分に理解した上で森林所有者に回答してもらうことが重要。
- このため、都道府県の出先機関や森林施業プランナー、自治会関係者等と連携しながら、集落座談会の開催や市町村の広報等を活用した制度の周知などを行うことが望ましい。

【取組のポイント】

- 集積計画を策定するためには、森林経営管理法に基づく「意向調査」を実施する必要。
- 森林経営管理法に基づく「意向調査」と位置付けるためには、意向調査票に以下の３点が含まれている必要がある。

意向調査票　（施行規則第３条を参照）

1　集積計画対象森林についての経営管理の現況
- 現在の管理や手入れの状況
- 過去に行った管理や手入れの状況（施業履歴の有無）　など

2　集積計画対象森林についての経営管理の見通し
- 自ら経営管理するか、経営管理を委託したいか
- 事業体への受委託契約を望むか、森林経営管理制度を望むか
- どのような経営管理を望むか　など

3　その他参考となるべき事項
- 山林の所有状況（相続の発生、売買の有無等）
- 森林の場所、境界の把握有無　など

- 上記の内容が含まれていれば、調査票に記載する質問の数や具体的な内容は様々に工夫することが可能。
- 意向調査の結果把握した所有者情報等は、林地台帳に反映し、情報基盤を整えておくことも重要。

【意向調査の回答に応じた取組フロー】

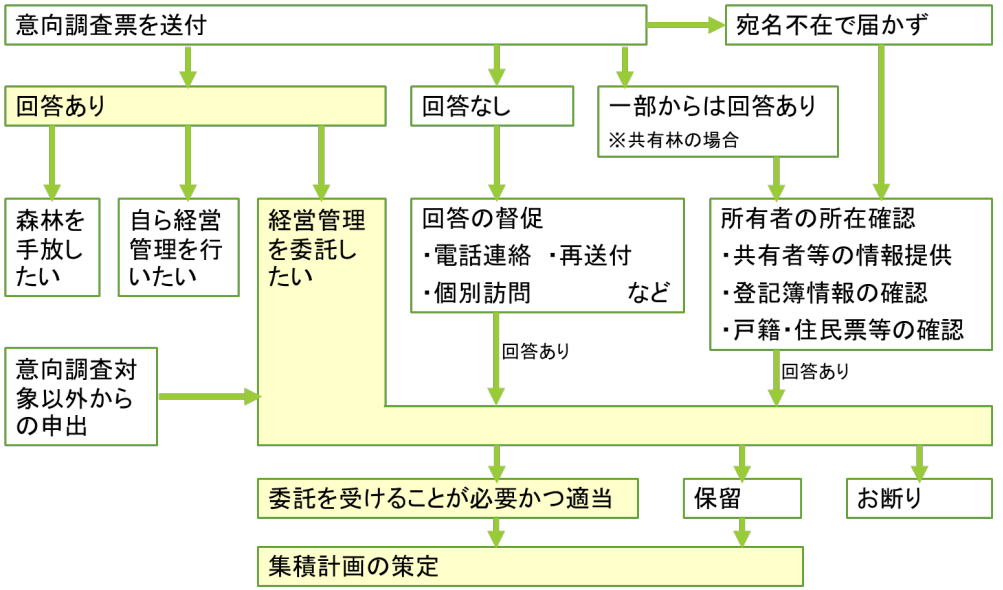

- 意向調査の結果、「市町村への委託を希望」と回答があった森林であって、市町村が経営管理の委託を受けることが必要かつ適当と認める場合には、集積計画を策定。
- 一方で、経営管理を委託したい旨の意向があったとしても、市町村の経営管理の方針に合致しない場合や計画を作成するタイミングが合わない場合などは、お断りや保留することも検討。
- 意向調査の回答から集積計画の作成までの期間については定めはないが、森林所有者の意向に変化がないよう１年以内に対応することが望ましい。

回答率向上に向けた取組｜群馬県中之条町（なかのじょうまち）

- 中之条町では、意向調査の回答率向上のため、意向調査票の工夫や業務の外部委託を実施。
- 意向調査の設問数を減らすなど、回答者の負担を軽減。このほか、宛先不明者や未回答者への対応を用地取得や地権者対応等の経験が豊富な民間企業に外部委託。
- これらの取組の結果、意向調査票の回収率は90%以上になっている。

【意向調査の作業分担】

町

- 対象森林（林班）の決定。
- 意向調査票の発送。
- 未回答者へ「調査票を委託業者が訪問回収する」旨を通知。（督促状の郵送）
- 宛先不明者について、戸籍等の公的書類を基に探索。
- 意向調査票回収後の集計作業。

外部委託

民間企業

- 戸籍等の公的書類での探索が困難な森林所有者の探索。
- 個別訪問による本制度の説明、意向調査票の回収。

【外部委託の具体内容】

- 町が探索できなかった宛先不明者について、近隣住民への聞き取り等により探索。
- 現住所が判明した森林所有者・未回答者へ個別訪問。本制度について説明し、森林所有者の意向を確認。
- コールセンターを設置。意向調査票発送から２ヵ月間コールセンターを設置し、住民からの問い合わせに対応。（意向調査初年度のみ）

- 用地取得や地権者対応等で培ったノウハウを活かし、町職員の負担を軽減。
- 意向調査票の回収率は50～60%程度→90%以上に向上。

【意向調査票の工夫】

- 回答者の負担を勘案し、意向調査の設問数を３問と簡素な内容に。
- 回答は記述方式ではなく選択方式。
- 意向調査票の発送時に、記入例や本制度に関するQ&Aを同封することで、記入時の不安や不明点の解消に努めている。

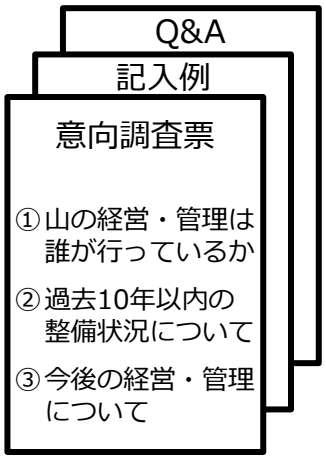

【業務発注上の工夫】

- 意向調査や所有者探索の業務発注は、年度内に少量の業務を複数回発注する可能性が高いが、毎回契約締結により業務発注するのは大きな負担。
- そこで、業務項目や受発注者間の役割分担等について基本契約を締結し、個別具体の作業については数量・委託内容を記載した依頼書を業務の都度発行する形に。
- 依頼書のみで発注し、実績数での精算としたため、変更契約等の契約事務が不要となった。
- 結果、実務の簡素化と迅速な発注を実現。

森林所有者情報の精度向上｜岐阜県郡上市

- 郡上市では林地台帳情報、固定資産課税台帳情報、登記情報を突合し、森林所有者情報の精度向上を図っている。
- 登記や戸籍等の公的書類を用いた探索業務については、会計年度任用職員を雇用し専任させることで、所有者探索に係るノウハウの蓄積及び実務の効率化を進めている。

【森林所有者情報の精度向上】

- 意向調査票の発送前に、林地台帳の所有者情報を直近の固定資産課税台帳、登記情報と突合させ、精度の向上を図っている。
- 免税点以下の森林を所有する者については、登記情報の要約書を活用。

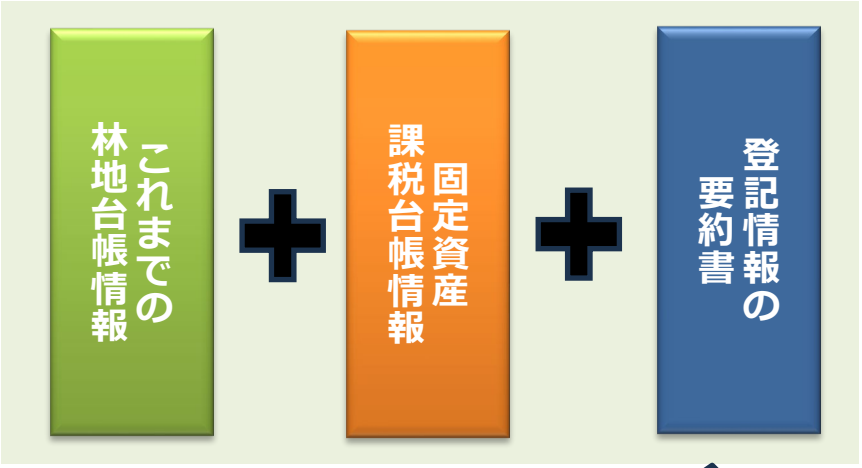

免税点以下の森林は固定資産課税台帳では情報を得られないため、登記情報の要約書も併せて確認。

【相続人調査専門の職員を雇用】

- 郡上市では、所有者情報の精度向上を図った上で、意向調査で宛先不明となった森林所有者等については、公的書類を用いて探索も実施。
- しかしながら、所有者探索は、登記簿、住民票、戸籍謄本、戸籍の附票など、公的書類の取得や読解に、専門的な知識や経験を要するほか、探索に係る労力も多大になる傾向。
- 一方で、市の林務担当職員は、人事異動のサイクルにより、担当部署内で知見・ノウハウを蓄積できないことが課題。
- そこで、相続人調査専門の職員として会計年度任用職員を雇用。戸籍等の業務未経験者でも、雇用後に実務経験を積ませることで職員を育成。
- 会計年度任用職員を専任雇用することで、知見やノウハウを蓄積し、所有者探索に係る実務の効率化を図っている。

【担当課の職員体制（常勤６名）】

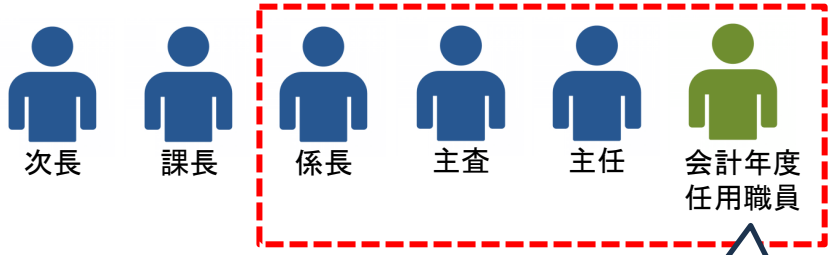

相続人調査に会計年度任用職員を専任雇用

（２）現地調査・境界明確化

- 森林所有者から経営管理の委託を受けるにあたっては、森林整備の必要性や具体的な経営管理の内容を判断する必要があるため、現地確認や立木調査等の現地調査が必要となる。加えて、現地調査の結果をもとに、事業費の積算や収支計算を行うことで、対象森林の林業経営の適否の判断が可能となる。
- また、森林整備を実施する際には、森林の境界について、所有者間で合意形成を図っておくことが必要。特に、地籍調査が未実施の地域においては、経営管理権を設定する森林の範囲を明確にするためにも、境界明確化の取組が重要。

【取組のポイント～現地調査～】

- 現地調査を実施するにあたっては、森林の現況（ha当たりの本数、直径、樹高など）や林道からの距離などを調査し、森林整備の必要性や林業経営の適否を判断。
- 調査結果から、森林整備の事業費の積算を行い、収支計算の結果から再委託の可否を判断。
- さらに、所有者説明にも活用できるよう、森林の現況と今後の経営管理の方針を定めた「施業プラン書」などの作成も検討。

【取組のポイント～境界明確化～】

- 森林の経営管理の委託を受けるに当たっては、森林の境界について所有者間で合意形成を図っておくことが必要。ただし、筆界の特定までを林務部局において実施する必要はない。
- 右のフロー図のように、現地立会を求めたり、現地立会が困難である場合は、図面上での合意形成を図るなど、何らかの方法により、合意形成の履歴を担保。

例）空中写真、現地写真、図面、同意書を所有者に郵送し、異存がなければ、所有者が署名押印等の上、返信してもらう　など

【森林経営管理制度の取組フローと現地調査・境界明確化の位置づけ】

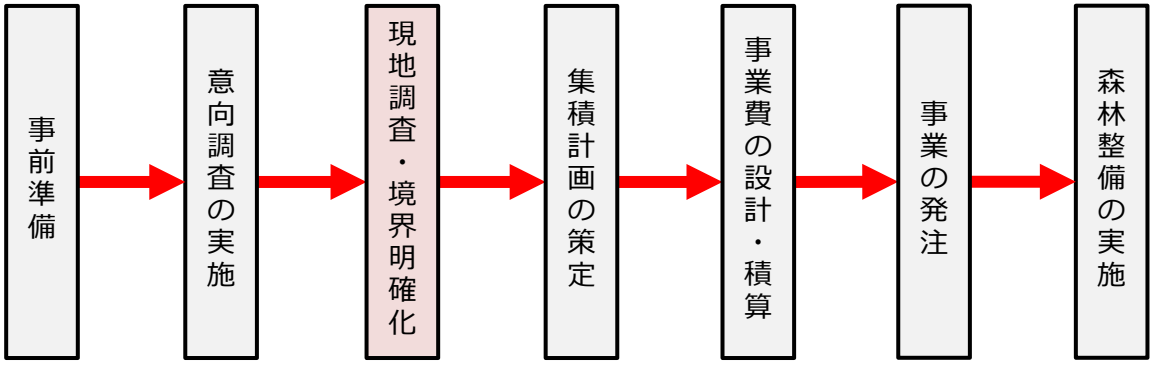

※上記のほか、「意向調査実施前」や「集積計画策定後～事業発注前」に実施するパターンもある。

□ 森林境界の明確化の例①（基本的な流れ）

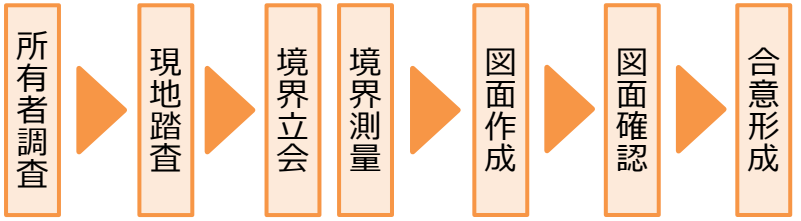

□ 森林境界の明確化の例②（現地立会が困難な場合）

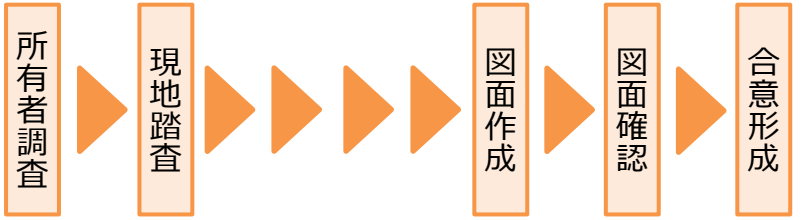

所有者調査
森林簿、登記簿、地元精通者への聞き取り等により調査

現地踏査
境界の手がかり等を調べつつ、確認

境界立会/境界測量
関係者立会の下、境界を決め、杭を打ち、GPS機器等で測量

図面作成
測量の結果を図面に反映

図面確認
集会所等での確認

リモートセンシングデータを活用した境界案の作成｜北信州森林組合

- 北信州森林組合は、整備する森林の外周等の測量をコンパス等で実施していたが、リモートセンシングデータを活用することで効率的な測量が可能となったことから、あらかじめ境界を明確化し、計画的に森林整備を実施する方針。
- 境界案を作成するに当たっては、公図・登記簿を最も根拠のある情報とし、航空レーザ計測データ等を重ね合わせることにより、最も妥当な境界線を判断。
- 境界を決めかねる場合は、境界案に100%の完成度を求めず、直ちに森林所有者に境界を確認。森林所有者間で合意しない場合は境界が定まらないので、深追いしない。

【背景・経緯】

- 整備する箇所（外周等）の測量をコンパス等で実施していたため、森林所有者に境界案を示すための杭を敷設する作業等に係る労力が多大であった。
- リモートセンシングデータの活用（GPSを活用した測量機器）により、効率的な測量が可能となった。
- 森林所有者とのつながりの維持や今後の整備箇所を選定するため、定期的に実施していた森林の巡視に、境界明確化という目的を付加する発想の基、取組を推進。

左：UAVコントローラー
中央上：UAV　中央下：スマートフォン
右：GNSSレシーバー

【作業手順】

①複数の公図をスキャンして、コンピュータ上で貼り合わせ、対象範囲全域の公図と登記簿情報により森林所有者を洗い出す。（図1）

②空中写真（現在、過去、別季節）、航空レーザ計測データ（地表面データ）の情報を取得し、GIS上の図面に①と重ねる。

③②で作成した情報から樹種、林相、既設道、地形などから境界線を推測し、GIS上で境界案を作成する。

④現地にて2周波GNSSを活用し座標データを取得することで、境界案を微調整する。また、森林所有者から現地確認の希望があれば対応する。（図2）

⑤上記の情報を集約し境界案を作成する。（図3）

◆留意点

- 微地形表現図では、耕作地跡の畔形が、確認しやすく、公図と一致することが多い。
- 公図に記載している赤線など、現地で確認できても、微地形表現図では確認できない場合あり。現地での確認が必要。
- 等高線に対し斜めに交わる境界は稀。等高線図を参考に、斜面方位から判断。
- オルソ画像を用いた樹種判別により、境界木を確認することが可能（ドローンによるオルソ画像は、低高度で撮影が可能であり、より詳細に樹種が確認できる）。

（図1）

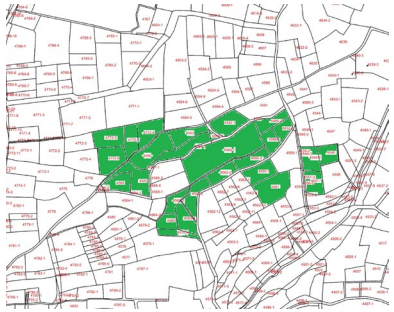

（図2）

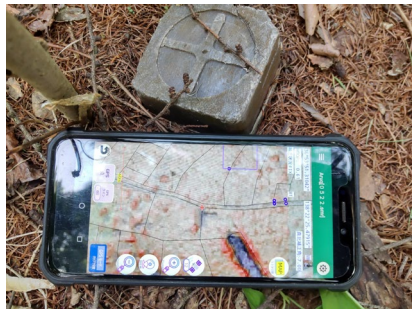

（図3）

境界明確化に係る補助事業、取組内容の見直し｜秩父地域森林林業活性化協議会

- 秩父市では、集積計画の策定段階では境界確認や立木調査等の詳細な調査は行わず、市町村森林経営管理事業を実施する場合に限り、施業実施前に境界確認や立木調査等を行うことで、現場での対応を効率化。
- 経営管理実施権の設定を受けた林業事業体が活用可能な「集約化団地境界明確化事業補助金」を創設していたが、令和６年度からはさらなる施業集約化の促進を目的に、経営管理実施権の設定を受けた林業事業体以外も活用可能な「施業集約化推進事業補助金」として内容を改め、境界明確化の促進を図っている。

【新たに創設した補助事業の概要】

事業名	秩父地域施業集約化推進事業補助金
事業概要	施業集約化に向けた森林所有者との合意形成や、森林の境界明確化に対する補助
補助対象	秩父地域の森林
補助対象者	秩父地域の林業事業者
補助メニュー	①施業集約化活動事業 ・森林の管理・整備に関する委託を受けるための、森林情報の収集、森林調査、関係者の合意形成の取組 ②境界確認事業 ・森林整備予定区域内において、森林所有者や隣接する森林所有者による立会の下、所有者界を明らかにする取組（境界杭の設置など） ③境界測量事業 ・上記の境界確認事業に加え、森林整備予定区域の周囲測量を行うもの
補助率	定額（実行経費と上限単価を比較して低い金額を補助）

	補助単価 (右記以外の森林)	補助単価 (経営管理実施権が設定された森林)
施業集約化活動事業	38,000円/ha	－
境界確認事業	16,000円/ha	32,000円/ha
境界測量事業	45,000円/ha	90,000円/ha

【旧補助事業からの見直し点】

- さらなる集約化促進のため、補助対象とする森林・対象者を、「経営管理実施権が設定された森林・経営管理実施権の設定を受けた林業経営者」から、「秩父地域の森林・林業事業者」へと拡大。
- 補助メニューに「施業集約化活動事業」を新設。施業集約化の促進につながる取組（境界杭の設置等の現地確認、周囲測量）に対しても補助を行う。
- 補助率については、経営管理実施権が設定された森林とそうでない森林とで単価を分けている。
- 慢性的なマンパワー不足の状況にある管内の市町に代わり、管内の林業事業体が本補助金を活用することで、境界明確化や施業集約化を促進。

森林所有者が現地立会できない場合の境界明確化｜岐阜県郡上市

- 郡上市では、地籍調査の進捗率が約４％にとどまっており、森林整備の実施に当たって、境界明確化の推進が課題。
- 森林所有者の立会を必須とした従来の境界明確化から、「郡上市地区森林管理指導員」による地元精通者への聞き取り調査や森林所有者の委任を受けた代理人による立会、などにより境界明確化を推進。

【背景・経緯】

- 郡上市では、地籍調査の進捗率が４％にとどまっており、境界明確化の推進が急務。
- 境界明確化が進まない要因として、森林所有者の多くが、自らが所有する森林の境界を知らない、高齢や遠方在住等の理由から現地立会が困難等があった。
- 上記の課題に対応するため、地域の森林に詳しい住民等から協力を得ることにより、境界明確化を進めるよう、対応を見直すこととした。

【境界明確化に係る工夫】

- 境界明確化業務は、森林経営管理制度に係る実務の推進組織として設立された「郡上森林マネジメント協議会」へ委託。
- 協議会が森林組合OB等を「郡上市地区森林管理指導員」として委任。地元の森林に精通した者への聞き取り調査などにより、境界明確化の事前準備を実施。郡上市地区森林管理指導員と地元精通者で協力しつつ、境界明確化に取り組んでいる。
- このほか、意向調査で「市へ委託希望」と回答した森林所有者のうち、高齢等の理由により本人が現地立会できない場合は、森林所有者から委任を受けた代理人が現地立会を行い境界明確化を行えることとした。

地元精通者への聞き取り

代理人による現地立会

【境界明確化の推進体制】

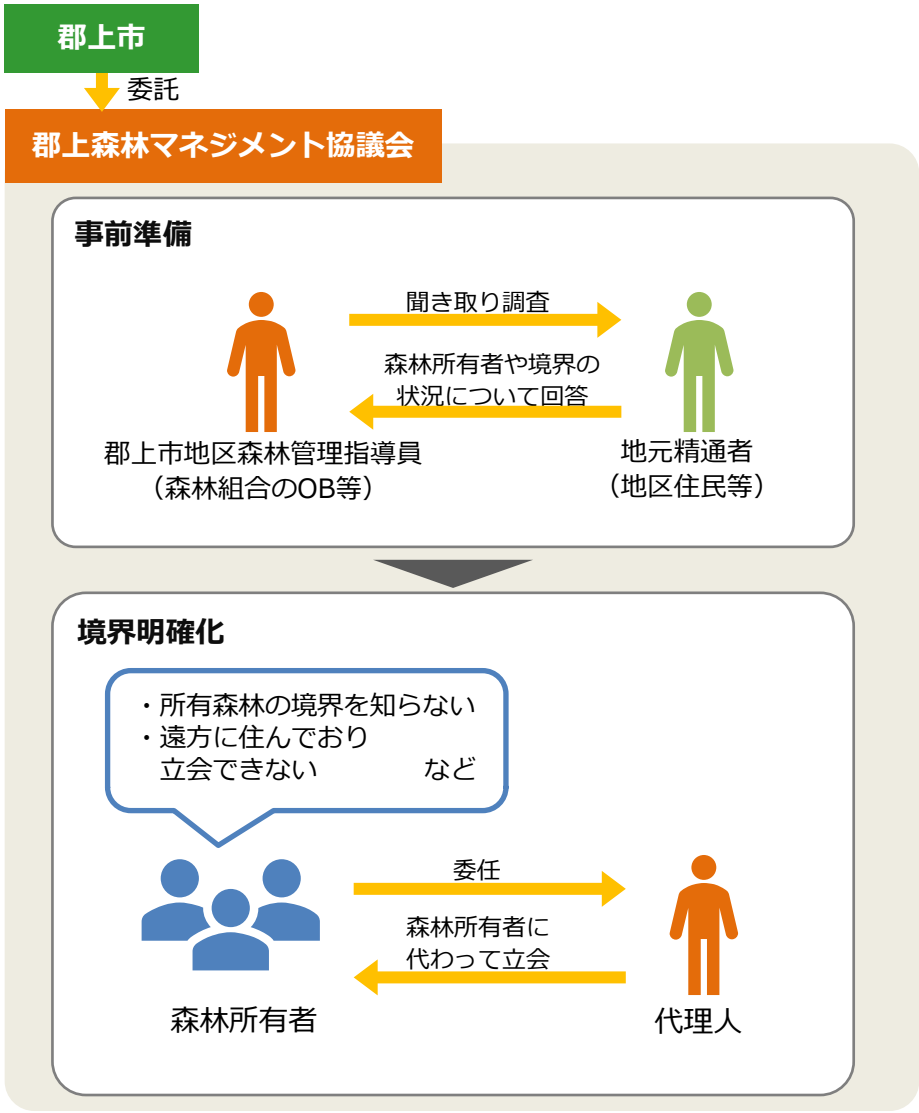

（３）集積計画

- 市町村は、意向調査において、森林所有者が市町村に経営管理権を設定することを希望した森林及び森林所有者から市町村に経営管理権の設定の申出があった森林について、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合は、集積計画を作成。
- 集積計画は、森林所有者ごとに作成（共有林において、共有者の構成や持分の割合が一部でも異なれば、別々の集積計画を作成）することとし、対象森林ごとに関係権利者全員の同意が得られている必要。集積計画について、関係権利者全員から同意を得た後、集積計画を定めた旨を公告することで、市町村に経営管理権が設定。

【取組のポイント】

- 集積計画においては、次の事項を定める。
  （詳細は「事務の手引」（その１）P26参照）

集積計画の記載事項　（法第４条、規則第２条）

①森林の所在、地番、地目、面積
②森林所有者の氏名又は名称、住所
③経営管理権の始期、存続期間
④経営管理の内容
⑤金銭の算定方法、支払時期、相手方、方法
⑥経営管理権に係る法律関係

- 集積計画は、「市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画、その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画」との調和が保たれたものである必要がある（法第４条第４項）ため、集積計画の内容は、市町村森林整備計画に定められた森林の整備に関する基本的な事項等に沿った内容にすること。
- また、都道府県知事の定める地域森林計画とも調和が保たれている必要があるため、当該森林が保安林に指定されている場合は、当該保安林の指定施業要件を満たす必要がある。

【集積計画案の作成から、公告・縦覧までのフロー】

集積計画案の作成
- 市町村森林整備計画の位置づけ、法制限の有無等の確認　（法第4条第4項）
  （ 標準的な施業の実施時期、推進すべき施業の区域、造林の対象樹種、保安林の指定有無　など ）
- 市町村の考え（ 何年預かるか、市町村自ら管理か、林業経営者に再委託か　など ）
- 森林所有者の意向（ 主伐を望むか、間伐を望むか、何年預けたいのか　など ）

↓

同意取得　（法第4条第5項）
- 森林所有者の同意（ 確認書【別記様式第6号】への記名・押印、集積計画への押印 ）
- 関係権利者の同意（ 集積計画への押印 ）

↓

境界の明確化（合意形成）も併せて実施

↓

集積計画の公告・縦覧　（法第7条、規則第5条）
- インターネット等を活用し、集積計画を公告・縦覧
- 森林所有者に写しの送付

- 集積計画を定めるにあたっては、関係権利者全員の同意が得られている必要があるため、森林所有者から得た情報及び登記簿に記載された情報の範囲で関係権利者の把握を行う。
- 集積計画は行政計画であり、公告することによって権利が設定。市町村は、インターネットの利用、その他の適切な方法により公告を実施。

集積計画の対象森林（災害防止）｜岐阜県郡上市

- 郡上市では、市森林整備計画のゾーニングにおいて、「環境保全林」となっている森林のうち、森林経営計画が策定されておらず、施業履歴がない森林（約1.1万ha）を森林経営管理制度の対象として選定。
- このうち、災害防止の観点から、山地災害リスクが高く、民家周辺に所在する森林等として、当面は約１千haの森林を優先的に意向調査、集積計画の策定を進めていく方針。
- 集積計画を策定した森林は市町村森林経営管理事業による切り捨て間伐を実施。未整備森林の解消を図る。

【対象森林の抽出フロー】

①「管理されている森林の区域」を特定
＝「森林経営計画作成区域」＋「施業履歴のある森林」

**②地域森林計画対象民有林から①の区域を除外し、
「管理されている森林以外の森林の区域」を抽出**
＝「地域森林計画対象民有林」－「管理されている森林の区域」

**③環境保全林と②の区域とが重なる区域を抽出
＝「森林経営管理制度対象森林」（約１万１千ha）**

さらに、抽出した森林について、
- 砂防指定地
- 山地災害危険地区
- 保安林への指定状況
- 過去に山地災害が発生した箇所

等に基づいて点数化、意向調査の優先順位を決定

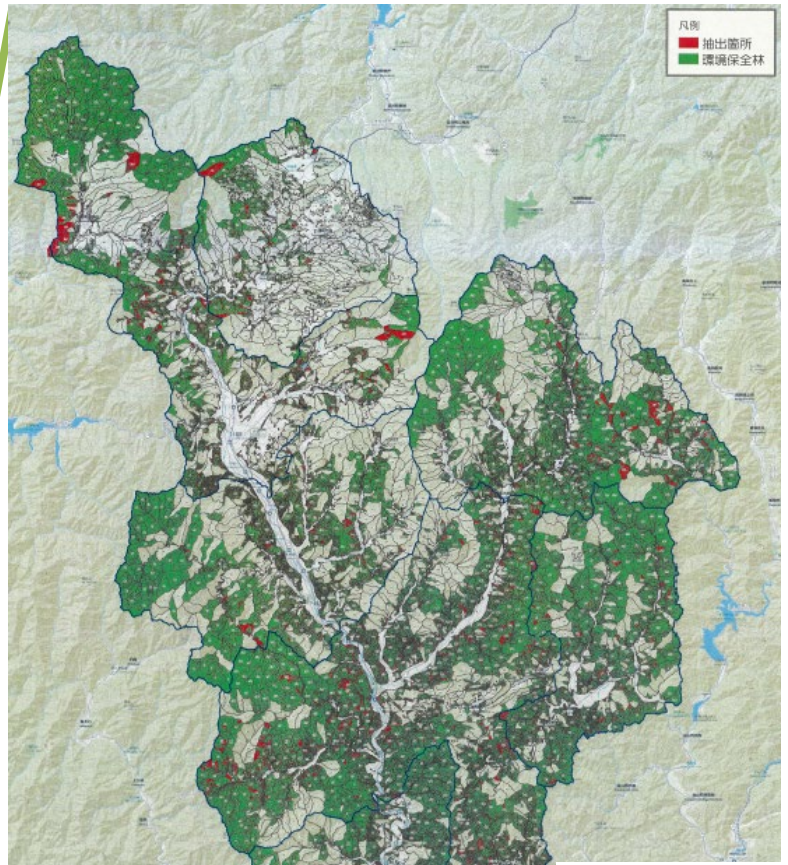

集積計画の対象森林（林業事業体からの提案）｜島根県邑南町（おおなんちょう）

- 邑南町は、町、木材協会、県登録事業体を構成員とする「邑南町新たな森林管理システム運営協議会」を設置。県及び森林経営推進センターもオブザーバーとしてサポート。
- 森林経営管理制度は林業事業体への再委託を念頭に運用。対象地は、林業事業体からの提案を受けて、協議会で決定。
- 林業事業体の意向を汲み取り、対象森林を選定・集約化することで確実な再委託へつなげている。

【森林経営管理制度の実施体制】

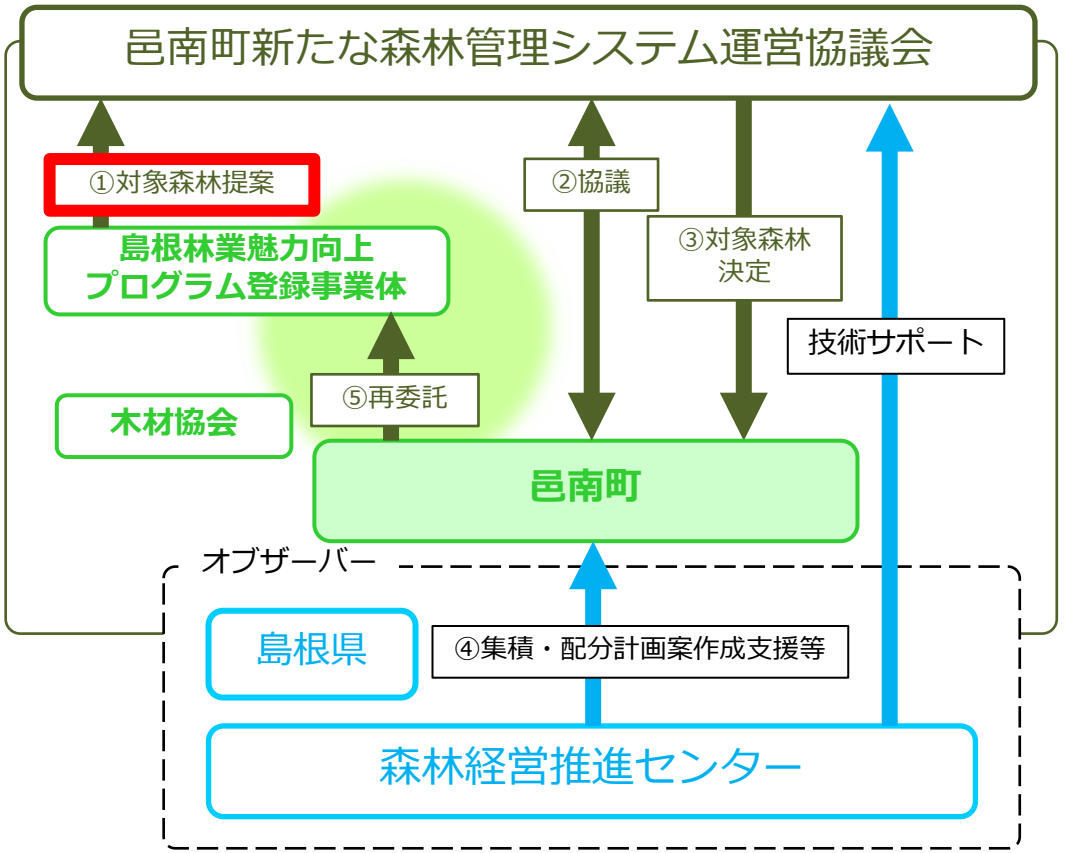

【対象森林の選定】

- 林業事業体への再委託を念頭に本制度を運用。
- 意向調査・集積計画の対象森林について、県から認定を受けた林業事業体が対象森林を提案。
- 提案のあった森林について、町独自に定めた評価ポイントを基に、協議会で対象森林を選定。

対象箇所選定の評価ポイント

①地籍調査実施済みで境界が明確
②人工林率が高い（70%以上）
③林道等とのアクセスが容易で今後の路網整備が可能
④配分計画の策定まで見込める

- 林業事業体の意向を汲み取り、対象森林を選定・集約化することで、集積計画を策定した森林について、確実に再委託までつなげられるよう工夫している。

邑南町新たな森林管理システム運営協議会の様子

集積計画に基づく間伐等の実施｜和歌山県有田川町（ありだがわちょう）

- 有田川町では、「有田川町森林経営管理権集積計画策定方針」にて、独自に集積計画の策定要件等を整理。
- 本方針に基づいて集積計画を策定した森林のうち、森林経営計画の策定が見込めない森林について、市町村森林経営管理事業により森林整備。
- 要件に合致せず、集積計画を策定できなかった森林については、町独自の補助事業で対応。

【有田川町森林経営管理権集積計画策定方針】（抜粋）

【集積計画策定地の選定要件】
① 経営計画策定が期待できる山林
② 既存の経営計画と一体的な施業が期待できる山林
③ 和歌山県が作成する土砂災害マップにおける土砂災害の危険がある箇所付近の山林
④ 災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住宅被害の可能性がある山林
⑤ 災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住民が日常的に往来する道路を寸断する可能性がある山林
⑥ 緊急に施業が必要とされる山林
⑦ 概ね３ヘクタール程度の施業の集約化が見込める山林
⑧ 町長が特に認める山林

【集積計画の基本条件】
- 存続期間は10 年（施業で主伐を含む場合は15 年）を基本。状況に応じて存続期間・内容は変更可能。

【集積計画を策定した森林における整備の方向性】
- 自然条件が良く経済的に成り立つと見込まれる山林（主として選定要件①、②に該当する山林）は、経営計画の策定を検討。
- 自然条件が悪く今後とも経済的に成り立たない森林においては、市町村森林経営管理事業（間伐等）を実施。

【集積計画に基づく間伐等の実施】

- 令和５年度までに、集積計画を策定したうちの約154haの森林で、市町村森林経営管理事業により切捨間伐等を実施。
- 事業の実施にあたって、現地調査、設計・積算は町の直営で実施。
- 直営で実施することにより、監督員である町職員が現地の状況を詳細に把握でき、適切な事業の設計・積算につながっている。

集積計画に基づく間伐実施後の森林

【集積計画を策定しなかった森林への対応】

- 集積計画策定地の選定要件に合致しなかったなど、集積計画を策定しなかった森林については、町独自の補助事業で支援。
- 森林経営管理制度、森林経営計画、町独自事業を使い分け、町内の森林整備を推進していく方針。

（４）所有者不明森林等に係る特例措置①（特例措置の概要）

- 集積計画は、森林所有者をはじめとする関係権利者全員の同意が必要となるため、森林所有者の全部又は一部が不明な森林等については、通常の手続きでは、集積計画を策定することは不可能。そのため、森林経営管理法では、上記の場合であっても、集積計画を定めることが可能となるよう、特例を措置。
- 共有者の一部が不明であることが明らかになった森林については、「共有者不明森林に係る特例」が、所有者の全部が不明であることが明らかになった森林については、「所有者不明森林に係る特例」が、森林所有者が経営管理の意向を示さない森林等について集積計画を定めようとする場合は、「確知所有者不同意森林に係る特例」が適用可能。

【取組のポイント】

- 森林所有者の全部又は一部が不明な森林では、不明な森林所有者を探索し、なお不明な場合は、一定の手続きを経て、「所有者不明森林等の特例」を活用することによって、集積計画を策定することが可能（取組フローは右図の通り）。
- 関係権利者全員の同意を得て、集積計画を策定した場合は、計画の存続期間に上限・下限はないが、所有者不明森林等の特例により、集積計画を策定した場合の存続期間は、上限が50年。

【取組フロー】

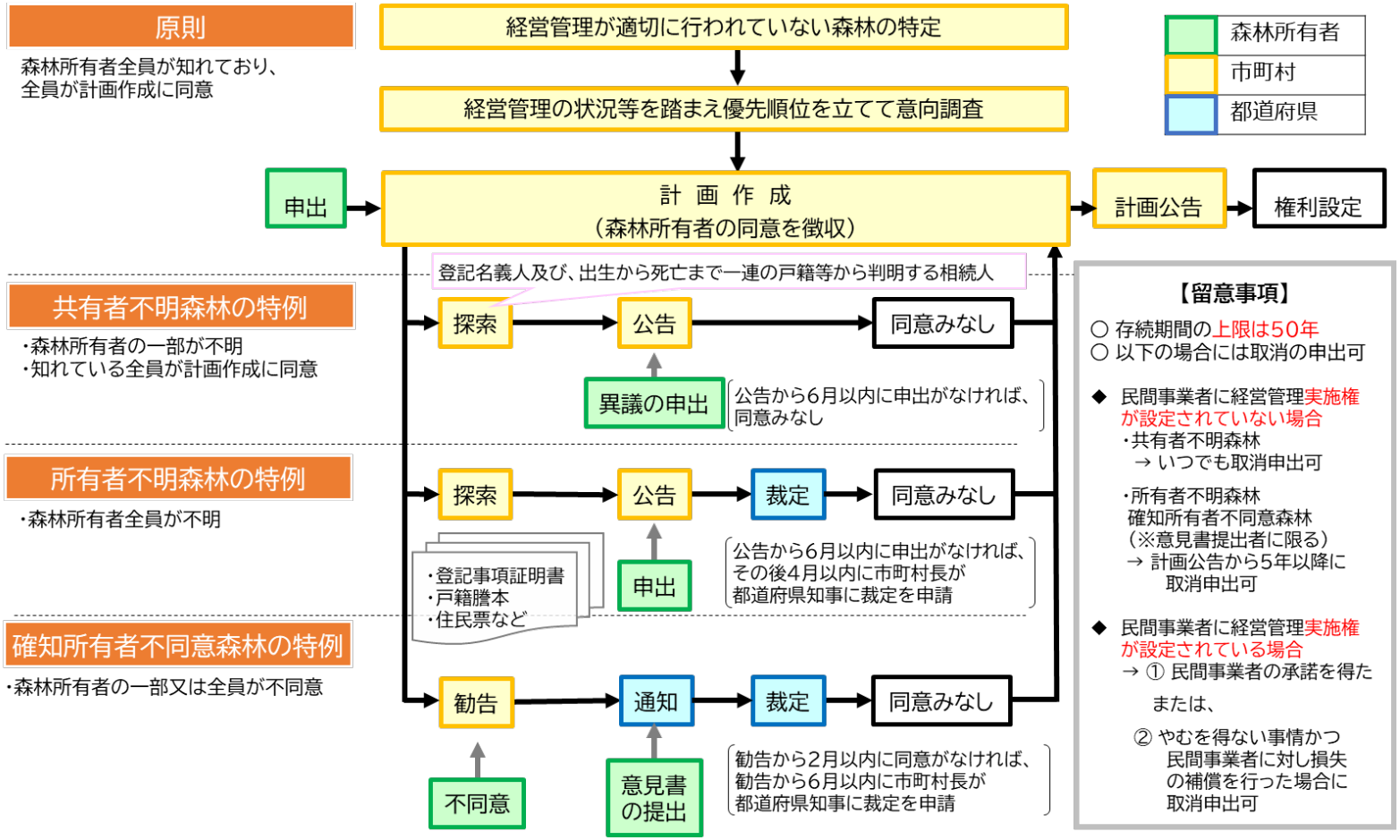

所有者不明森林等に係る特例措置②（探索の範囲）

- 法令の規定（森林経営管理法施行令第１条、施行規則第９条）により、探索する範囲は、原則として、登記簿上の所有者及び戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本から判明する相続人※１に限られる。公的書類が取得できない（＝「戸籍」が見つからない）場合は、不明森林所有者として扱って差し支えない。※２
- 相続人（子）が亡くなっている場合であって、当該相続人（子）の「消除された戸籍の附票（除附票）」から、相続人の相続人（登記名義人の孫等）の現住所が判明した場合、当該相続人の相続人（孫）に対して、意向の確認を行う。

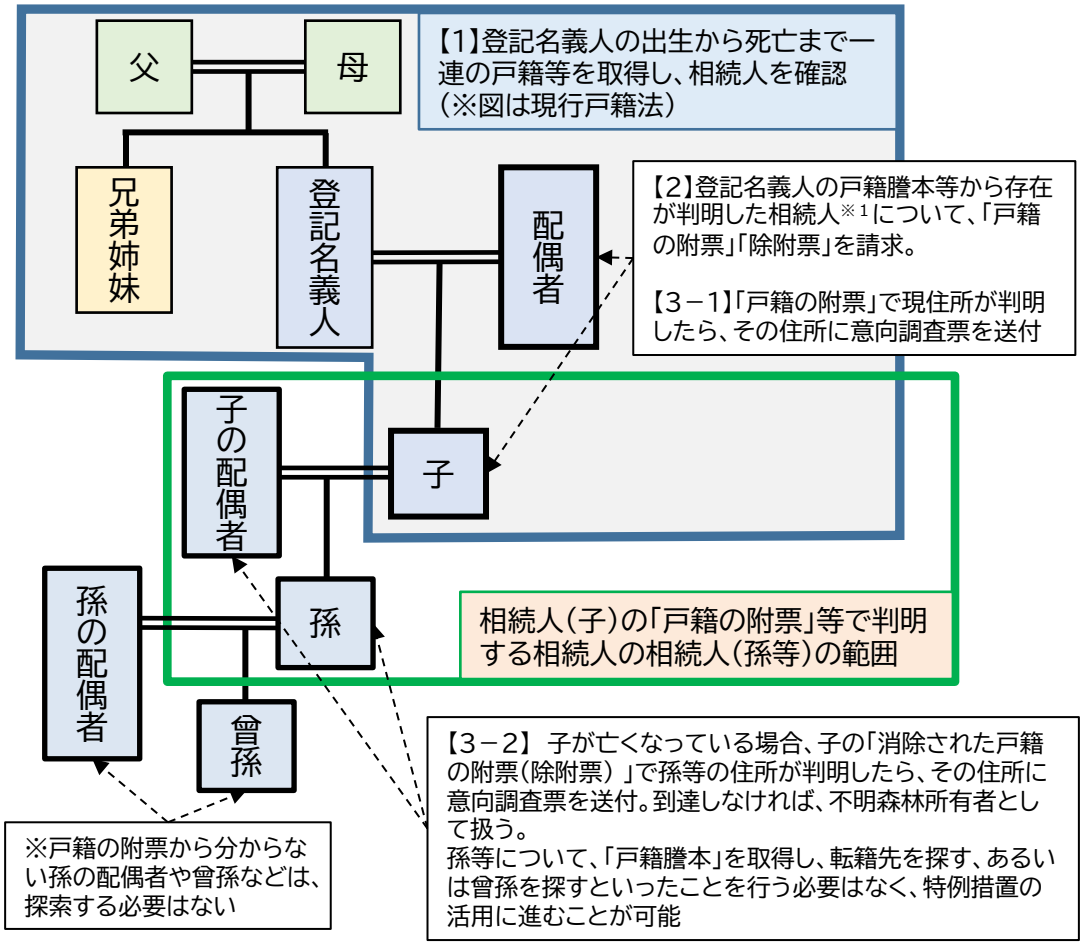

【１】登記名義人の出生から死亡まで一連の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本を取得した場合に判明する相続人※１を確認。

【２】それらの相続人について、「戸籍の附票」「消除された戸籍の附票（除附票）」を請求。

【３－１】「戸籍の附票」が取得できた場合、判明した現住所に意向調査票を送付。

【３－２】相続人（子）が亡くなっていると判明した場合、「消除された戸籍の附票（除附票）」に記載されている、当該相続人（子）の相続人（孫等）の現住所を確認。
⇒現住所が判明すれば、当該住所に意向調査票を送付。
⇒転籍をしている場合には、特例措置の活用に進むことが可能。
（相続人（子）や当該相続人の相続人（孫等）の「戸籍謄本」を取得して、転籍先を探す、あるいは曾孫等を探すといったことを行う必要はない。）

※１　配偶者と子であることが一般的だが、配偶者や子がいない場合、以降の順位（第２順位：直系尊属、第３順位：兄弟姉妹）の相続人が探索の範囲となるほか、旧民法下などで家督相続が行われている場合は長子のみが相続人となる。
※２　ただし、不明森林所有者の情報を有すると思われる者（施行規則第８条）がいる場合は、聞き取り等が必要。
※３　曾孫世代以降の探索を進めた場合であっても、任意の時点で特例措置の手続に進むことが可能。具体的には、その時点までに判明した森林所有者全員の戸籍の附票で判明した住所に意向調査票を送付して、同意の取得を行う。
その結果、意向調査票が到達しなかった森林所有者については、「所有者不明」として扱い、特例の手続に進む。相続人を探索するために、現地での聞き込みなどのフィールドワークを実施する必要は一切ない。

林野庁では、「所有者不明森林等における特例措置活用のためのガイドライン」を公表。所有者探索の方法の解説、活用事例、ケーススタディ、その他各種法制度も掲載。　https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html#3.6

所有者不明森林における集積計画の策定｜群馬県中之条町（なかのじょうまち）

- 中之条町は、地元からの要望や災害防止の観点から整備の必要性が高い森林を優先的に森林経営管理制度を活用する方針。
- 町内の森林所有者が不明な森林で、本制度に係る所有者不明森林の特例措置を活用。今後、森林所有者が判明している周辺森林と一体的に森林整備を進める予定。

【対象地区の概要】

- 対象地区において地元から伐採要望があり、施業の方法を検討。
- 周辺森林は、傾斜が急な土地が多いが、当該森林（0.05ha）は傾斜が緩やかで道路に面していることから、施業時の進入路として適している。
- このため、当該森林の経営管理権が得られない場合、伐採要望箇所を含め、周辺森林の施業が一切行えなくなる状況。
- 町は周辺森林との一体的な施業が有効であると判断し、特例措置を活用して森林整備を進める考え。

【具体的な手続】

- 令和６年５月：対象森林の意向調査を実施するも、宛先不明で返送。
- 令和６年６月：登記簿の情報を基に、森林所有者の住所地へ戸籍関係書類を請求。
- 令和６年６月：戸籍関係書類について、該当なしとの回答。
- 令和６年７月：所有者不明森林の特例措置に係る公告を開始。
- 令和７年１月：６か月の公告期間中に申出がなかったため、町は県へ裁定を申請。

【探索の結果】

- 登記簿上の森林所有者は１名。
- 所有者探索のため、登記名義人の住所地の市町村に対し、住民票、戸籍謄本、除籍謄本等を請求したが、該当なしとの回答。
- 周辺土地所有者などへ聞き込みを実施したが、当該森林所有者に係る情報を得られなかった。
- 登記簿には、大正14年に売買されて以後の記載がなく、それ以上の探索が困難であることから、町は所有者不明森林の特例措置を活用。

【経営管理の内容】

- 計画期間は20年間。期間内に主伐または間伐を実施し、年１回以上の巡視を実施予定。
- 周辺森林と一体的に施業する事で、地域全体の森林資源の循環利用および、効率的な施業を実現したい考え。

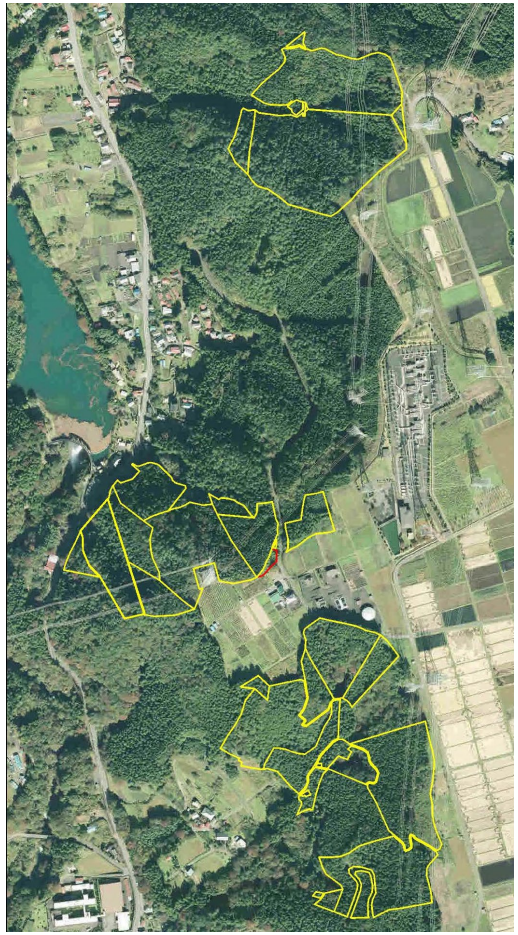

集積計画策定森林（19.23ha）

所有者不明森林（0.05ha）

共有者不明森林における集積計画の策定｜石川県白山市（はくさん）

- 白山市では、協議会で関係者と意見交換しつつ、森林経営管理制度を活用して施業集約化、森林資源の有効活用を推進。
- 配分計画策定予定の森林のうち、人工林２筆について共有者の一部が不明。市は共有者不明森林の特例措置を活用し、集積計画及び配分計画を策定し、林業事業体へ再委託するとともに、間伐・主伐・再造林を実施する予定。
- 今回の事例をモデルケースとして、市内の森林整備を加速させたい考え。

【対象地区（森林）の概要】

- 当該森林は１回目の間伐から10年以上が経過しており、近年の豪雨災害等で小崩壊が起こるなど、早急に森林整備が必要な状況。
- 集積計画を策定しようとしている森林45.82ha（456筆）のうち、0.27ha（２筆）の森林で共有者の一部が不明。
- 当該森林について、共有者不明森林の特例措置を活用し、周囲の森林と一体的に整備を実施予定。

【探索の結果】

森林	探索の結果
A 0.212ha	• 登記簿上の森林所有者２名中１名が不明。 • 戸籍謄本等の公的書類を請求するも、「該当なし」との回答。 • 戸籍謄本等を取得できないため、所有者不明と判断。
B 0.058ha	• 登記簿上の森林所有者４名中１名が不明。 • 戸籍謄本等の公的書類を請求するも、「該当なし」との回答。 • 戸籍謄本等を取得できないため、所有者不明と判断。

【具体的な手続】

- 令和４年度：対象地区の意向調査を実施。
- 令和５年６月～12月：対象森林の所有者の探索実施。
- 令和６年４月：対象地区の経営管理権集積計画案を作成。
- 令和６年５月：集積計画案を作成した森林のうち２筆で共有者の一部が不明であったため、共有者不明森林の特例措置に係る公告を開始。
- 令和６年12月：　６か月以内に異議の申出がなかったため、集積計画を公告し、経営管理権を設定。

【経営管理の内容】

- 計画期間は15年間。
- 令和７年中に、周囲の集積計画策定森林と合わせて、配分計画を策定する予定。
- 配分計画を策定した後、間伐・主伐・再造林を実施する考え。

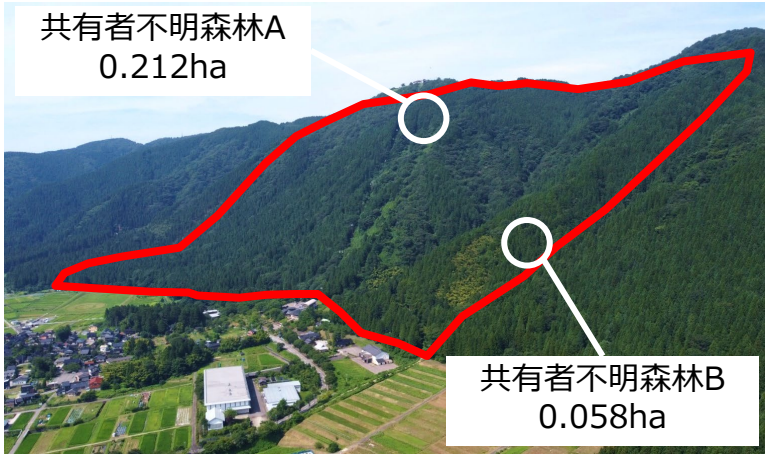

集積計画策定予定森林（45.82ha）

共有者不明森林・確知所有者不同意森林における集積計画の策定｜京都府綾部市（あやべ）

- 綾部市では、人工林の約６割で過去10年間に手入れが行われていないことから、モデル地区を設定して、森林経営管理制度を活用した森林整備を推進。同意が容易に取得できた森林から、順次、経営管理権集積計画を策定。
- 市内の共有林について、森林経営管理制度の特例措置である確知所有者不同意森林の特例措置及び、共有者不明森林の特例措置を活用して森林整備を実施。

【モデル地区の概要】

- モデル地区（16ha）は集落や幹線道に接しているが、10年以上にわたって手入れがされておらず、森林整備の優先度が高い状況。
- 令和３年４月までに、5.57haで集積計画を策定し、順次、間伐を実施。残る0.33haの森林について、森林所有者の一部が不明等だったことから、特例活用に向けた手続きに着手。

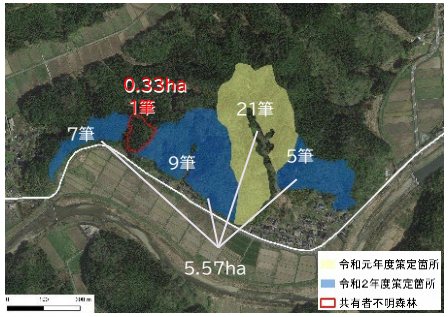

モデル地区の状況

【意向調査から森林整備までの流れ】

- 令和２年１月：モデル地区の意向調査を実施。
- 令和２年６月～11月：モデル地区の相続人の探索を実施。
- 令和３年１月：モデル地区の意向調査を実施（共有林含む）。
- 令和３年７月：共有林（0.33ha）の確知した相続人に同意依頼。
- 令和３年８月：同意の回答がなかった森林所有者に対して、同意の勧告を実施（更に回答がなかった森林所有者に対し、９月に再度勧告）。
- 令和４年２月：未回答又は不同意（関わりたくない等）の共有者に関し、京都府に対して、確知所有者不同意森林の裁定を申請。意見書の提出等の手続きを経て、同年９月に京都府が裁定を実施し、同意みなしが確定。
- 令和４年10月：宛先不明の共有者に関して、共有者不明森林の特例措置適用のため、集積計画案の公告を実施。
- 令和５年４月：集積計画案に対して、６か月以内に異議の申出がなかったため、集積計画を公告し、経営管理権を設定。
- 令和５年５月：当該森林を含む1.18haについて、間伐を実施。

【所有者探索の結果】

- 共有林（0.33ha）の登記名義人は25名。
- 探索の結果、148名の共有者が判明（同意依頼等により最終的に147名が対象者と判明）。139名から同意を取得。３名が宛先不明、５名が未回答又は口頭で不同意（関わりたくない等）の意思表示。このため、確知所有者不同意森林及び共有者不明森林の特例措置を活用。

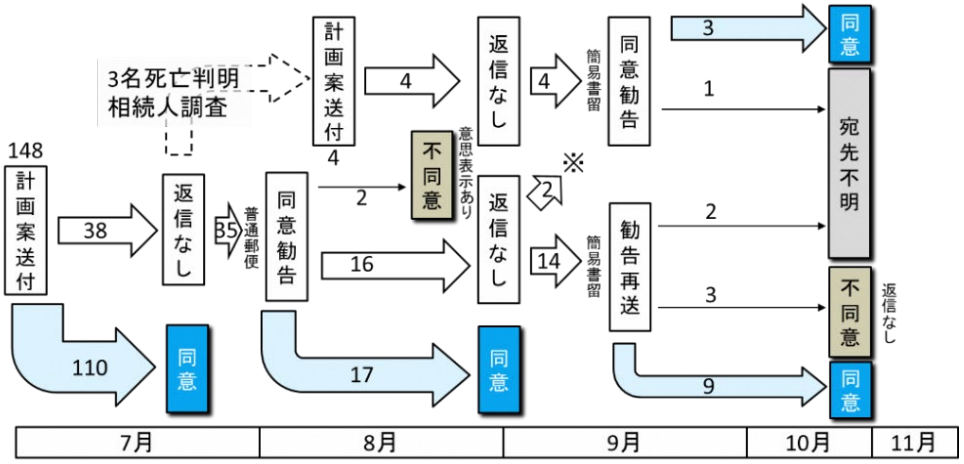

※１名は相続発生前に死亡（対象外）、１名は死亡

【経営管理の内容】

- 対象森林は、傾斜が40度近くになる箇所があり、集落の道も狭く、林業機械のアクセスも限定されることから、販売利益を見込んだ搬出間伐は困難な状況。
- 対象森林の周囲では、伐捨間伐を前提として経営管理権集積計画の同意取得を進めてきたことから、同様の内容で同意を取得（経営管理権の存続期間は５年で設定）。

（５）配分計画

- 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者への再委託を行う（民間事業者に経営管理実施権を設定する）場合に、配分計画を作成。
- 配分計画の作成にあたっては、都道府県が公表した民間事業者の中から、市町村が経営管理実施権を設定する民間事業者を選定。選定した民間事業者から配分計画への同意を得た後、同計画を定めた旨を公告することで、民間事業者に経営管理実施権が設定される。

【取組のポイント】

- 配分計画を定める場合には、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を都道府県が公表している民間事業者から、公正な方法により選定するとともに、選定の過程の透明化を図るように努める必要がある。
- 具体的には、①都道府県が公表している民間事業者に対して、配分計画に記載する内容について、提案を求め、②提案を適切に審査・評価し、③提案を求めるにあたっては、あらかじめ提案を求める旨とその評価の方法を公表するとともに、④評価結果の公表を行う。

  ※ 標準的な方法は右図の通り
- なお、経営管理実施権は、経営管理権の範囲内で設定することになるため、集積計画に定めた内容から逸脱した内容を配分計画で定めることはできない。
- そのため、企画提案書を審査するにあたっては、民間事業者が企画提案した内容が集積計画に定めた経営管理権の存続期間、経営管理の内容等を踏まえたものであるかについて留意。

【取組フロー】

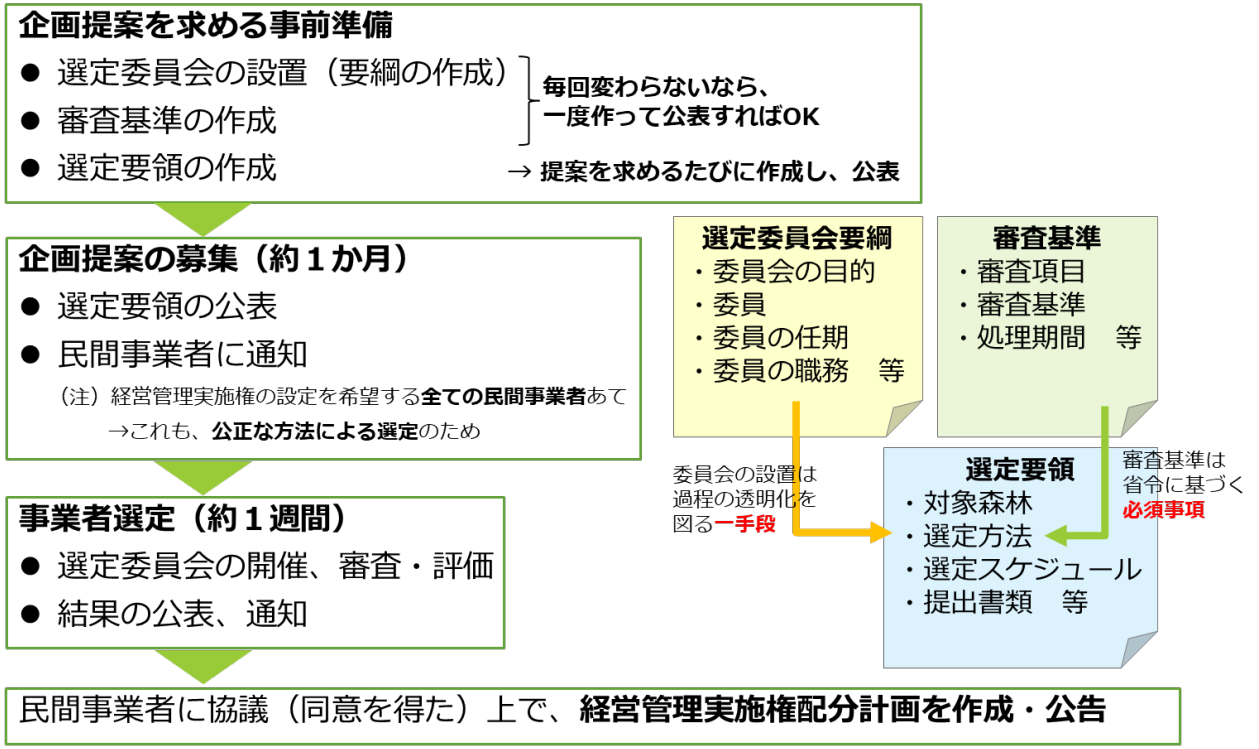

1）民間事業者から提案を求める旨及び提案の評価方法に係るものとして、次のア～ウを作成し、公表。
ア　配分計画を定めようとする森林、選定スケジュール、企画提案書により選定を行う旨等を定めた選定要領
イ　民間事業者の審査及び選定に関する事項を処理する委員会を設置することを定めた選定委員会要綱
ウ　森林所有者に支払う金額、森林経営計画の作成予定等の事項について、審査することを定めた審査基準
2）経営管理実施権の設定を希望する民間事業者全員に対して、企画提案を求める旨の通知書と選定要領を送付。
3）選定委員会を開催し、提出された企画提案書の内容を審査。民間事業者を選定し、選定結果を民間事業者に通知するとともに、公表。

配分計画に基づく主伐・再造林の実施｜群馬県中之条町（なかのじょうまち）

- 中之条町では、林業事業体への再委託を念頭に森林経営管理制度を活用。
- 配分計画の策定が見込める上限に合わせた意向調査面積の設定、外部委託を活用した回答率の向上、現地説明会の開催、独自の審査基準設定等の取組により、着実な再委託へつなげている。
- このうち令和３年度に配分計画を策定した山田地区(23ha)において、間伐、主伐・再造林を開始。

【配分計画の策定につなげる工夫】

- 意向調査未回答者や不明森林所有者への対応を用地取得や地権者対応等の経験豊富な民間企業へ外部委託。90%以上の回答率を得ることにより、対象森林の集約化に寄与。
- 企画提案に先立って、林業事業体向けの現地説明会を実施することで、森林の状況を踏まえた配分計画の策定につなげている。
- 企画提案書の審査において、経営管理実施権の希望面積が多ければ評価点が加点されるよう独自の審査基準を設定。より施業の集約化を図る企画提案書が選定されやすいよう工夫している。

【配分計画を起点とした森林整備の促進】

- 町が配分計画を策定し、地元の林業事業体に再委託したことにより、森林経営計画の面積が拡大され、同地区の森林整備が促進。
- 計画期間は20年間。計画期間内に、間伐、主伐・再造林など森林の現況に合わせた施業を計画。経費は企画提案書提出時の見積額とし、利益は実際に得られた収益の額とした。

経営計画　291.75ha				
	配R3-1	23.18ha	配R4-1	29.84ha

【事業地の概要】

＜主伐・間伐実施箇所＞

＜植栽後の状況＞

【配分計画Ｒ3-1号・収支内訳（令和6年10月現在）】

①経費：4,054万円（291万円/ha）
うち伐採・販売などの経費：3,867万円（278万円/ha）
再造林経費（預かり金）：186万円（13万円/ha）
→地拵え、植栽（2,500本/ha）、下刈り、 鳥獣害対策など

②収入：3,946万円（4,947㎥×7,976円/㎥）

③補助金：380万円　（※造林補助金を活用）

④（②＋③－①）収益（所有者還元額）：272万円（19.5万円/ha）
※R6.10伐採完了山林…13.9ha（間伐7.16ha・皆伐6.74ha）

配分計画の策定促進に向けた工夫点｜島根県邑南町（おおなんちょう）

- 邑南町は、事業体からの提案を受けて、「邑南町新たな森林管理システム運営協議会」で本制度の対象森林を選定。
- 意向調査の結果、町に委託を希望しない森林所有者にも、路網の作設などの協力依頼をすることで、施業集約化及び配分計画の策定につなげている。
- 林業事業体では対応が難しい小規模・多人数所有の森林整備に本制度を活用することで未整備森林の解消を図る。

【森林経営管理制度の実施体制】

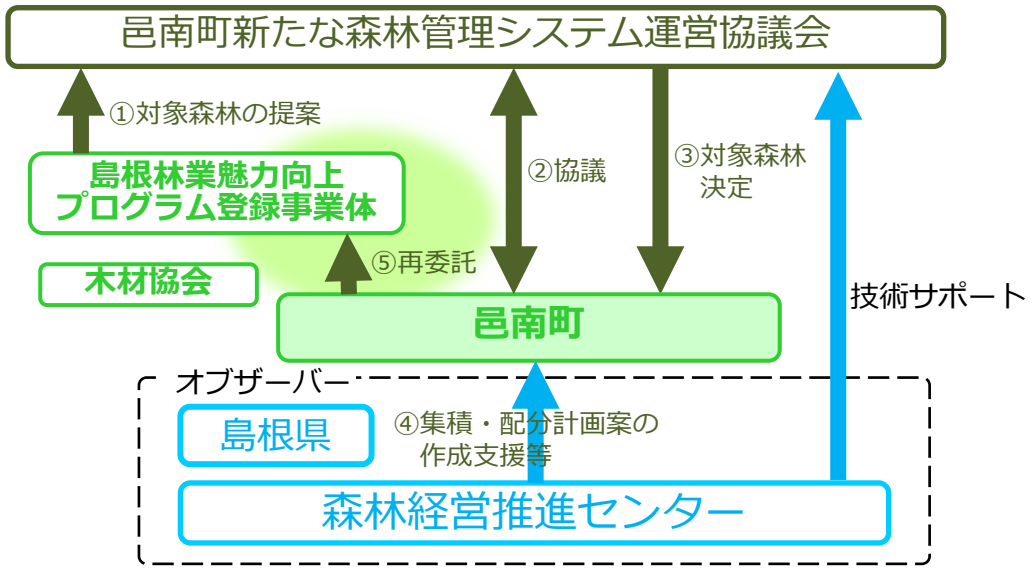

確実な再委託に向けた対象地の選定

邑南町新たな森林管理システム運営協議会では、林業事業体からの提案を踏まえて、以下の視点から対象森林を抽出

①地籍調査実施済みで境界が明確
②人工林率が高い（70%以上）
③林道等とのアクセスが容易で今後の路網整備が可能
④配分計画の策定まで見込める

【取組の概要】

- 意向調査の結果、町に委託を希望しない森林所有者にも、路網の作設などの協力を依頼。
- 施業集約化及び配分計画の策定につなげている。

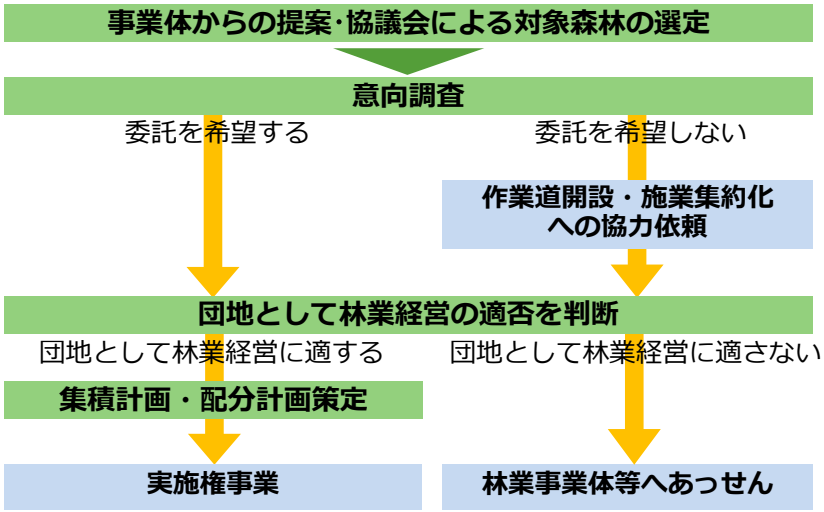

【森林経営管理制度の運用における町の考え方】

- 林業事業体への再委託を念頭に置く。
- 団地として森林経営ができない場合は林業事業体等にあっせん。
- 意向調査の結果、自己管理を希望した森林所有者にも、路網の作設など、施業集約化への協力を依頼。
- これまで林業事業体による対応が困難であった小規模・多人数所有の森林を本制度の対象として町が森林を集積することで未整備森林の解消を図る。

配分計画の策定促進に向けた工夫点｜埼玉県秩父（ちちぶ）市

- 秩父市では、団地化が見込める林班に絞って意向調査を実施し、集積計画の策定につなげていく考え。また、森林経営計画への編入・新規策定を見据えて、林業事業体への再委託に重点を置く。
- 企画提案の内容を専門的な立場で審査できる体制を維持しつつ、審査を簡素化するために委員構成・委員数を見直し。
- さらに、委員会開催前に対象森林の現地視察やドローンで撮影した立体画像を活用し、現地の状況を委員と共有。現地の森林の状況を踏まえた審査を実現。

【対象森林の選定】

- 本制度に基づく取組の開始当初は、施業履歴がない人工林を対象に意向調査を実施していたが、相当面積の森林が対象森林となった。
- このため、令和５年度より、予め林業事業体への聞き取りを基に、団地化（１団地30ha～60ha）が見込める林班に絞り込んで現地踏査を実施。
- その結果を踏まえて意向調査対象地区を選定し、実務を効率化するとともに、確実な再委託につなげている。
- 意向調査も着実に集約化できる量（１～２林班）に絞って実施。

【取組の流れ】

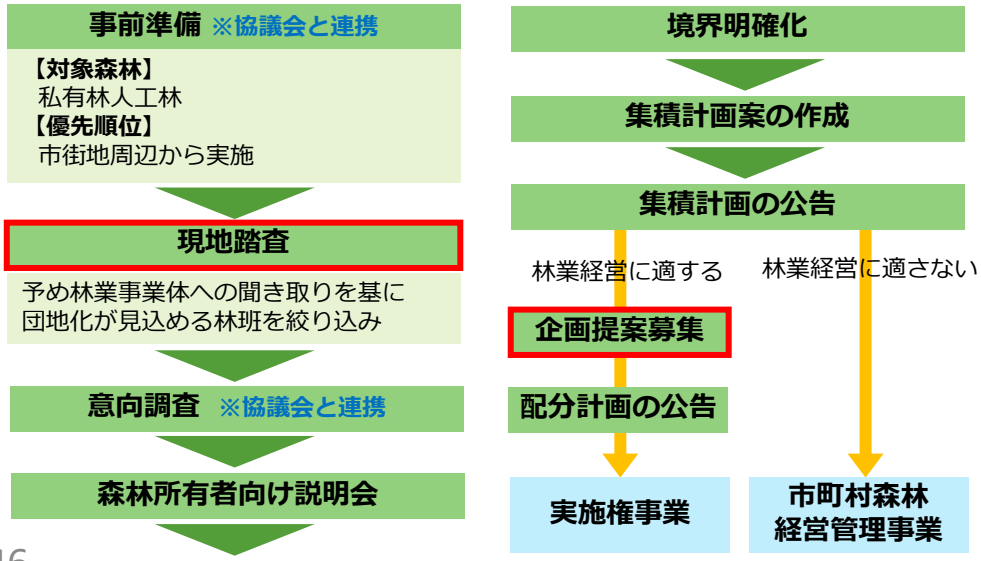

【事業体への再委託に向けた課題と対応策（取組の見直し）】

課題

- 選定委員の人数が12名と多く、集計事務等の負担が大きい。
- 現地（林況、地形等）の状況がわからないので、どの企画提案が優れているか審査することが困難。
- 収益について、企画提案時の見積と施業実施後に乖離が生じる。

対応策（取組の見直し）

- 令和６年より、委員を12名から５名へ変更し、事務負担を削減。
- 企画提案の審査時に現地の状況等をイメージできるよう、事前に対象森林の現地視察やドローンで撮影した立体画像を活用することで、より実情に合った審査ができるようにした。
- 見積で想定していた内容や、実際の整備内容に乖離があった場合に、よりスムーズに設計変更ができるように、企画提案書の見積欄に「１㎥あたりの単価」を記入する欄を設け、実際の搬出材積の変動に対応できるようにした。

ドローンで撮影した立体画像

選定委員会の様子

配分計画の策定促進に向けた工夫点｜栃木県矢板市（やいた）

- 矢板市では、林業事業体への再委託による着実な森林整備の推進に向けて、令和２年度に、市・林業関係団体・県・国で構成する「矢板市森林経営管理推進協議会」を設立。森林経営管理制度に係る取組の推進方策についての意見交換や、林業事業体の意向把握のための現地検討会等を実施。
- 本制度は林業事業体への再委託を念頭に置いて運用。所有者不明森林や施業未実施の森林など、森林経営計画の対象外となっている森林を対象にしている。

【矢板市森林経営管理推進協議会の概要】

矢板市森林経営管理推進協議会
事務局：矢板市

矢板市	矢板森林管理事務所（栃木県）
塩那森林管理署（国有林）	森林組合
製材加工事業者（２者）	素材生産事業者（２者）

- 管内の森林の約８割で森林経営計画を策定済。本制度を活用して森林経営計画未策定の森林の整備を目指す。
- 取組の推進母体として、市・林業関係団体・県・国で構成する矢板市森林経営管理推進協議会を令和２年度に設立。
- 森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した取組の推進方策に係る意見交換、林業経営が見込まれる森林を対象にした現地検討会等の実施を通じて、管内の林業事業体の意向を把握し、着実な森林整備につなげていきたい考え。
- 配分計画の策定が想定される森林で現地検討会を開催し、林業事業体側から見た林業経営の適否を聞き取ることで、着実な配分計画の策定につなげている。

【配分計画策定までのフロー】

配分計画が想定される森林
・集積計画対象森林について、市の地域林政アドバイザーが経営適否を見立て

↓

現地検討会
・対象森林にて現地検討会開催
・協議会メンバーからの意見聴取

↓

企画提案の募集
選定委員会の開催
・選定委員会前に、森林所有者の意向（同意）を再確認

↓

配分計画作成、公告
・選定委員会委員の招集
・選定基準による評価

- 林業事業体から提出された企画提案について、選定委員会に諮る際に森林所有者の意向を再確認。
- その後の森林整備の際に、齟齬や作業の手戻りが生じないように工夫。
- 配分計画の策定にあたり、選定された林業事業体と市との間で企画提案の内容確認を含めた打合せを行うことで、より実態に即した実施権事業となるよう努めている。

【選定委員会の委員構成】

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会

- 矢板市
- 矢板森林管理事務所（栃木県）
- 塩那森林管理署（国有林）

３．森林整備につなげる取組

委託希望への対応方法

- 意向調査の結果（特に「委託希望」の森林）を踏まえて、集積計画のみならず、幅広い手法で森林整備につなげることが重要。
- 集積計画の策定を進めつつ、それが難しい場合は、①民間事業者への斡旋、②市町村との協定に基づく間伐実施、③市町村独自の補助による間伐支援などの実施を検討。

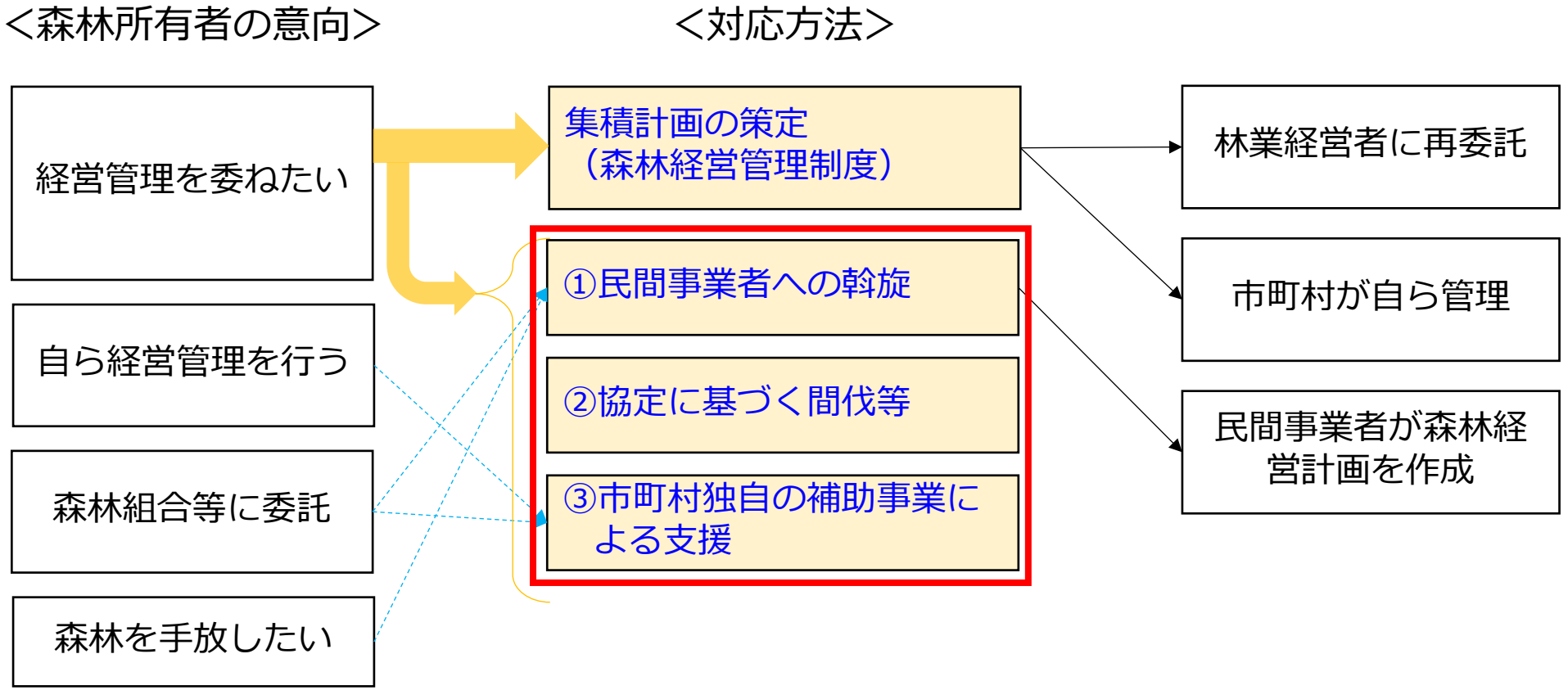

（１）民間事業者への斡旋

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、同意取得の段階で森林所有者が民間事業者への委託を望む場合（「所有者還元がなければ同意しない」など）、地域の民間事業者が当該森林の経営管理に関心を示している場合、経営管理を受託できる民間事業者が事実上１者のみである場合（もしくは、周辺の森林のほとんどで、特定の者による森林経営計画が立てられている場合）などは、集積計画を作成するのではなく、民間事業者に情報を斡旋することが効果的。
- 情報提供に当たっては、個人情報の取扱いに留意しつつ、受託を希望する可能性がある者に公平に提供することが必要。

【取組のポイント】

① 個人情報の取扱い

- 意向調査結果は個人情報であることから、民間事業者に情報提供するに当たっては、森林所有者の同意を取ることが必要。
- 「個人情報の提供に関する同意取得」の方法は、
  ・意向調査票で個人情報の提供可否について記載する、
  ・意向調査票において、連絡先を記載する欄を設け、電話連絡等により、個別に確認する
  などの対応が想定される。

② 情報の提供先

- 情報提供に当たっては、受託を希望する可能性がある者に、公平に提供することが必要。
- 情報提供をする林業事業体の範囲については、
  ・都道府県が公表しているリストに掲載されている者、
  ・管内で森林整備の実績がある者、
  ・市町村で独自に設定した登録事業者
  など、公平性に考慮して決定することが望ましい。

【想定される取組フロー】

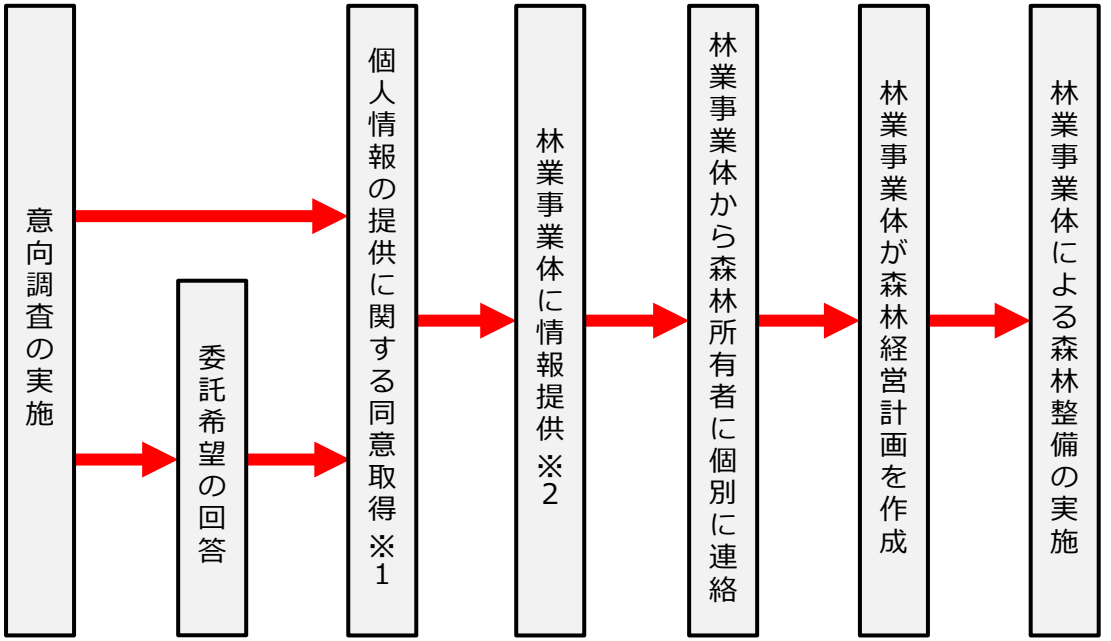

※１： 意向調査票で個人情報の提供可否について確認することも可能。
※２： 提供する情報の範囲は、該当する森林の位置、所有者情報（氏名、住所、連絡先）、意向調査の回答結果などが想定される。

民間事業者への斡旋｜愛媛県宇和島市（うわじま）・松野町（まつのちょう）・鬼北町（きほくちょう）

- 愛媛県宇和島市、松野町、鬼北町、南予森林組合等は、森林経営管理制度の推進母体として、（一社）南予森林管理推進センターを共同で設立。
- 同センターでは、集積計画の策定と併行して、森林所有者の同意を得た上で、意向調査の回答内容を林業事業体に提供。集積計画によらず、森林整備に繋げる取組（通称：IMM（Informed Management Method：情報に基づく経営管理方式）も推進。森林経営計画の作成増につなげている。

【IMM の流れ】

① 意向調査の実施

- 意向調査の設問として、回答内容（森林所有者の住所、氏名、連絡先、回答結果など）を林業事業体へ提供することについて、同意か否かの項目を設け、森林所有者の意向を確認（チェックボックスと署名欄を設ける）。
- 意向調査票には、「森林経営管理事業の実施の有無に関わらず、民間の林業事業体等に回答内容を開示・提供する場合がある」旨を明記。

②事業体への情報提供、意向確認

- 情報提供の同意が得られた森林を図面上で着色。同意が得られた森林の面積が林班の 1/2 以上か否かで色分け（図１）。
- 意向調査の結果概要については、森林所有者の氏名、住所、意向などは伏せた上で、図面のみを提供。林班単位で林業事業体の施業の意向や判断理由を確認。施業の意向については、予定でも良しとし、積極的に施業の意向を確認。

③市町への報告

- 林班単位で各事業体の施業に係る意向の有無、林業経営の適否を整理。各事業体の判断理由等も整理しておくことで、判断に至った経緯も把握できるように工夫。
- 各事業体の情報を森林組合が一覧表にとりまとめ、図面（図２）とともに、市町に報告。
- 施業意向を示した林業事業体にのみ、森林所有者の個人情報を提供。

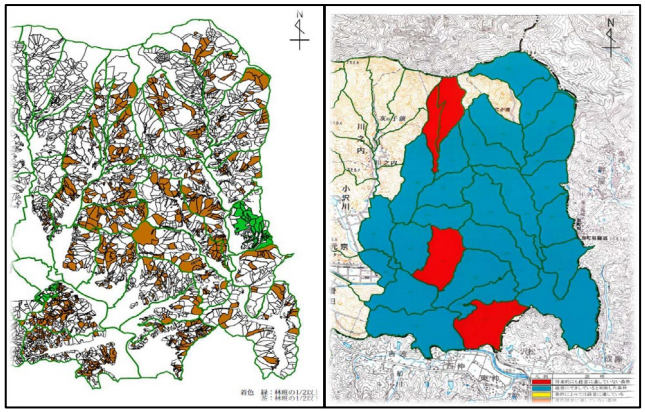

<図1 色分け図>　　<図2 事業体の意向>

【業務フロー】

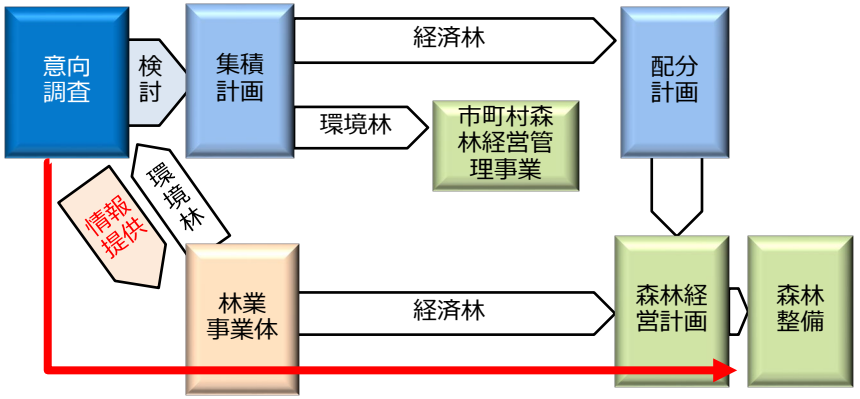

IMMのフロー（森林整備へ直行）

【取組の成果】

- 情報提供した森林で、施業が実施された。
- 市町においては、集積計画の対象森林について、林業事業体の施業意向の有無や林業経営の適否の判断を踏まえて検討することで、地域にあった制度推進が可能となった。
- 林業事業体においても、森林所有者の意向把握が容易になり、集約化に取り組みやすくなった。

（２）市町村との協定に基づく森林整備

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、災害防止等の観点で地域住民から、早急な間伐等の実施を求められている場合、県税事業等により、従前から協定に基づく間伐を実施している場合などは、集積計画の策定によらず、協定に基づく事業実施も選択肢。
- 具体的には、市町村と森林所有者との２者協定（又は民間事業者も加わった３者協定）を締結し、市町村の負担による間伐等を実施（※財源には森林環境譲与税も活用）。

【取組のポイント】

- 協定は、市町村と森林所有者の２者協定、もしくは、市町村と森林所有者と林業事業体の３者協定を締結。
- 森林整備の実施方法については、市町村が事業発注する方法や森林所有者（林業事業体）に補助する方法などがあるため、地域の実情に応じて方法を選択。
- 事業発注に係る設計・積算に当たっては、
  ①公有林整備で使用している歩掛や仕様書、
  ②森林整備事業の作業工程や治山林道必携の歩掛、
  ③都道府県提供資料
  などを参照にして対応。

協定書の主な記載項目

- ✓ 目的、期間
- ✓ 対象森林
- ✓ 協定の内容（整備の内容）
- ✓ 費用負担
- ✓ 甲乙の責務・義務（10年間の非皆伐等）
- ✓ 損害賠償（自然災害等）
- ✓ 協定の承継（所有権の移転等）
- ✓ その他事項（甲乙協議）

【留意事項】

- 協定に基づく森林整備は法律に定めがないことから、協定の内容等の詳細は、各市町村の実情に応じて、他市町村の事例も参考に検討する必要。
- 同意を取得する範囲も、森林所有者全員の同意を取るのか、持ち分の過半の同意をとるのか等、それぞれで判断。

【想定される取組フロー（市町村が事業発注する場合）】

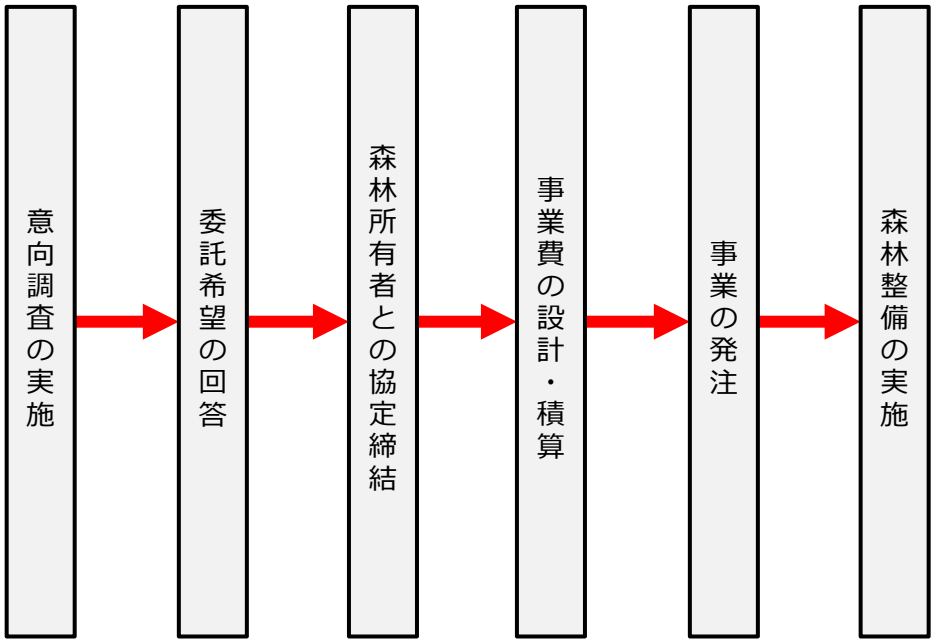

協定による森林整備｜熊本県御船町（みふねまち）

- 御船町では、早期に森林整備を進めることが重要であるとの考えの下、集積計画は作成せず、森林所有者・林業事業体・町で３者協定を締結することにより、森林整備を推進。
- 意向調査で委託希望と回答があった森林のうち、林業経営に適さないと判断した森林は３者協定を締結。
- 加えて、協定に基づき林業事業体が間伐を実施した上で、町が事業体に補助金を交付。補助金形式とすることで、町による設計や入札等の事務負担を軽減。

【取組の流れ】

① 意向調査で町に委託希望と回答があった森林の境界明確化と林地確認を、町直営で実施（森林所有者は、原則、現地立会を必要とする）。
② 林業経営に適さないと判断した森林について、森林所有者・林業事業体・町の３者で協定を締結。
③ 協定に基づいて林業事業体が間伐を実施し、必要経費は町が補助金として交付。

※協定は単年度で締結。

御船町公益的機能発揮森林整備事業の実施に関する協定書（抜粋）

甲（御船町）と乙（森林所有者）及び丙（林業経営体）とは、御船町公益的機能発揮森林整備事業実施要綱第３条の規定に基づき、事業の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する

（協定の期間）

第２条 この協定の期間は、施行日から●年●月●日までとする。

２ この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

（整備の内容）

第４条 丙は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、対象とする森林の状況を踏まえつつ、原則として３０パーセント又は、４０パーセント程度の間伐を実施する。

２ 丙は前項の間伐により伐採した樹木を、枝払い、玉切り、林地内での集積まで行うものとする。

（費用の負担等）

第５条 第４条に定める間伐に要する費用は、丙が負担し乙の負担はないものとする。ただし、丙の負担には、要綱に基づき交付される補助金を充てることができる。

２ 対象とする森林に対する公租公課若しくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される負担等は、乙が負担する。

（当事者の義務）

第６条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（２）乙の義務

ア 丙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 施行後１０年間は対象とする森林を皆伐しないこと。

ウ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること

（自然災害による損害）

第７条 事業実施中及び完了後、火災、天災による甲の責に帰し得ない事由により対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

（協定の承継等）

第８条 乙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。

現地踏査（境界明確化）

意向調査で「森林所有者自らでは管理が困難」かつ「境界が分かる」と回答のあったものが対象。

【実施方法】
・原則、森林所有者の立会を求めることとし、地元協力員の協力を得て実施（立会が困難な場合は保留）。

【境界明確化】
・GNSS内蔵スマートフォン（新旧航空写真確認用）を利用して、林相から境界を確認。
・土日も立会を実施し、早期の境界明確化を目指す。

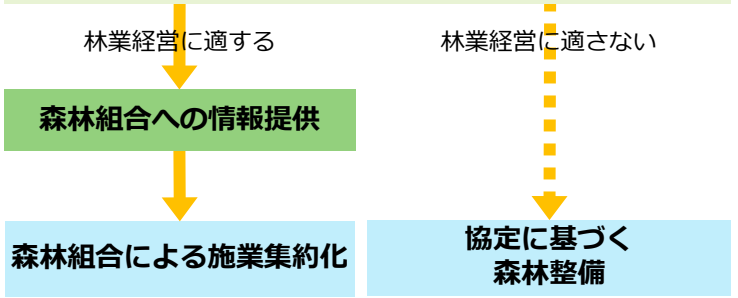

【補助事業の概要（補助金算出方法の例）】

１）人工林（スギ・ヒノキ）成立本数別間伐補助単価（間伐率30%）

区分	単価
2,000～2,499本/ha	448,000円/ha

２）増減要因（作業現場状況）

区分	増減割合
傾斜角20～29°	1.1

３）計算方法（成立本数が2,300本/haで間伐率30%、傾斜角20～29°）

施工区分	面積		補助単価		増減割合		補助金額
2,000～2,499 本/ha	1.00	×	448,000	×	1.1	=	492,000円/ha

（３）市町村独自の補助による間伐支援

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、当該箇所の受託が市町村の取組方針と合致せず、集積計画を定めないと判断した場合や、小面積・飛び地であるなど、集積・集約化が困難であると判断された場合は、市町村としての対応を保留せざるを得ないが、森林整備につなげるために、森林所有者に対して、補助事業の活用を促すことが効果的。
- 具体的には、市町村独自の補助事業（例：切捨間伐 20 万円/ha 等）を創設して、森林所有者自らによる間伐等の実施を支援（※財源には森林環境譲与税も活用）。

【取組のポイント】

- 意向調査の結果、「委託希望」の回答があった森林に限らず、「自己管理」と回答のあった者に対しても、事業内容を周知するなど、幅広く取組を周知。
- 森林組合等の事業実施主体と連携して、当該補助事業の活用を促す場（地元説明会等）を設定するなど、事業が有効活用されるように取組を工夫。
- 意向調査の成果をもとに、林地台帳を更新するとともに、補助事業（森林整備）の実績も管理。

【想定される取組フロー】

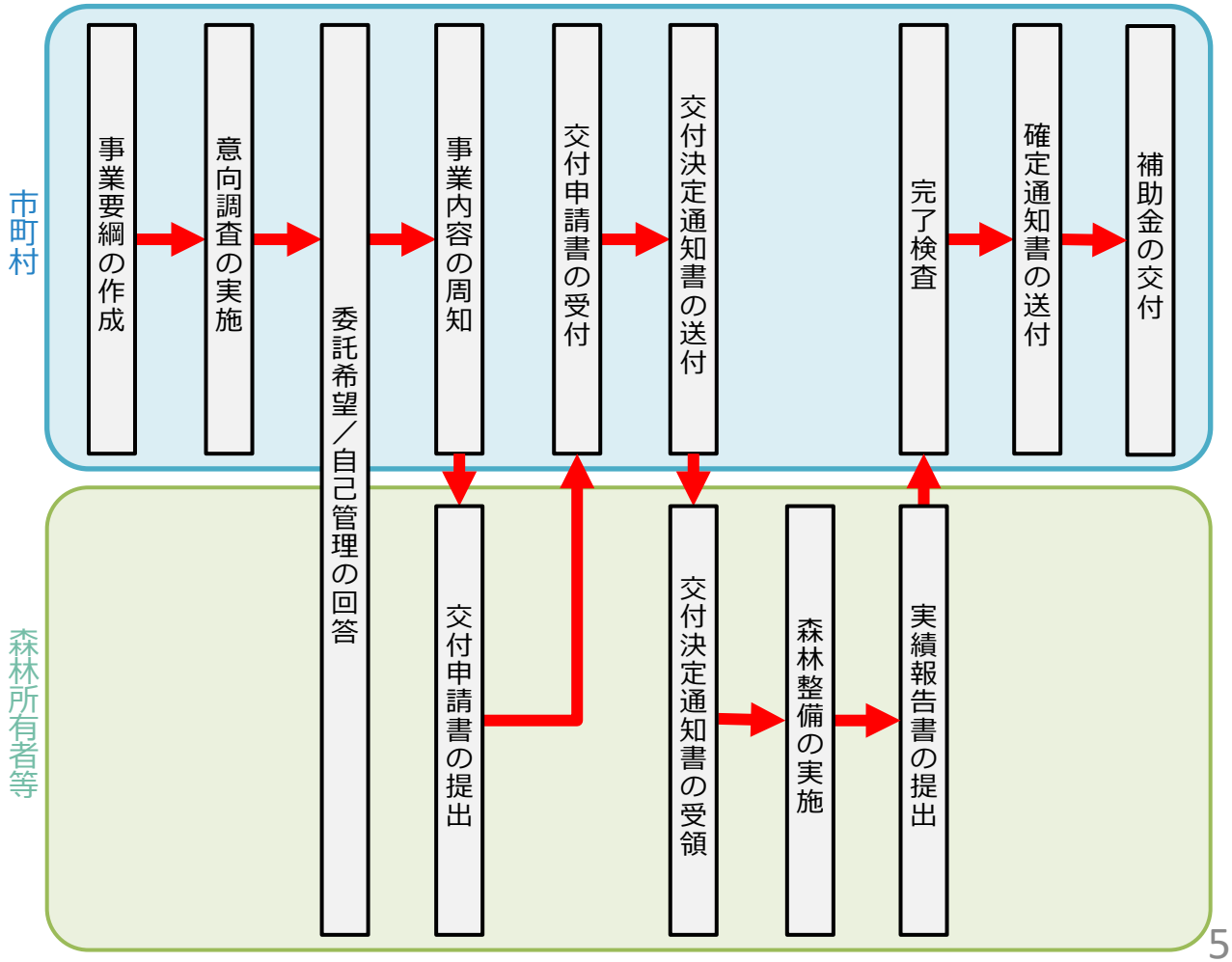

町独自の支援策による森林整備｜和歌山県有田川町（ありだがわちょう）

- 有田川町では、手入れが行き届かない森林の整備を推進するために、町独自で間伐に対する補助制度「有田川町切り捨て間伐支援事業補助金」（令和６年度単価16.5万円／ha）を創設。
- 意向調査で「町に委託」と回答のあった森林のうち、集積計画策定に至らなかった森林所有者や自己管理・民間委託と回答した森林所有者に対し、幅広く補助制度の活用を呼び掛け、森林整備につなげていく考え。

【取組フロー】

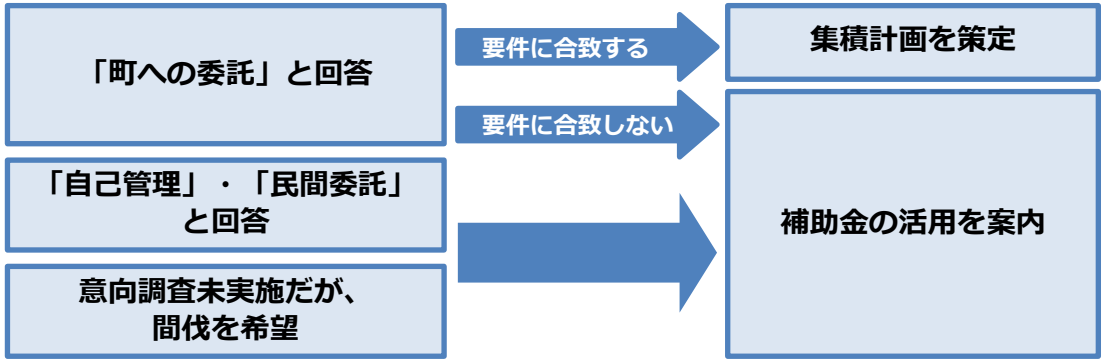

【町独自の支援策による森林整備】

- 集積計画策定に至らなかった森林所有者に対して、集積計画策定に至らなかった旨を通知する際、補助事業の内容や森林組合の連絡先を案内することで、補助事業の活用を図る。
- 事前に森林組合に協力要請を行い、補助事業の案内チラシには森林組合の連絡先も記載する。森林組合にとっても、新たな施業森林の掘り起こしや疎遠となってしまっている森林所有者とコミュニケーションを取る契機となるとともに、組合員の新規勧誘にもつながるメリットが期待される。
- 上記の他に、住宅に隣接・近接する危険木の伐採・撤去・処分に活用可能な補助事業も別途創設。地域の森林整備のニーズに柔軟に対応。

補助事業の予算額（年度別）

年度	予算額（千円）
R2	5,330
R3	14,300
R4	18,000
R5	19,000

補助事業の活用実績

年度	面積（ha）
R2	36
R3	110
R4	109
R5	83
合計	343

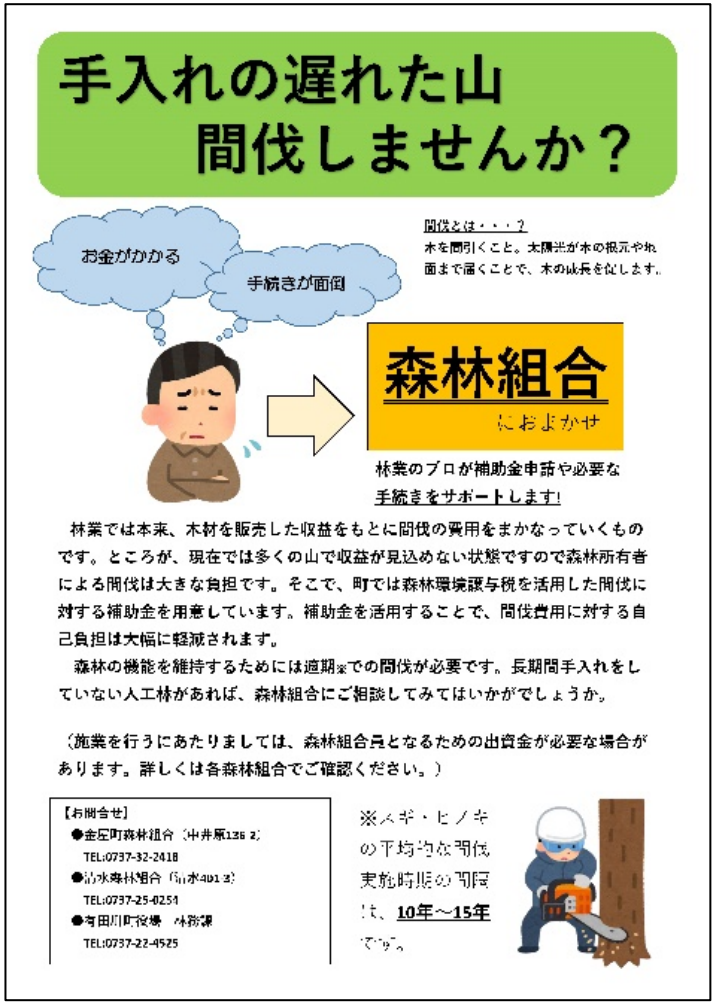

補助制度の案内チラシ

４．その他

森林経営管理制度等を活用した森林の集約化｜島根県邑南町（おおなんちょう）

- 邑南町では、林業事業体への再委託を念頭に、対象森林を選定し森林経営管理制度を運用。
- 対象森林は、事業体からの提案を踏まえて協議会で選定。
- 事業体からの提案に加えて、周囲の小規模森林等も取り込み、施業の集約化や効率的な路網整備を実現。

集約化前　約9ha
- 事業体による提案のみ

集約化後　約67ha
- 事業体による提案に加えて、周辺の森林にも意向調査を実施
- 公的分収造林などの一体的な整備を計画

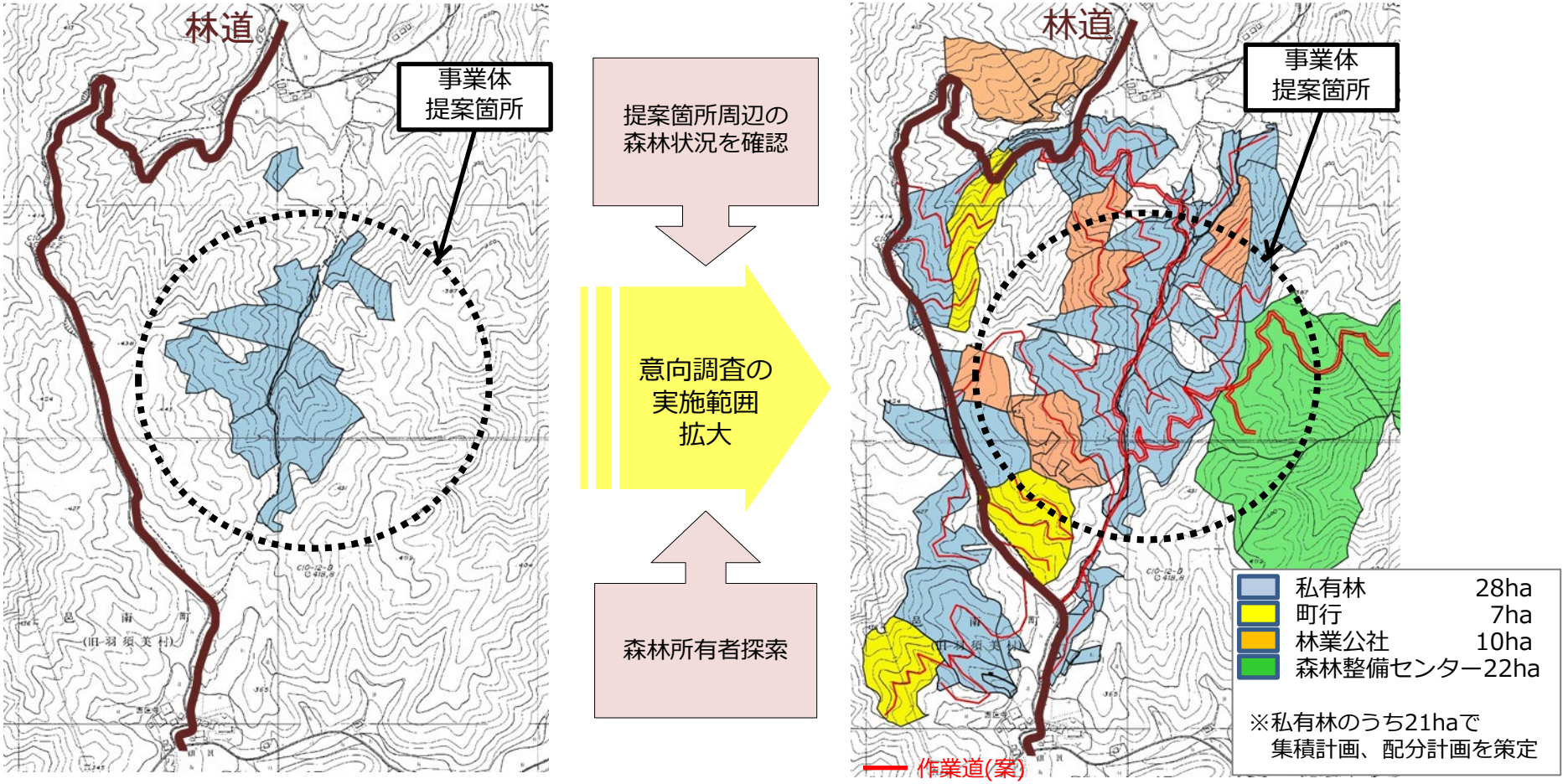

（参考）意向調査等の事業発注のための参考単価

- 森林経営管理制度の事務は、意向調査の準備業務から意向調査、集積計画の策定、森林整備の事業発注など多岐にわたるため、外部委託による民間活力も活用しながら、本制度に係る実務を進めていくことが重要。
- 各種事業の発注に当たっては、林野庁が提示する業務参考資料や森林整備事業の歩掛、治山林道必携、都道府県提供資料、林業事業体の見積書、市町村自らの歩掛調査結果などから積算を実施。

【意向調査等の事業発注のための参考単価（業務参考資料）】

1　意向調査（森林情報の収集～森林所有者の意向確認）

作　業　内　容	1haあたり
①施業履歴整理	0.04　人日
②森林所有者への事前説明	0.04　人日
③森林情報収集（植生状況の抽出調査）	0.16　人日
④意向確認	0.10　人日
⑤事務手続き	0.06　人日
人工計	0.40　人日
人件費（人工×20,000円）	8,000　円

2－1　境界の確認

作　業　内　容	1haあたり
①境界の確認（隣接者の確認、日程調整等の準備含む）	0.80　人日
人件費（人工×20,000円）	16,000　円
境界の確認に係る不在村森林所有者加算	14,000　円

2－2　境界の測量

作　業　内　容	1haあたり
①境界測量	2.25　人日
人件費（人工×20,000円）	45,000　円

3　経営管理権集積計画（案）の作成・同意取得

作　業　内　容	1haあたり
①踏査による路網の線形調査・路網線形の合意形成	0.33　人日
②計画対象箇所の林分調査、施業方法の検討	0.80　人日
③経営管理権集積計画（案）の作成と同意取得	0.33　人日
④事務手続き	0.06　人日
人工計	1.52　人日
人件費（人工×20,000円）	30,400　円
同意取得に係る不在村森林所有者加算	14,000　円

※作業内容、歩掛り及び労賃（20,000円）は類似の取組を実施している団体からの聞き取り等を参考としているので、地域の実情に応じて調整願います。

【その他の参考資料】

■森林整備事業の関係通知等（林野庁HP）：https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html
　└関係通知のうち、『森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について』をご参照ください。

第２部
地域ごとの取組

1．秋田県大館市（おおだて）

＜概要＞

- 秋田県大館市は、総面積約９万１千haのうち、森林面積が約７万２千haを占めており、秋田スギの主要産地として林業が盛んな地域。
- 本制度開始以前は、市の林業専門職員が不在で、林業事業体でも人手が不足しているなど、本制度に取り組む体制が不十分であった。このため、本制度開始とともに市に林業専門部署の「林政課」を設置し、市主体で取組を推進。
- 本制度の対象となる私有林人工林約１万２千haについて、合併前の旧市町（１市２町）単位で意向調査を進め、20年間で一巡させる予定。意向調査の実施から配分計画の作成に至るまで直営で対応。
- 意向調査で市に委託希望と回答があった森林は、基本的に集積計画の策定を検討。配分計画は、林業事業体の提案を受けた箇所について公告。

1 取組の体制

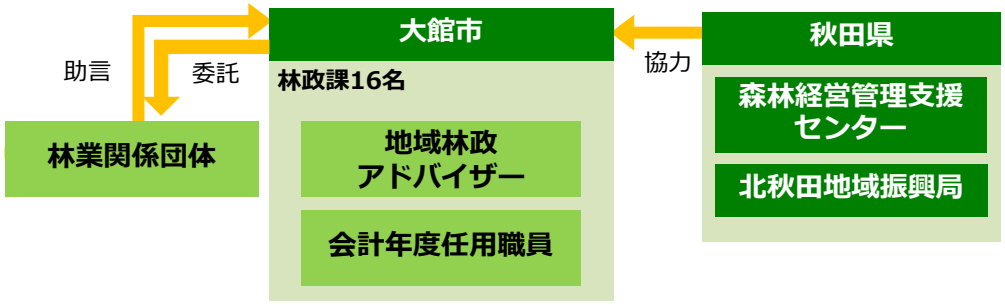

＜体制のポイント＞

- ✓ 本制度開始以前は、林務担当職員は３～４名だったが、体制を段階的に強化し、令和６年度は16名（うち、主に本制度を担当する職員は６名）となっている。
- ✓ 令和５年度から、林業関係団体への外部委託により、本制度の運用における課題の洗い出しや改善策の検討等を実施し、その結果を市の担当職員の実務にフィードバックしている。
- ✓ 県では、「森林経営管理支援センター」を県内４カ所に設置し、市町村の進捗状況等に応じた業務指導等の支援を実施。

2 取組の流れ

事前準備　※委託

【対象森林】
・私有林人工林
・森林経営計画が未作成
・施業履歴なし（過去10年間）
【優先順位】
・地籍調査実施済みの森林

↓

現地調査（樹種の確認）

↓

意向調査対象地区向けの説明会

↓

意向調査

↓

集積計画案の作成

市に委託希望のあった森林は、基本的に集積計画の策定を検討
【同意取得】
個別訪問（市外在住者は郵送）

↓

集積計画の公告

↓

企画提案募集

提案あり → **配分計画の公告** → **実施権事業**

提案なし → **市町村森林経営管理事業**

3 取組のポイント

①意向調査の回答率向上

- これまでは、森林簿を基に５月頃に意向調査票を発送していたが、森林簿の森林所有者情報は未更新のものが多く、誤発送が年間20件程度発生。
- このため、令和６年度からは、意向調査前に現地確認で樹種や地形等を把握するとともに、対象地区の転出者や死亡者の有無を確認したうえで意向調査票を発送することで、誤発送の防止を図っている。

②境界明確化の効率化

- 本制度開始後、地籍調査実施済みの森林を優先して意向調査を実施してきたが、地籍調査未了の森林での取組を進めるため、令和３年度から「森林境界推定図」の作成を外部委託。
- 作成した森林境界推定図は、令和７年度以降、現地での境界確認や、集積計画に対する森林所有者の同意取得の場面で活用することで、境界明確化を進めていきたい考え。

③事業体との意見交換、現地案内の実施

- 大館市では、集積計画の策定が進む一方で、集積計画が小規模・分散しているものが多く、採算性の観点等から、林業事業体が配分計画の企画提案をためらう状況にあった。
- 令和６年度は意向調査、集積計画策定が完了した地域の図面を事業体に見せ、配分計画の策定が見込める場所を個別に聞き取るなどの意見交換を実施。
- 市で預かった森林について、効率的に再委託へつなげたい考え。

2．栃木県矢板市

＜概要＞

- 栃木県矢板市は、総面積約１万７千haのうち、森林面積が約９千haを占め、うち私有林人工林は約４千８百haとなっている。
- 管内の森林のうち、約８割で森林経営計画が作成されており、残りの森林において本制度を活用。
- 平成30年度に県が市内の4地域でプレ意向調査を実施。そこで得られたノウハウを基に、令和３年度には森林経営計画の作成状況、地籍調査の有無、地域バランス等を考慮した10カ年の意向調査等実施計画を策定。
- 林業事業体への再委託による着実な森林整備につなげるため、市、林業関係団体、国、県で構成する矢板市森林経営管理推進協議会を令和２年度に立ち上げて、本制度に係る取組の推進方策についての意見交換や、林業事業体の意向把握のための現地検討会等を実施。

1 取組の体制

＜体制のポイント＞

✓ 本制度開始当初から、地域林政アドバイザー１名を雇用し、本制度に係る実務全般を担当。このほか、地域おこし協力隊も雇用し、業務を推進。

✓ 令和２年度に矢板市森林経営管理推進協議会を立ち上げ、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した取組の推進方策に係る意見交換や、林業経営が見込まれる森林を対象にした現地検討会等の実施を通じて、管内の林業事業体の意向を把握し、林業事業体への再委託を通じた森林整備の着実な推進を図っている。

✓ 県から委託を受けて（公社）とちぎ環境・みどり推進機構では、市町村の実務面での技術的なサポートを目的に、本制度に係る関連情報の提供、市町村職員を対象とした研修、実務の受託等を実施。

2 取組の流れ

事前準備

【対象森林】
- 私有林人工林
- 森林経営計画が未作成
- 施業履歴がない（10年間以上）

【優先順位】
- 林業事業体への再委託が想定される森林

↓

意向調査

↓

現地確認
- 樹種・林齢の確認
- 境界確認（地籍調査杭の有無等）
- 周囲測量（地籍調査未実施の森林）
- 森林所有者の現地立会・説明

↓

集積計画案の作成

市に委託希望の森林は原則すべて策定

【同意取得】
- 郵送、個別訪問

↓

集積計画の公告

林業経営が見込める → **企画提案の募集**

森林所有者の意向を再確認

↓

配分計画の公告

市と林業経営者で打ち合わせ

↓

実施権事業

林業経営が見込めない → **市町村森林経営管理事業**

3 取組のポイント

①協議会を通じた関係者の合意形成

- 林業事業体による森林整備の推進母体として、市、林業関係団体、国、県で構成する矢板市森林経営管理推進協議会を設立。本制度に係る実務の考え方や進め方について、関係者間の共通認識の形成を図るとともに、各林業事業体が対応可能な範囲で持続的に森林整備を進める体制構築を目指している。
- 推進協議会では、配分計画の策定が想定される森林で現地検討会を開催し、担い手側から見た「森林経営の適否」を聞き取ることで、林業事業体への着実な再委託につなげている。

②地域林政アドバイザーと地域おこし協力隊の活用

- 地域林政アドバイザー１名（県庁OB）を雇用し、本制度に係る実務全般を担当。
- 令和４年度からは地域おこし協力隊も数名雇用し、市管理林道の維持管理等の現場業務を担ってもらっている。

③森林所有者の理解促進のための工夫

- 意向調査で市に委託希望と回答のあった森林は原則としてすべて集積計画案を策定することとしている。集積計画の策定に際して現地確認（樹種・林齢の確認、周囲測量等）を行う際には、可能な限り森林所有者の現地立会を求め、所有森林の現況や今後の森林整備の方向性について説明及び確認を行うことで、その後の集積計画や配分計画に基づく森林整備の必要性について認識いただく機会としている。

④実施権事業の円滑な推進

- 林業事業体から提出された企画提案を選定委員会に諮る際に、森林所有者の意向を再確認し、その後の森林整備に齟齬や手戻りが生じないように留意。
- 選定委員会で選定された林業経営者と市との間で配分計画を策定するにあたり、企画提案の内容確認を含めた打合せを行い、その結果を配分計画に反映することで、実態に即した実施権事業となるよう努めている。

3．群馬県中之条町（なかのじょうまち）

＜概要＞

- 群馬県中之条町は、総面積約４万４千haのうち、森林面積が約３万８千haを占め、うち、私有林人工林が約４千haとなっている。
- 林業経営者への再委託を念頭に本制度を活用。再委託できなかった森林についても、市町村森林経営管理事業による施業を実施することにより、町内の森林整備を推進。
- このほか、林道沿いの広葉樹林なども積極的に引き受け、倒木などが発生した場合にも迅速に復旧できるようにしている。
- 町内を旧町村を基に５区分し、林班単位で意向調査の対象森林を設定。地籍調査済で登記が完了した森林から順次、町直営で意向調査を実施。対象森林の設定に際しては地元からの要望を優先。
- 意向調査について、未回答者や不明森林所有者への対応を民間企業へ外部委託することにより、90%以上の回答率を得ている。

1 取組の体制

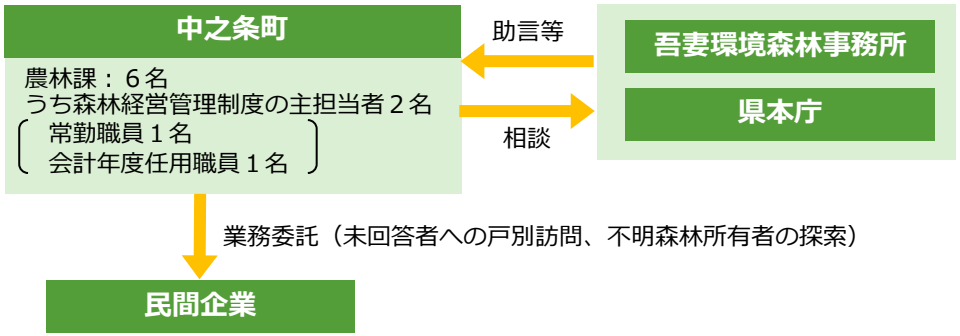

＜体制のポイント＞

- ✓ 本制度に係る実務は２名（他業務との兼務）で担当。
- ✓ 意向調査に係る業務のうち、未回答者への個別訪問及び制度主旨の説明、不明森林所有者の探索などを民間企業に外部委託。調査初年度は、森林所有者からの問い合わせ対応のためのコールセンター設置を委託。
- ✓ このほか、本制度の実務の内容・進め方について、県の出先機関である吾妻環境森林事務所が、町からの相談に随時対応。

2 取組の流れ

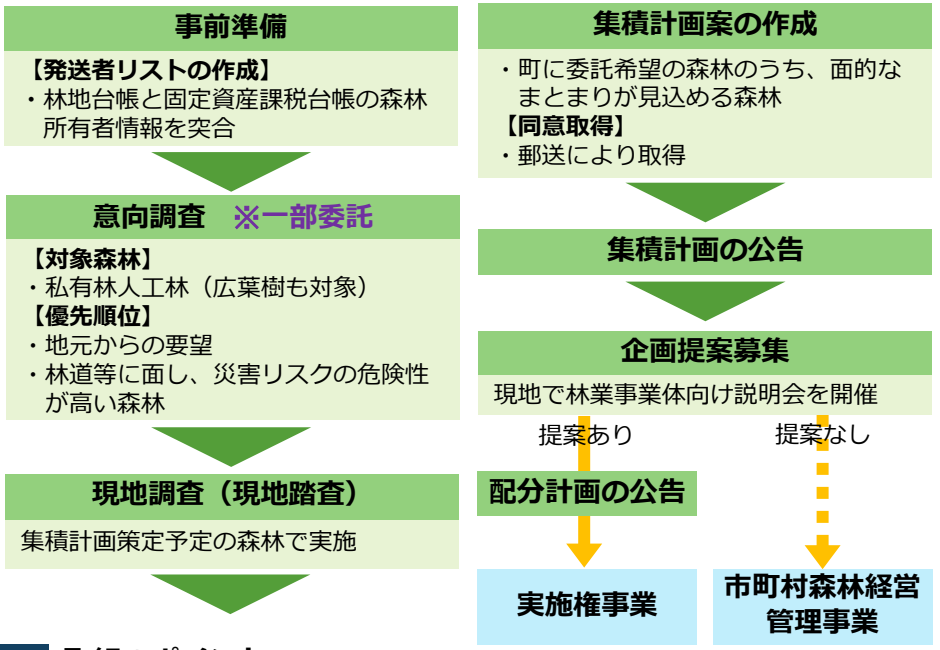

3 取組のポイント

①意向調査に係る工夫

- 意向調査の年間実施面積は、配分計画の作成が見込める上限（10～数十ha）に合わせて設定。
- 未回答者や不明森林所有者へ委託業者が訪問する旨の督促状を郵送し、90%以上の回答率を得ることで対象森林の団地化に寄与。
- 業務発注に際して、業務項目などを記した基本契約を締結。個別具体の作業については数量・工数を記載した依頼書を都度、発行することとし、業務の発注手続を簡素化。

②データの一元化による進捗管理

- 本制度に基づく取組の進捗に伴い、森林に関する情報が煩雑になっていたことから、必要な情報を必要な場面で取り出せるようなデータ管理が課題。
- GIS上で意向調査や配分計画、森林経営計画、伐採届や路網等の情報を一元化した町独自の林地台帳システムを導入。少人数でも本制度に係る取組状況の進捗を把握できる環境を整備。

③防災の観点にも対応した森林整備

- 町内の公道は森林に面した区間が多く、本制度の開始以前から、倒木などによる災害リスクが想定される地区から、町に対して伐採等の要望が度々寄せられていた。
- 集積計画の対象森林に、私有林人工林だけでなく、広葉樹も含めることで、道路沿いの森林も含めた集積計画を策定することで、防災の観点からの間伐や、倒木処理等にも対応。

④森林環境教育を通じた担い手育成

- 人口減少や木材利用の低迷等により、地域住民の森林に対する興味・関心が大きく低下。豊富な森林資源を用いた地域課題の解決策を模索することとなった。
- 地域振興に携わるＮＰＯと連携して、集積計画の策定森林にて、担い手の確保を見据えた森林環境教育を実施。間伐等の作業を体験プログラム化することで、森林整備と担い手育成を一体的に推進。

4．埼玉県秩父市

＜概要＞

- 埼玉県秩父市は、総面積約５万８千haのうち、森林面積が約５万haを占め、うち私有林人工林は約１万haとなっている。
- 本制度の開始にあわせて、秩父市と近隣４町で構成する既存の協議会の下部組織として集約化推進室を設置。秩父市が旗振り役となり、集約化推進室と市町が連携して取組を推進。意向調査の事前準備から集積計画案の作成までの実務を集約化推進室の事業推進員（直接雇用）が主に担う。
- 意向調査を実施した森林のうち、団地化が見込める林班に絞って集積計画の策定につなげていく考え。森林経営計画の作成を見据え、林業事業体への再委託に重点を置き森林の集約化を促進。ただし、条件によっては市町村森林経営管理事業も実施。

1 取組の体制

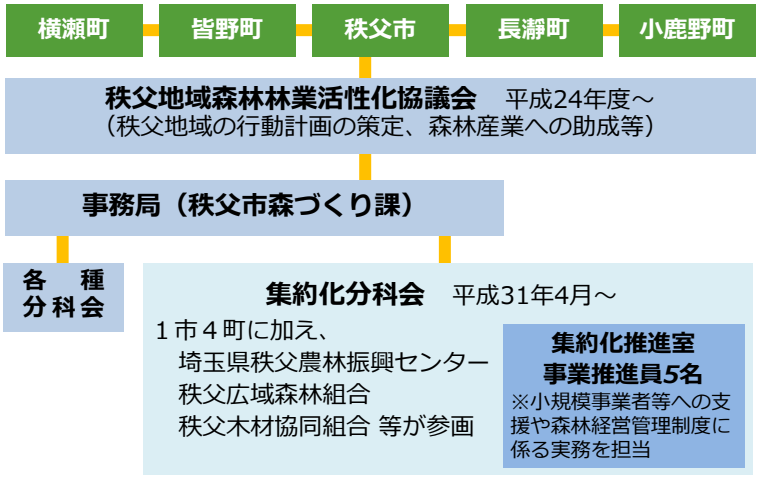

＜体制のポイント＞

✓ 令和３年度まで、本制度に係る実務は、林業事業体からの出向者（集約化推進員）で担当していたが、所属先の業務と兼務していたことから柔軟な対応が難しい面があったため、事業推進員（主に県OB）を協議会の事務局に配置して安定的に業務を実施できる体制へシフト。

✓ 県出先機関の秩父農林振興センターでは、市町別に担当職員を配置し、本制度の実務に係る助言・相談等を実施。また、林業事業体の育成を目的として、管内の林業事業体に対して、森林経営計画の作成支援等についての指導を実施。

2 取組の流れ

3 取組のポイント

①実施体制の強化

- 令和３年度までは、本制度に係る実務は、林業事業体から出向した集約化推進員が担当し、１市４町をカバー。
- 実務量の増加に伴い、令和４年度からは、森林環境譲与税を活用した事業や本制度に係る実務担当職員として事業推進員を配置。
- 令和５年度からは、それまで集約化推進員が担っていた実務を事業推進員に移行。事業推進員は現在５名配置。

②境界明確化の推進

- 令和２年度までは、集積計画の策定後に、林業事業体が境界確認等を実施していた。林業事業体からは、境界測量の負担が大きいとの声が寄せられていた。
- このため、境界明確化に対する協議会独自の補助制度を令和３年度に創設するとともに、市が境界明確化を行うことで、境界明確化を推進。
- 令和６年度からは、経営管理実施権の設定を受けた林業事業体以外も活用可能となるように補助制度の内容を改め、境界明確化をさらに促進。

③事業体への再委託に向けた工夫

- 令和５年度までは、企画提案を審査する選定委員会の委員が12名と多く、調整や採点に時間を要していた。また、選定委員からは、現地の状況がわからないので、適切な審査が難しいとの声が挙がっていた。
- 企画提案の内容を専門的な立場で審査できる体制を維持しつつ、審査を簡素化するために委員を５名程度に絞り込み。
- あわせて、委員会開催前に、複数者から企画提案があった場合には、対象森林の現地視察やドローンで撮影した立体画像の活用により、現地の状況と提案書の妥当性等を委員と確認。

5．岐阜県郡上市

＜概要＞

- 岐阜県郡上市は、総面積約10万haのうち、森林面積が約９万２千haを占め、うち私有林人工林は、約４万２千haとなっている。
- 森林経営管理制度に係る取組の推進母体として、林業関係団体で構成する「郡上森林マネジメント協議会」が平成31年2月に設立され、意向調査や境界明確化等に係る実務を担う。
- 令和４年度に今後10年間分の本制度に係る作業の見通しと、40年間分の意向調査の対象森林を整理。意向調査は林班単位で設定し、概ね500ha/年のペースで実施することとしている。
- 意向調査の結果、市に委託希望と回答があった森林のうち、森林整備の必要性がある森林は原則、集積計画を策定。対象森林が小規模・分散化しないように、森林所有者向けの個別説明会の実施等を通じて集積・集約化を図っている。

1 取組の体制

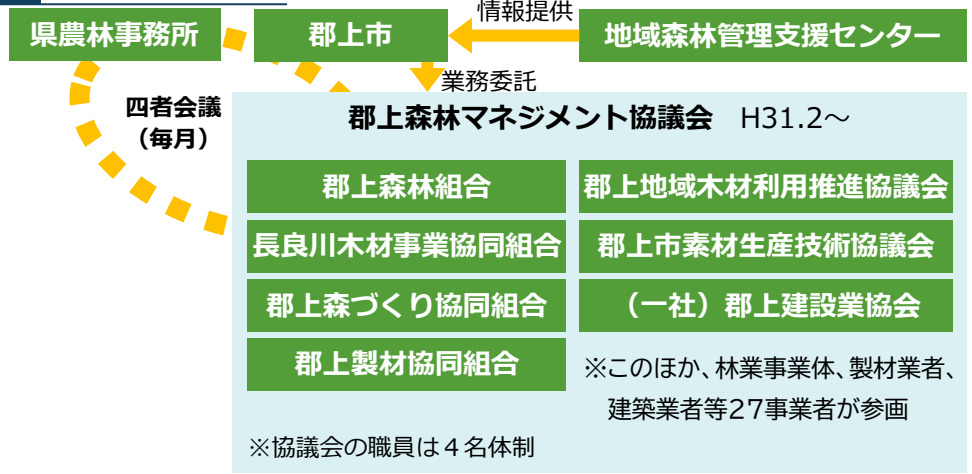

＜体制のポイント＞

- ✓ 本制度に係る取組の推進母体として、林業関係団体で構成する「郡上森林マネジメント協議会」を設立。市・県・協議会・森林組合の四者会議を通じて、実務面の情報共有や意見交換等を実施。
- ✓ 県本庁では令和3年度に、市町村の実務全般の支援組織として、県森林組合連合会への業務委託により「地域森林管理支援センター」を設立。市町村の担当職員向けの研修や岐阜県地域森林監理士等の派遣、本制度に係る関連情報の提供等を実施。

2 取組の流れ

事前準備　※委託

【対象森林】
・私有林
・森林経営計画が未作成
・施業履歴なし（過去10年間）
・市森林整備計画の環境保全林
【優先順位】
・防災対策上、重要な森林
・過去に山地災害が発生した箇所

↓

意向調査の説明会　※委託

↓

意向調査　※委託

↓

現地調査（立木調査、境界明確化）　※委託

森林整備が必要 ↓

森林整備が不要 → **対象から除外**

↓

施業プランの作成　※委託

・森林所有者に郵送し、集積計画の策定可否を確認
・相続登記未了の森林は、登記を促す。

↓

集積計画案の作成　※委託

↓

集積計画の公告

↓

市町村森林経営管理事業

3 取組のポイント

①面的にまとまりのある集積計画の策定

- 集積計画の対象森林は、災害防止の観点から優先順位づけを行い、現地調査を経てさらに絞り込み。絞り込みの際には林業事業体の意向（受注可否）も考慮。
- 森林所有者向けの個別説明会を実施し、集積計画の意義や必要性を丁寧に説明。
- この他、会計年度任用職員を活用し、森林所有者を徹底的に探索。
- 面的にまとまりのある集積計画とするため、市への委託を希望しない森林所有者に対して集積計画策定への協力を依頼し、計画策定につなげている。（年間10件程度）

②施業プランに基づく集積計画の策定

- 令和３年度までは、集積計画の策定後に現地調査を実施していたため、森林整備の必要性が低い広葉樹等が対象森林に含まれ、計画の取り消し・再公告を余儀なくされるケースがあった。
- 令和４年度からは、立木調査・境界明確化を実施し、その結果を踏まえて施業プランを策定。施業プランを策定した森林から順次、集積計画を策定する流れとすることで、集積計画の策定に係る作業の手戻りを解消。

③境界明確化の取組

- 郡上市は、地籍調査の進捗率が４％と低位であり、本制度の推進にあたっては境界明確化が課題。
- 境界明確化は、森林所有者の現地立会を基本とし、立会が困難な場合は、森林所有者の委任を受けた者が代理で立会。
- 実務は当初から協議会への委託により実施。R2年度からは、協議会が森林組合OB等を「郡上市地区森林管理指導員」として委任し（6名）、境界明確化の事前準備（地元精通者への聞き取り調査）を実施。
- 意向調査の対象森林の増加に伴い、令和５年度から指導員を9名に増員。
- 公図に森林計画図を重ね合わせた図面を作成し、それを基に、現地で境界を確認・確定。

6．京都府綾部市（あやべ）

＜概要＞

- 京都府綾部市は、総面積約３万４千haのうち、森林面積が約２万７千haを占め、うち私有林人工林は、約１万haとなっている。
- 地域の関係団体等で構成する「綾部市森林経営管理制度推進会議」を令和元年度に設立し、「綾部市森林経営管理意向調査実施計画」を策定。同計画では、市内を21ブロックに区分し、林班単位で意向調査の対象森林を優先順位づけ。
- 主に①森林所有者や境界が明らか等の条件が整っている「モデル地域」、②「綾部市森林経営管理意向調査実施計画」に基づいた意向調査、③早急な意向調査実施を希望する「地元要望」の３パターンに分けて、意向調査を実施。
- 森林経営が成り立たない森林のうち、小規模な森林や危険木の除去等の緊急性が高く、本制度による整備が難しい森林は、森林環境譲与税を原資とする市独自の補助制度も活用することで、市域の森林整備を促進。

1 取組の体制

綾部市森林経営管理推進会議　R１.8～

- 京都府
- （一財）京都森林経営管理サポートセンター
- 綾部市森林組合
- 綾部市自治会連合会
- 綾部市林業研究会

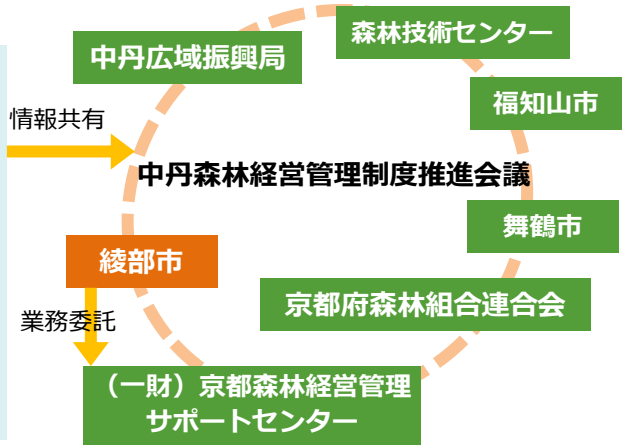

＜体制のポイント＞

✓ 本制度の推進母体として、地域の関係者で構成される「綾部市森林経営管理推進会議」を設立し、実務面での情報共有や意見交換等を実施。

✓ 広域振興局単位で設置された森林経営管理制度推進会議では、本制度に係る情報共有や意見交換、管内における取組の進捗把握などを実施。

✓ 令和２年度に、本制度に係る市町村の実務支援を目的として、府、市長会、町村会が連携して「一般財団法人京都森林経営管理サポートセンター」を設立。綾部市では、境界明確化や森林資源調査、本制度にかかる事務等を部分委託している。

2 取組の流れ

事前準備

【対象森林】
- 私有林人工林
- 森林経営計画が未策定、予定なし
- 施業履歴なし（過去10年間）

【優先順位】
- 専門的な見地から提言を受けた箇所
- 境界明確化の実施に協力的
- 過去10年間に施業履歴がある森林や森林経営計画が策定済など施業予定がある森林に隣接し、森林所有者の同意が得やすい森林

↓

意向調査の説明会

↓

意向調査及び境界同意

↓

現地調査（立木調査、境界明確化）
※委託

↓

森林所有者探索

↓

集積計画案の作成　※一部委託

- 市に委託希望の森林で、森林整備の必要性がある森林は原則全て対象

【同意取得】
- 相続権利者（存命の子孫）全員に集積計画を郵送して同意取得

↓

集積計画の公告

森林経営が成り立つ　森林経営が成り立たない

- 小規模
- 緊急性が高い

配分計画の公告

市独自の補助事業

実施権事業

市町村森林経営管理事業

※境界明確化・意向調査・所有者探索等の順序は、事前準備の段階で収集した情報の精度に応じて前後

3 取組のポイント

①意向調査の優先順位の見直し

- 当初は、市町村森林整備計画に基づいて21区分されたエリアについて、森林面積が多いエリアから順に意向調査を実施していたが、エリアによって森林整備の着手が困難だったり、調整に多くの時間を要した。
- このため令和４年度から、路網からの距離、伐期齢の超過状況、災害発生リスク（土砂災害等のレッドゾーン）等を基準として優先順位のランク付けを見直し、より早期に森林整備に着手できるように工夫。

②長期ビジョンの策定

- 令和６年度に森林経営管理制度のほか、森林環境譲与税を活用した森林整備や具体の施業方法等についての長期ビジョンを策定。市の森林整備計画の見直し業務とともに、ビジョンの素案作成業務を府森林組合連合会に委託。

③地元要望を踏まえた森林整備

- 意向調査実施計画で設定した森林以外にも、意向調査の早期実施を望む地域からの要望を受けて、実施できるように要件を設定することで、要望に応える体制を整備。
- 令和６年度現在、市内の１地区において、地元要望に基づく森林整備の可能性を検討中。

④譲与税を活用した市独自の補助事業

- 林業経営が成り立たず小規模な森林や、災害リスクを伴う危険木の除去等の緊急性が高い森林は、本制度に基づく森林整備が難しいケースもあった。
- このため、林業事業体、森林所有者による自発的な森林整備につなげるために、森林環境譲与税を活用して、荒廃森林、小規模森林、危険木の除去等に対応した市独自の補助事業を創設することで、ニーズに対応。

7．和歌山県有田川町（ありだがわちょう）

＜概要＞

- 和歌山県有田川町は、総面積約３万５千haのうち、森林面積が約２万７千haとなっており、うち私有林人工林は約１万８千haを占める。
- 平成29年度に産業課内に林務班を設置し、令和２年度に林務課を新設。地域に精通した森林組合への委託と町の直営により、森林経営管理制度を活用した取組を推進。
- 森林所有者の高齢化を背景に、早期に意向調査を実施する方針のもと、私有林人工林のうち、森林経営計画が未作成の森林を対象に、10年間で町内を一巡する計画（直営地域は４年で一巡）に基づき、意向調査を実施。
- 「町に委託」と回答のあった森林について、町が策定した「有田川町森林経営管理権集積計画策定方針」に基づき、集積計画の策定可否を判断。町管理と林業経営者への再委託の組み合わせにより、町内の森林整備と林業活性化を目指している。

1 取組の体制

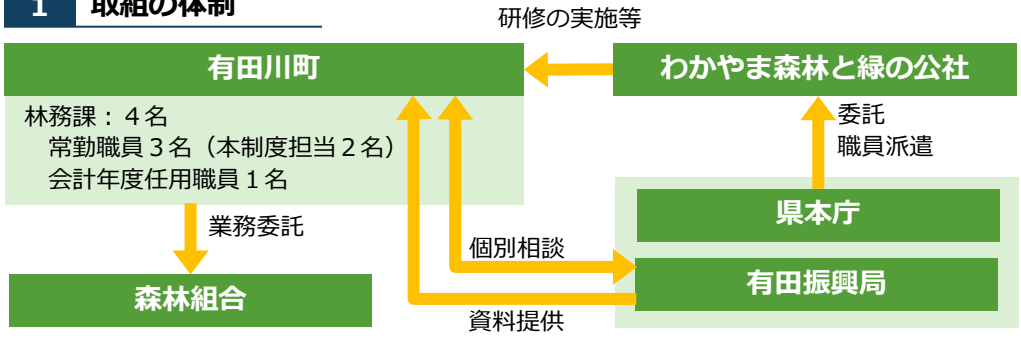

＜体制のポイント＞

- ✓ 有田川町の林務課では、本制度を主に担当するのは、常勤職員２名。
- ✓ 県本庁から委託を受けた「（一社）わかやま森林と緑の公社」による市町村職員を対象とした実務研修への参加。
- ✓ 県出先機関の有田振興局では、積算ツール等の関連情報、資料の提供と個別相談に対応。

2 取組の流れ

意向調査【事前準備】

【対象森林の判定】
- 地域森林計画対象民有林
- 私有林人工林
- 森林経営計画が未作成
- 地籍調査済の森林

意向調査※一部業務委託

町に委託　自己管理・民間委託 → 町単独の補助事業

集積計画【案の作成】※業務委託

- 町に委託希望の森林のうち、集積計画策定方針の選定要件に基づき検討

聞き取り調査※業務委託

- 選定要件に合致する森林所有者に対し本制度の説明と意向確認

現地調査※業務委託

- 森林の状況を確認（施業の要否）

同意取得※業務委託

- 森林所有者を個別訪問

集積計画の公告

林業経営に適する　林業経営に適さない

企画提案募集

提案あり　提案なし

配分計画の公告

実施権事業

市町村森林経営管理事業

3 取組のポイント

①データ管理の取組

- 令和２年度からは、森林GISの改修を行い、新たに本制度関連のレイヤを作成。意向調査の結果、集積計画の策定箇所や森林整備の実施状況等について、GIS上で一元管理をしている。
- 令和６年度からは、固定資産課税税台帳の森林所有者情報を活用し、所有者探索の効率化を図っている。

②現地調査における工夫

- 現地調査・測量を直営で実施しているため、発注業務の現場監督員である町職員が対象森林の林内を一周踏査することになり、林内の状況が把握でき、現況を踏まえたより適切な設計につながっている。
- 一方、直営で実施することによる町職員の負担が大きいことから、GISタブレットを導入し、現場作業の効率化を図っている。

③担い手確保に向けた町独自の対応策

- 事業量の増加に伴い、林業事業体の担い手不足の課題が顕在化する可能性があるため、担い手の確保・育成に向けた取組を行っている。
- 令和２年度に、入札参加資格として「森林整備（役務）」を新たに設け、小規模林業事業体も含めた町内の7事業者を登録。
- 令和３年度からは、小ロットの森林整備事業を発注する等により、小規模林業事業体の受注機会の増加に繋がった。
- 上記のほか、担い手の確保を目的として、令和３年度から、町内の林業事業体が新たに正規雇用した現場職員に対する奨励金「有田川町林業従事者就業奨励金」を支給。

【参考】奨励金の額

・就業者一時金：30万円
・月額奨励金：2万円（24か月間）
・総額：78万円

8．島根県邑南町（おおなんちょう）

＜概要＞

- 島根県邑南町は、総面積約４万２千haのうち、森林面積が約３万６千haを占め、うち私有林人工林は約１万５千haとなっている。
- 管内の人工林の約８割を占めるスギ・ヒノキ林のうち、３分の1が７齢級以下となっており、継続して保育間伐が必要な状況。また、管内の森林所有者の３分の１が、所有山林５ha以下と小規模な所有形態。
- 本制度を活用して未整備森林の解消を図るため、町、木材協会等の林業事業体で構成する「邑南町新たな森林管理システム運営協議会」を設置し、事業体への再委託を念頭に置いて森林整備を推進。

1 取組の体制

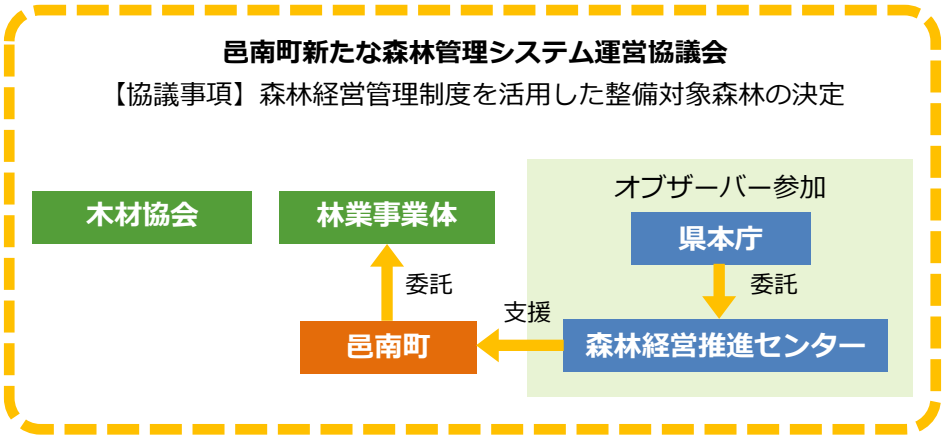

＜体制のポイント＞

- ✓ 職員３名で他業務と兼務しつつ、本制度に係る取組を担当。そのうち、専門員として森林組合OB１名を雇用。専門的な知識・経験を活かして取組を推進。
- ✓ 本制度を活用して、小規模で分散している町域の私有林人工林を効率的に集約し、林業事業体による森林整備につなげることを目的に、町、林業事業体等で構成する「邑南町新たな森林管理システム運営協議会」を設立。同協議会では、管内の林業事業体の意向も踏まえ、本制度で対象とする森林を選定。
- ✓ 県から委託を受けて（一社）島根県森林協会では、本制度に係る市町村の実務全般の支援を目的として、関連情報の提供、意向調査の実施や集積計画の策定支援、市町村職員を対象とした研修等を実施。

2 取組の流れ

事前準備

【対象森林】
- ・私有林人工林（人工林率70%以上）
- ・地籍調査実施済
- ・路網整備が見込まれる森林
- ・配分計画の策定まで見込める森林
- ・意向調査対象森林：30ha/年

↓

事業体からの提案

↓

協議会による対象森林の選定

↓

意向調査

↓

集積計画の作成・公告

市に委託希望の森林は原則すべて策定
【同意取得】郵送、個別訪問

↓

企画提案の募集

↓

配分計画の公告

集積計画策定済の森林は基本、すべての森林で配分計画を策定

↓

実施権事業

3 取組のポイント

①支援組織の活用

- 事前準備から配分計画の策定まで、一貫して町職員が実務を担当しているものの、集積計画や配分計画の策定件数の増加につれて、事務量の軽減が課題となっていた。
- 森林所有者や林業事業体との調整に労力を要する集積計画や配分計画について、原案は町で作成するものの、地域の森林や森林所有者の実情に即した計画としてブラッシュアップする部分を森林経営推進センターに委託。効率的な計画策定につなげている。

②補助事業を活用した森林整備

- 集積計画の策定につながらない森林については、間伐等に活用可能な町や県の補助事業の活用を森林組合や林業事業体に促すことで、未整備森林の解消につなげている。

③事業体による提案を活用した集約化

- 町域の森林は小規模で分散していることから、林業事業体への再委託を想定した森林整備においては、配分計画の策定を見据えて、分散した森林を集積する必要があった。
- 管内の林業事業体の意向やニーズを踏まえて着実に配分計画を策定するため、町、林業事業体等で構成する「邑南町新たな森林管理システム運営協議会」を設置。
- 事業体からの提案を受け、協議会にて対象森林を選定することにより、着実に再委託できるように工夫。
- 意向調査の結果、自己管理を希望した森林所有者に対しては、路網の作設などの協力を依頼。施業の集約化を図っている。

9．徳島県美馬市・つるぎ町

＜概要＞

- 徳島県美馬市は、総面積約３万７千haのうち、森林面積が約２万９千haを占め、うち私有林は約２万５千haとなっている。徳島県つるぎ町は、総面積約１万９千haのうち、森林面積が約１万６千haを占め、うち私有林は約１万４千haとなっている。
- 平成30年度に、美馬市、つるぎ町、徳島県を構成員として「やましごと工房」を設立。マンパワー不足の市町に代わり、森林経営管理制度に係る実務全般を一括して担うことで、事務の効率化と本制度の円滑な運用を図っている。本団体は令和２年11月に法人化した。
- 私有林全てを意向調査の対象とし、美馬市・つるぎ町ともに管内の私有林を15区域に区分し、地域バランス等も考慮して順次、意向調査を実施。市町への委託希望があった森林は、天然林も含め、原則全て集積計画の対象とすることで面的なまとまりを確保。意向調査の準備から集積計画、市町村森林経営管理事業の設計から監理までの実務を一括してやましごと工房が担う。

1 取組の体制

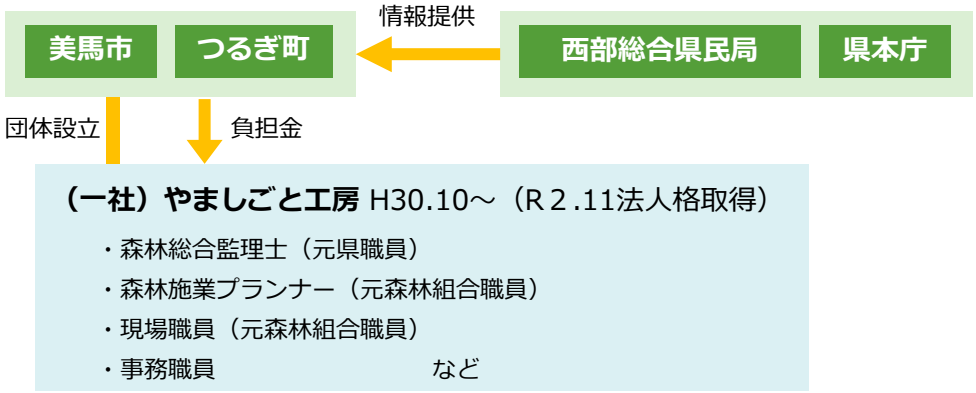

＜体制のポイント＞

✓ 平成30年10月に、美馬市、つるぎ町、徳島県を構成員として「やましごと工房」を設立。常勤職員は業務量増大に対応するため、当初の１名から６名体制に増員。美馬市、つるぎ町が業務内容に応じて負担金を支払い、本制度に係る事務全般（準備業務から意向調査、現地調査、集積計画案の作成、森林所有者への同意取得）を包括的に担うほか、県外自治体の森林経営管理業務も受注。

✓ 美馬市、つるぎ町ともに、本制度に係る実務は１名で担当し、本制度に係る取組の進捗管理と法律行為に係る事項を主に担っている。

2 取組の流れ

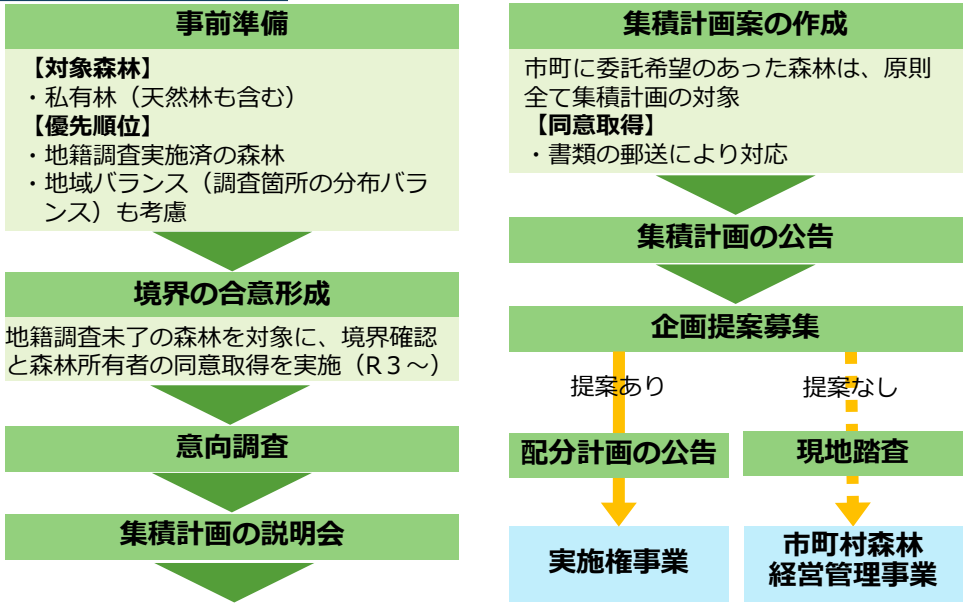

3 取組のポイント

①意向調査の回収率向上に向けた取組

- 令和２年度以降、意向調査の実施に際しては、設問数を必要最小限にとどめ（４問前後）、意向調査票も記入しやすいように、設問や選択肢、解答欄を分かりやすく表示するように留意。その結果、必要な情報を漏れなく得ることができるようになった。
- 未回答の森林所有者に対しては、ハガキでの督促を行い、それでも回答がなかった場合は電話や書留郵便での意向調査票を再送し、回収率の向上につなげている。

②地籍調査未了の森林での境界確認

- 当初は地籍調査済の森林から意向調査を実施していたが、令和３年度より、意向調査の予定箇所の森林であって、地籍調査が未実施の森林を対象として、事前に境界の合意形成を実施している（美馬市約410ha、つるぎ町約450ha）。
- 境界明確化の作業は、航空写真等を基に作成した「境界推定図」を基に、森林所有者の同意を書面で取得し、意向があれば現地立会等も実施することで効率的に境界確認を進めている。

③集積計画策定後の森林所有者情報の更新

- 集積計画の計画期間（20年間）に、森林所有者の住所変更や相続などが想定されることから、経営管理権を設定した森林所有者に対して、その後の森林整備の状況を簡易なニュースレター「『あなたの山林』定期便」に整理して、年１回郵送している。
- 「『あなたの山林』定期便」の到着をきっかけにして連絡を受けた、森林所有者からの住所変更や相続などの情報は、集積計画に反映。宛先不明で戻ってきた場合には、固定資産課税台帳により更新した林地台帳や住民票などを参照して森林所有者を探索。

④本制度を活用した林業の担い手確保

- 一部の森林は意欲と能力のある林業事業体に経営管理実施権を配分することで、森林の適正管理と森林所有者の受益に貢献。
- その他の森林は、事業を零細林業事業体に発注することで、森林の適正管理と併せ、同事業体の経営基盤強化や新たな起業を促し、林業の担い手の増加、ひいては地域経済の振興や人口増に取り組んでいる。

10. 熊本県御船町（みふねまち）

＜概要＞

- 熊本県御船町は、総面積約1万haのうち、森林面積が約５千２百haを占め、うち私有林人工林は約２千７百haとなっている。
- 町では、地域林政アドバイザー制度を活用して、地域の森林に精通した森林組合OBを雇用。当該地域林政アドバイザーが中心となって、直営で意向調査や現地調査、境界明確化等を推進。
- 境界明確化を着実に進めていくため、森林経営計画の作成有無や施業履歴の有無を考慮せず、私有林人工林約２千haについて、10年間で意向調査を一巡させる計画（200ha/年）。
- 林業経営が成り立つ森林は、意向調査結果を森林組合に情報提供することで、森林経営計画の作成や集約化施業に繋げていく方針。林業経営が成り立たない森林は、町・森林所有者・林業経営体で協定を締結し、町単独補助事業を活用して間伐等の整備を進め、未整備森林の解消を目指している。

1 取組の体制

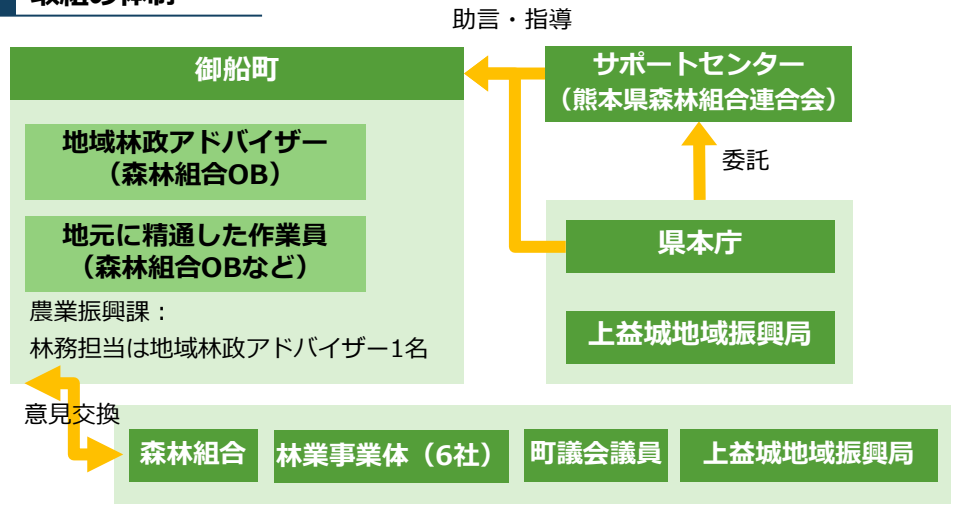

＜体制のポイント＞

✓ 令和元年度に、地域林政アドバイザー制度を活用し、地元の森林に精通した森林組合OBを雇用。加えて、地域の森林や森林所有者に精通する人材も町が臨時雇用して、境界明確化等を推進

✓ 県本庁では、本制度に係る市町村の実務に対する支援を目的として、県森林組合連合会に委託して 「森林経営管理制度サポートセンター」を設置。相談デスクを設置し、実務に係る助言や関連情報の提供等の支援を実施。

2 取組の流れ

事前準備

【対象森林】
・私有林人工林
【優先順位】
・境界明確化が未了の地域
・森林のまとまりがある地域
・地域の協力が得られやすい地域
・町内在住者

↓

地区説明会

↓

意向調査

説明会の参加者には意向調査票を手交、欠席者には個別訪問（町内在住者）

「境界が分かる」と回答

「境界が分からない」と回答

保留

現地踏査（境界明確化）

意向調査で「森林所有者自らでは管理が困難」かつ「境界が分かる」と回答のあったものが対象

【実施方法】
・原則、森林所有者の立会を求めることとし、地元協力員の協力を得て実施（立会が困難な場合は保留）
・現地ではGNSS測量を行い、境界杭を打設

林業経営に適

森林組合への情報提供

森林組合による施業集約化

林業経営に不適

協定に基づく森林整備

3 取組のポイント

①協定による間伐の実施

- 本制度に係る実務は、実質的に地域林政アドバイザー１名で対応していることから、事務負担を最小化するため、集積計画を策定せずに森林整備を進める方針。
- 意向調査後に実施する現地調査の結果をもとに、林業経営の適否を地域林政アドバイザーが判断。集積計画は策定せずに、「森林組合への情報提供（森林経営計画への編入等）」と「協定による森林整備」を並行して実施。

②境界明確化の実施

- 森林所有者の高齢化や不在村化の進行により境界情報が失われる前に境界明確化を実施することが喫緊の課題。
- 意向調査で、森林所有者に対して境界の把握有無を確認。境界を把握済で、現地立会が可能な森林から境界明確化を実施。
- 所有権界の把握を目的に、森林所有者の立会によるGNSS測量を実施。可能な限り、筆単位の境界確認を行うようにしている。

③担い手の育成

- 本制度開始以前は、町と林業事業体との交流機会が少なく、本制度に基づいて発生する森林整備の担い手が確保できるか不透明だった。
- そこで、関係者が自由な立場で森林整備に係る意見交換を行う場として「森林経営管理制度意見交換会」を設置。町が事務局となり、県・森林組合・林業事業体・町議会議員を構成メンバーとして、年2回程度の会議を開催している。
- 同会議における林業事業体の意見を参考に、令和３年度から、雇用奨励金（2万円/人）や安全装備品等の購入補助（上限20万円）を開始するなど、新規就業者の増加や労働災害発生防止等の取組を実施。
- その他、現場の課題を踏まえて、林業事業体への支援措置として、資格取得のための受講料、人件費への補助を制度化。作業道の新設・補修への補助や林業機械リース料等の助成、林業研修用装置の購入補助等についても検討中。

第３部
“みんなで選ぶ”
森林シューセキ！Award
応募事例

北海道札幌市（さっぽろ）

事業を効率的効果的に進めるための取組

・札幌市では森林経営管理制度の活用を中心に私有林整備に取り組むこととしている。一方で制度の対象森林は6,000筆以上にのぼることから、事業を効率的効果的に進めるための取組を進めてきた。

＜概況＞

市の総面積は約11万2千ha。

森林面積は約7万1千ha、うち私有林人工林は約3千ha。

＜実績＞　R5年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約1,074ha	約21ha	約18ha	約3ha	0 ha

1 取組の体制

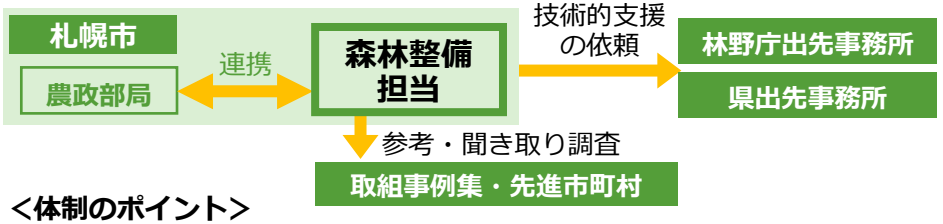

＜体制のポイント＞

✓ 一部の事業（里山事業）では農政部局と連携し、農業振興とコラボ

2 取組の流れ

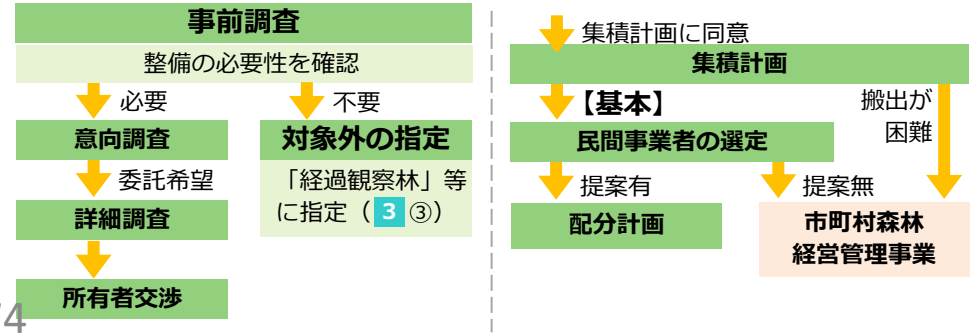

3 取組のポイント

①制度運用の明確化

課題 私有林整備における市の方針がない

取組 方針の策定。制度活用の目的を明確化

●札幌市森づくり基本方針

✓有識者会議、パブコメを経た方針

✓制度は公益的機能の発揮を目的として、針広混交林化を目指す整備に活用することを明確化

●札幌市森林経営管理制度運用指針

✓②～④取組等の具体な運用を明示

②配分計画による森林整備のための支援

課題 林業事業者の赤字リスクが高い

取組 必要な支援を構築

● 市独自の補助制度の構築

✓国補助対象外（高齢級）の間伐補助

✓配分計画受託者への森林調査費支援

● 事業者のリスク・負担軽減

✓労務単価等の上昇に対応できる計画

✓事業者選定における提案書の簡略化

③省力化（対象森林6,000筆への対応）

課題 事業に要する時間・労力が多大

取組 整備対象外森林の明確化・事務の軽減

● 制度対象外の森林の位置づけ（明確化）

✓「優先を下げる」でなく「対象外の指定」
↑整備要否の線引きの明示、所有者への説明責任などに効果

✓独自の位置づけ

①経過観察林
整備を行わなくても早期に針広混交林化する可能性が高い人工林

②エリア管理林
狭小な人工林で、周囲の森林が発揮する公益的機能によりエリア全体で最低限の機能が確保される森林

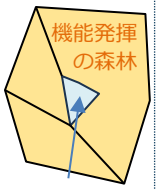

● 意向調査前に対象外森林の指定を実施（フローの見直し⇒ 2 ）

✓先に対象外森林を指定。意向調査数を削減

● 配分計画事務（事業者選定）の省力化

✓林分等の特殊性を勘案して、対象森林を「標準タイプ」と「特殊タイプ」に区分。標準タイプでは選定要領等の事務を統一

④普及啓発との連携

課題 市町村森林経営管理事業の場合、所有者の収入がなく集積計画の同意を得られづらい

取組 間伐材を市の普及啓発事業に活用できる規定を集積計画に（社会貢献の提案）

● 間伐材を小学校の図工の授業に提供

✓自分の森林の木で社会貢献ができることを提案

✓ある所有者は「収入がなくても子どものためになるのが一番嬉しい」と集積計画に同意

市町村森林経営管理事業
・経営に不適（収入なし）
・間伐材を搬出

木工キットを製作［市の事業］

小４図工に提供※
・森林の機能や地域材利用についての啓発も実施

※R5北の国・森林づくり技術交流発表会発表

岩手県（対策チーム・専門員配置）

対策チームの設置と専門職員の配置による市町村への業務支援

- 市町村が制度を効率的に運用できるよう、平成30年６月に県の本庁関係各課や出先事務所等で組織する対策チームを立ち上げ、県内市町村の取組状況や全国の優良事例を共有し、その内容に係る地域単位でのワークショップの開催や市町村役場の訪問などにより、地域の実情を踏まえた助言等を行っている。
- また、令和元年度から、市町村の取組を支援することを目的に、森林・林業に関する幅広い専門知識と実務経験を持つ専門職員を県出先事務所に配置し、経営管理意向調査の実施や経営管理権集積計画の策定に向けた技術的な助言を行うなど、市町村の森林経営管理制度に係る業務を支援している。

＜概況＞

県の総面積は約152万ha。

森林面積（民有林）は約78万ha、うち私有林人工林は約22万ha。

＜実績＞ Ｒ５年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約68,440ha	約575ha	約123ha	約60ha	0ha

1 取組の体制

県の職員を構成員とする対策チーム

- 県本庁
- 県出先事務所
- 研究・研修機関
- 専門職員

→ 市町村

令和５年度における取組の一例

・地域単位でのワークショップの開催

・市町村の取組方針の策定支援

・取組進度に応じた伴走型支援

＜体制のポイント＞

✓ 各種会議や研修等において市町村や林業事業体に制度の周知を図るとともに、対策チーム会議で県内や全国の情報を共有し、地域単位のワークショップ等により地域課題の把握と取組の方向性について議論している。また、森林経営管理制度の取組方針や、経営管理権集積計画の策定支援など、市町村の取組進度に応じた伴走型支援を実施している。

✓ 林業の専担組織を有する市町村はわずかであり、多くの市町村が地域林政アドバイザーなどの人材を確保できていないことから、県において専門職員を配置し、市町村の関係業務を支援している。

2 取組の流れ

対策チームの支援内容

・市町村職員を対象に森林経営管理制度運用に係る研修を開催

・対策チーム会議、ワークショップによる地域課題の把握と支援内容の検討

・県出先事務所に専門職員を配置し、市町村を訪問指導

・森林整備の実施に向けて、市町村の取組進度に応じた伴走型支援の実施

3 取組のポイント

①研修の実施や対策チーム会議の開催

- 県研究・研修機関が、市町村職員を対象に 、森林・林業の実務に関する研修や森林経営管理制度の運用に係る研修を開催
- 対策チーム会議において、県内の取組状況や課題、全国における優良事例を共有し、市町村への支援内容に反映

②県出先事務所と専門職員による市町村への支援

- 市町村が抱える課題を解決することを目的に、地域単位でのワークショップを開催し、地域の課題や取組事例の共有及び意見交換を行う機会を設けている。
- 県出先事務所に配置した専門職員と林業普及指導員が市町村への訪問指導を実施し、情報交換や助言を行うとともに、市町村の取組進度に応じて県が課題解決に向けてサポートする伴走型支援を実施している。また、市町村の取組方針の策定、森林現況調査の委託における業務内容への助言やGISを活用した情報管理や図面作成などの個別指導を実施している。
- こうした支援を通じて、令和５年度末までに、約９割の市町村で意向調査を開始し、４市町で市町村森林経営管理事業が実施されるなど、取組が着実に進んでいる。今後は、意向調査結果を森林整備につなげていくための取組について重点的に支援を行っていく。

宮城県（宮城県市町村森林経営管理サポートセンター）

市町村伴走型支援による制度の取組向上

- 職員の異動等により制度への取組が白紙となっていた市町村や、森林環境譲与税を活用し委託等で実施した意向調査の成果品を集積計画へ活用することに苦慮していた市町村を対象に支援組織であるサポートセンターが県と連携し、支援体制を伴走型により強化したもの。

＜概況＞
- 積極的に意向調査を実施した結果、民間事業者へ委託した市町村では、成果品の活用が難航していた。
- 制度の取組状況や実績等の蓄積は、市町村ごとに違うため、一律の支援では疑問点や問題点等の解決が難しい状況となっていた。

＜実績＞
・R5年度までの伴走型支援の対象市町村は８市町村で、それぞれ、意向調査実施（２市村）、意向調査の成果活用（５市町）、制度への取組推進（１市）を目標に支援した結果、意向調査の実施が２市村、集積計画の策定が４市町、市町村森林経営管理事業の実施が２町となった。

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約3,280ha	約240ha	0ha	約15ha	0ha

1 取組の体制

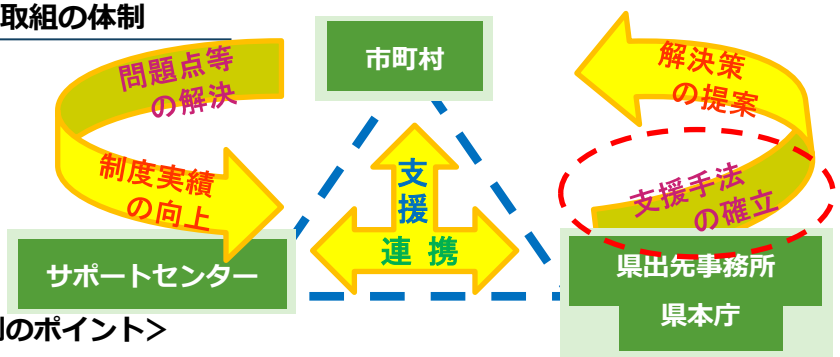

＜体制のポイント＞

✓ 伴走支援のため、１市町村当たり年間３～４回程度個々に打合せを実施し、目標達成に向けた情報提供や進捗管理をすることで、意識の共有と、制度理解が深まる。
✓ 県出先事務所はこれまでサポートセンターへ任せっきりとなっていた市町村支援の意識が強固となることで、管内他市町への支援促進につながる。
✓ サポートセンターは、支援に関する様々な事例が蓄積され、課題解決力や支援力が向上する。

2 取組の流れ

事前準備

【支援希望市町村へのヒアリング】
・漠然とした制度への不安感等
・マンパワー不足を理由に取組が後回しに･･･

【問題点整理と対象市町村選定】
・問題点を整理し、伴走支援が必要かの判断
・希望する市町村それぞれに合った支援タイプを整理。

伴走型支援対象市町村決定

伴走型市町村支援の実施
（問題点の整理、課題解決、技術的提案）

伴走型市町村支援を実施

意向調査結果の整理、集積計画の素案作成
↓
集積計画策定・公告
↓
目標の達成
↓
新たな取組に向け継続した伴走支援を実施

意向調査委託の際、報告様式を示す等の仕様書作成を支援
↓
意向調査の実施
委託の成果は、データ管理し、集積計画の素案に直結
↓
目標の達成

自発的な森林経営管理制度への取組

3 取組のポイント

①工程管理等を示す

- １～２ヵ月に１度、市町村ごとに打合せ等を実施することにより、進捗度合いの確認や共有を行う。
- 打合せ時に、前回までの確認事項や目標に到達できなかった場合の問題点の考察を実施。
- 打合せ等を複数回行うことで、目標達成に向け無理のないプロセスを踏むことができる。

②問題点の抽出と、情報の共有

- 市町村ごとの制度に取り組む上での問題点は、支援を通した聞き取りにより、表面化。
- 表面化した問題点等をパターン化し、支援する際の手法等を県及びサポートセンターが連携しながら検討する。
- 連携を通し、情報共有をすることで問題解消に向けた効率化が図られる。

③市町村、県、サポートセンターのメリット

- 県の出先事務所において、伴走型支援を実施したことにより、知識や経験等が蓄積されることで、市町村からの問合せに対し、サポートセンターへ問い合せることなく、迅速に対応できるようになる。
- サポートセンターへの問い合わせの集中が解消されることで、その他の支援業務における研修内容の充実化を図ることができる。
- 市町村は、伴走支援を受け、森林経営管理制度に取り組むことにより、手続きに係るデータやノウハウが蓄積されることで、担当職員は振り返りや手続きの継承が可能となる。
- 伴走支援を受けた市町村において、制度への取組が推進されることにより、周辺市町村においても、森林経営管理制度の取組への意識が高まる。
- 結果として、**県内全体の取組が加速する**。

宮城県大崎市（おおさき）

"実施方針書"による意向調査と「市町村森林経営管理事業」の実施

- 市で地域林政アドバイザー２名(森林総合監理士・旧林業改良指導員)を雇用し、地域の実情や予算等を勘案した"森林管理制度実施方針"(～R15)を策定。
- 意向調査は"実施方針書"に基づき計画的に実施し、全体計画の約27%を終了。
- 集積計画策定地は"経営不適"として「市町村森林経営管理事業」により、まずは15年の間に森林整備(除伐・保育間伐)を実施。(その上で森林の木材生産機能を高め、次期(R16～)以降の経営管理実施権の設定、民間による配分実施に備えるよう配慮)

＜概況＞

市の総面積は79,681ha。

森林面積は42,725ha、うち私有人工林は13,785ha。

＜実績＞Ｒ５年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約2,205ha	約191ha	0ha	約34ha	0ha

1 取組の体制

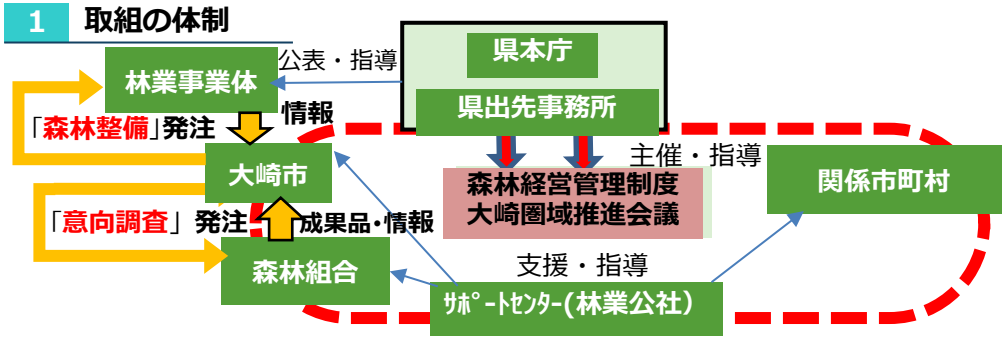

＜体制のポイント＞

✓ 県出先事務所の主催で圏域会議開催。年１～２回の会議が開催され、県内外の事例等について意見交換を実施。

✓ 構成員である森林組合に意向調査業務(予備･所有･立木の各調査)を委託(随契)。

✓ 市町村森林経営管理事業により本制度の内容・目的を理解した市内「意欲能力ある林業経営体」に発注し、森林情報フィードバックを目指している。

2 取組の流れ

森林経営管理業務(意向調査組合委託)

１】予備調査 ➡ 既存資料確認･抽出
- 森林図,森林簿,林地台帳(市から貸与)
- 条件=「施業履歴有無」「６齢級以上」「団地まとまり」「区域0.1ha以上」‥

２】所有者調査 ➡ 森林簿･登記簿突合
- 法務局で公図登記証明書申請
- 課税台帳(市)突合し住所録作成↓

(一次成果品提出)

森林経営管理業務(意向調査 大崎市)

１】属性修正 ➡ 森林簿ﾃﾞｰﾀの訂正
- 属性ﾃﾞｰﾀ(地番･所有者名等)修正の所有者情報(住所･TEL番号等)更新

２】意向調査書送付(公図･登記簿添付)
- 市長印を押印・返信用封筒+切手を封入して対象各戸へ送付

「意向調査」の回答 （R元～R５） 傾向と分析

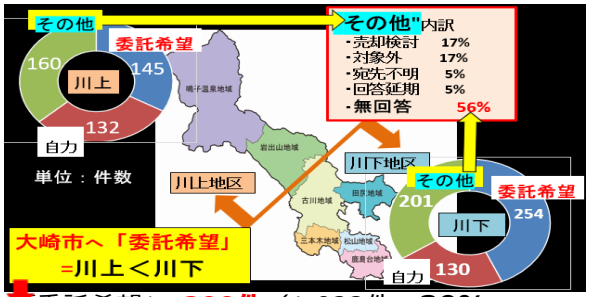

「委託希望」：**399件**／1,022件　**39%**

森林経営管理業務 現地調査（立木調査組合委託）

＊未立木地,伐跡,広葉樹林等　除外

森林経営管理業務(集積計画作成・締結 大崎市)

１】現況訂正　森林ｸﾗｳﾄﾞｼｽﾃﾑの訂正
- 属性ﾃﾞｰﾀと図郭訂正を県に修正依頼(=ﾃﾞｰﾀの更新)

２】集積計画書の締結
- 集積計画書送付(現況訂正後の新図面添付) ➡ **締結**

３】公告・縦覧

市町村森林経営管理事業
(保育間伐,除伐,作業道整備)

3 取組のポイント

①「実施方針書」による意向調査の計画的実施

- 対象7,418ha中、今まで５年間で1,984ha実施
- Ｒ６～15まで5,434ha意向調査を実施し、対象区全ての調査を終える予定

意向調査実施計画表

種別		１期	２期	３期	計
旧市町	区分	元～５実績	６～10計画	11～15計画	
鳴子	団地数	7	14	10	31
	面積ha	344	1,020	995	2,359
岩出山	団地数	5	11	10	26
	面積ha	782	795	1,120	2,697
古川	団地数		4	3	7
	面積ha	0	220	140	360
三本木	団地数	3	2	3	8
	面積ha	321	120	135	576
松山	団地数	2	1	2	5
	面積ha	98	50	100	248
鹿島台	団地数	2	6	3	11
	面積ha	286	310	193	789
田尻	団地数	3	4	2	9
	面積ha	153	190	46	389
計	団地数	22	42	33	97
	面積ha	1,984	2,705	2,729	7,418
1期5年の平均	団地数	4.4	8.4	6.6	6.5
	面積ha	397	541	546	494

今後10年　5,434　ha

②「市町村森林経営管理事業」による整備

●意向調査後の「現地調査(ﾌﾟﾛｯﾄ調査)」成果(例)

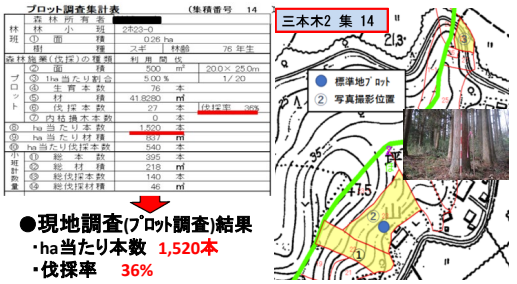

●現地調査(ﾌﾟﾛｯﾄ調査)結果
- ha当たり本数 1,520本
- 伐採率 36%

- 「経営不適森林」として30ha実施済(～Ｒ５)
- Ｒ６より50ha/年(保育間伐・除伐)実施予定
- 発注時には意向調査における現地ﾌﾟﾛｯﾄ調査の結果(ha当たり本数等)を反映したキメ細かい森林整備を実行中

③森林整備 林業事業体の情報ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸ

- 森林整備後は、施工前後写真を森林所有者に送付
- 次期(R16～)集積･配分に向けた意見収集

秋田県能代市（のしろ）

施業提案型の森林経営管理事業「能代システム」

- 「能代システム」は、航空レーザ等のICTを活用した森林調査（森林の現況、所有者、境界、資源量等の把握）をもとに、所有者への施業提案と事業者の紹介等を行い、所有者自らの森林管理をサポートするもの。
- 森林調査の結果、経営が成り立たない森林は、意向調査を経て、要望があれば経営管理権集積計画を作成し、市が針広混交林等へ整備。

＜概況＞
能代市の総面積は約4万2千ha。
森林面積は約2万5千ha、うち私有林人工林は約1万2千ha。
＜実績＞　R5年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
0ha	0ha	0ha	0ha	0ha

1 取組の体制

＜体制のポイント＞
■協議会による円滑な業務実施
①森林経営管理事業推進会議にて、能代システムの運営についての共通認識を固める。
②協議会にて合意を図り作業主体が変わっても、後続の作業に円滑に引き継げるためのフロントローディングを作業内で実施。

2 取組の流れ

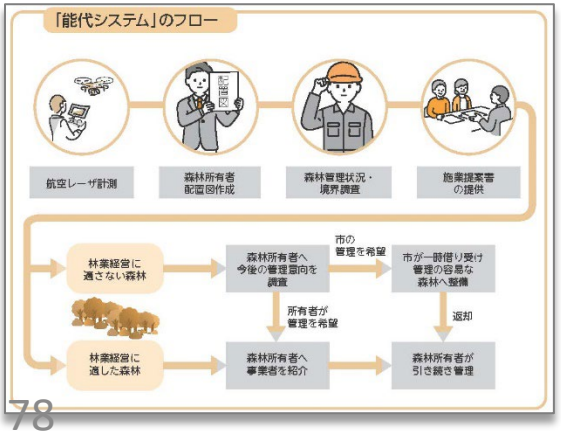

森林境界明確化事業
①航空レーザ計測
②森林所有者配置図作成
③現地踏査（境界等調査）
④森林境界推定図作成
⑤説明会（所有者同意取得）

施業提案書の作成・提供

林業経営適	林業経営不適
施業提案書（木材生産） ・事業者斡旋	**施業提案書（森林保全）** ・意向調査/集積計画 ・市による整備

3 取組のポイント

①航空レーザを活用した境界明確化

●航空レーザ計測成果を活用し、境界推定図を作成。森林組合と民間企業の協力により境界立会を省略するなどの効率化に成功し、当初作業量に対し5倍以上の成果を得た。
●現地立会を行わずに所有者から境界の同意を得るため現地調査でRTK-GNSSによる正確な調査の実施や360度カメラによる現場の状況把握ができるような資料を用意し同意をいただいた。
●立会がないため実際に施業を行う際に所有者間で確認を行うことを推奨。

②施業提案書による山への意識転換と斡旋

●収支入りの提案書で所有林の価値を見出し、今後の森林整備・管理について所有者に意識を向けてもらい、合意の元、林業事業者を斡旋。
●航空レーザの資源解析成果、森林評価により施業プランナー（森林組合）に施業提案書を作成してもらい、森林管理のポイントを記載。
●林業経営不適地については、書面による意向調査だけでなく、できるだけ所有者と直接面談し、所有者との信頼関係を構築。

③森林整備の実施

●林業経営適地については施業提案を積極的に活用し、林業事業者への委託を斡旋するなど、所有者自らが森林経営する基盤を整備する。
●収益性が低く管理が困難な林業経営不適地については、森林所有者へ今後の管理の意向を調査し、要望に応じて市が、針広混交林等の管理が容易な森林へと整備を行う。
●境界明確化と施業提案の成果により、令和４年度から森林整備（間伐）が実施されている。また、境界明確化等を契機に路網整備も実施されており、今後集約化が図られ周辺の森林整備の促進も期待される。

＜能代システム実績＞　R5年度末時点

航空レーザ計測	境界明確化	施業提案	森林整備	路網整備
3,642ha	647ha	163件	28ha	8,765m

●間伐	28 ha
●森林作業道開設	2,753 m
●森林作業道改良	6,012 m
●林業専用道開設計画	2 路線

秋田県由利本荘市（ゆりほんじょう）

申出制度を活用した未整備森林解消の加速化

- 森林経営管理制度での森林整備を早期に進めるため、森林所有者・林業事業体・市が連携することにより、未整備森林の解消を図る制度を新たに創設。従来の意向調査による森林整備との２本立ての取組により、未整備森林の解消の加速化を図っている。

＜概況＞

市の総面積は約１２万１千ha。

森林面積は約８万９千ha、うち私有林人工林は約２万８千ha。

＜実績＞　R5年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約10,014ha	約150ha	0ha	約141ha	0ha

1　取組の体制

＜体制のポイント＞

- ✓ 市森林経営管理制度推進交付金は、Ｒ２年度に創設、森林所有者による申出制度を活用し、未整備森林の解消を図っている。
- ✓ 県出先事務所が事務局となり、年３回の推進会議を開催し、情報共有や意見交換、先進事例情報の収集等により管理制度の推進を図っている。
- ✓ 市森林・林業推進検討会は、市・森林組合・林業事業体・県出先等を構成員とし、森林環境譲与税を活用した森林整備に繋がる様々な取組を展開している。

2　取組の流れ

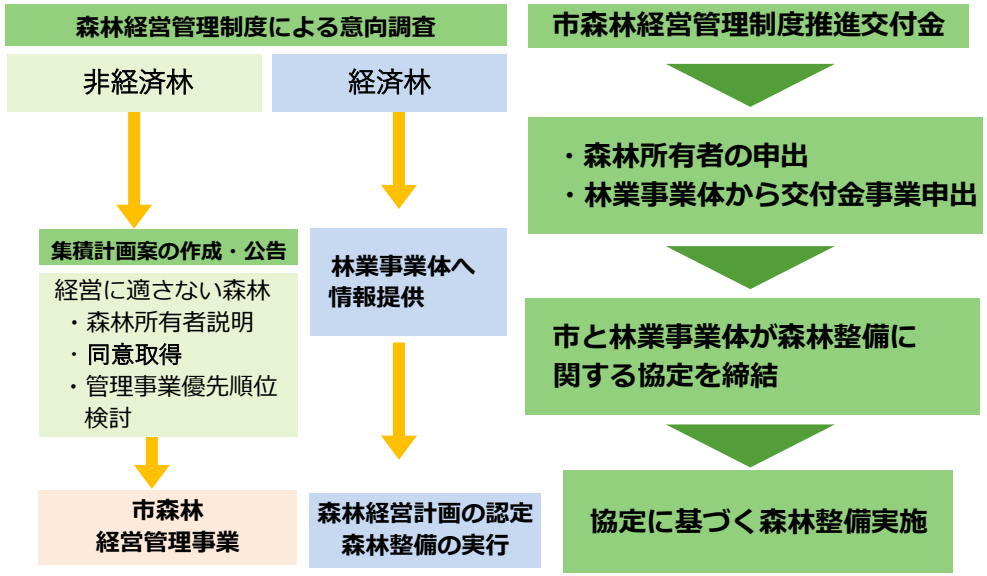

3　特徴的な取組

①実施方針策定による制度への理解

- 森林経営管理制度の運用が始まって5年目の令和５年度に実施方針を策定。
- 実施方針では、これまでの取組内容を整理し、新たに森林経営管理制度の進捗状況を示しながら、市民等の制度への理解を得ることに取り組んでいる。

②市森林経営管理制度推進交付金の創設

- 申出制度の活用と林業事業体との連携による市森林経営管理制度推進交付金の新たな創設による森林整備の促進を図っている。
- 市森林経営管理制度推進交付金の創設により、マンパワー不足にも対応し、更には、未整備森林解消の加速化にも繋がっている。

③森林資源デジタルデータの活用

- 市が整備した航空レーザ計測における各種解析データについて、林業事業体での利用推進を検討。
- 令和５年度に導入した「森林資源情報管理システム」の林業事業体への普及促進のための取組を開始。

④森林環境譲与税活用した取組の展開

- Ｈ２９のウッドファースト宣言等による地元産材の利用を促進するための取組を展開。
- 市内の林業事業体の担い手育成など、森林整備に繋がる様々な取組を展開。

秋田県五城目町（ごじょうめまち）

町協議会等による森林経営管理制度の着実な推進と事業実施の見える化

- 森林経営管理制度の各取組を着実に進めるため、町森林経営管理協議会・秋田地区森林経営管理制度推進会議の活用を図っている。
- また、実施方針の策定・公表により、事業実施の見える化に努めている。

＜概況＞

町の総面積は約２万５千ha。

森林面積は約１万７千ha、うち私有林人工林は約６千ha。

＜実績＞Ｒ５年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約371ha	約65ha	0ha	約59ha	0ha

1 取組の体制

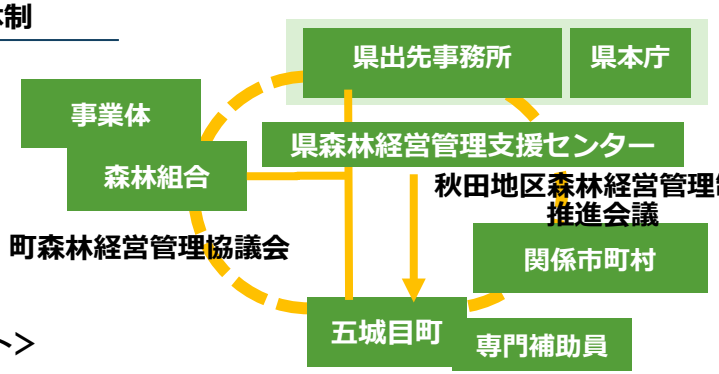

＜体制のポイント＞

✓ 県出先事務所が事務局となり、制度の推進のため概ね年２回の森林経営管理制度推進会議を開催し、関係市町村との情報共有や課題等への対応、検討を行っている。

✓ 町協議会では町・森林組合・県出先がメンバーとなり、年２回の協議会を開催し、各機関の連携の確認や事業スケジュール、具体的な計画内容について協議を行い、着実な事業実施に繋げている。

✓ 県森林経営管理支援センターより、事業等の実施に際して具体的な支援を受け、町職員のマンパワーや経験不足等を補完。

✓ 令和元年度より森林経営管理制度業務の専門補助員を雇用、制度の専門的な知識等を習得し、業務体制の維持・改善に貢献している。

2 取組の流れ

事前準備

【対象森林】
・私有林人工林
・過去の施業履歴無し
・森林経営計画が未策定

【優先順位】
・年度別地区別の計画を優先
・山地災害危険地区を考慮

↓

意向調査票の郵送(町直営)

↓

意向調査票結果・町の管理希望

↓

現地調査(立木調査・境界確認等)

現地調査の結果

非経済林

↓

集積計画案の作成・公告

経営に適さない森林
・森林所有者説明
・同意取得
・管理事業優先順位検討

↓

市町村森林経営管理事業

経済林

↓

森林経営計画の認定

↓

森林整備の実行

3 取組のポイント

①実施方針の策定・公表

- 森林経営管理制度の運用が始まって5年目の令和５年度に実施方針を策定。
- 実施方針では、これまでの取組内容を検証し、新たに森林経営管理制度の目標や評価を明示し、事業実施の見える化に配慮。
- 特に「目指す姿及び評価」にポイントをおいて、町森林整備計画の公益的機能発揮森林のゾーニング箇所に対して、どれほどの森林整備を実施しているかを数値で評価。
- 令和４年度の評価では、町管理事業83箇所のうち、水源涵養機能維持増進森林箇所の94%（78箇所）にて森林整備を実施。
- 今後も、実施方針に基づき、森林整備の着実な進捗や評価の見える化に取組を強化。

②森林経営管理協議会、推進会議の活用

- 協議会では各年度に具体的な取組内容を協議し、実施方針の年度計画に沿った着実な事業実施に活用。
- 推進会議では各市町村の取組等の情報共有や課題等への対応などを情報共有。

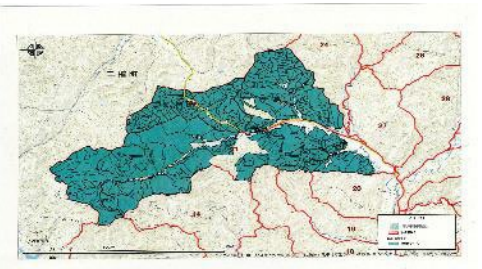

事業実施　水源涵養機能維持増進森林

山形県山形市（やまがた）

実施方針の策定とドローンを活用した事業の取組

- 「山形市森林経営管理事業に関する実施方針」を策定し、意向調査の優先順位や事業計画及び事業費の試算、モデル地区での課題整理等、これまでの取組みを集約し、マニュアルとして活用できるよう整備している。
- ドローンによるリモートセンシング技術を活用し、微地形情報の取得や森林資源量の把握、机上による森林境界確認を実施し、効率化・省力化を図っている。

＜概況＞

市の総面積は約3万8千ha。

森林面積は約2万1千ha、うち私有林人工林は約2,896ha。

＜実績＞　R5年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約579ha	約92ha	約61ha	約36ha	0ha

1 取組の体制

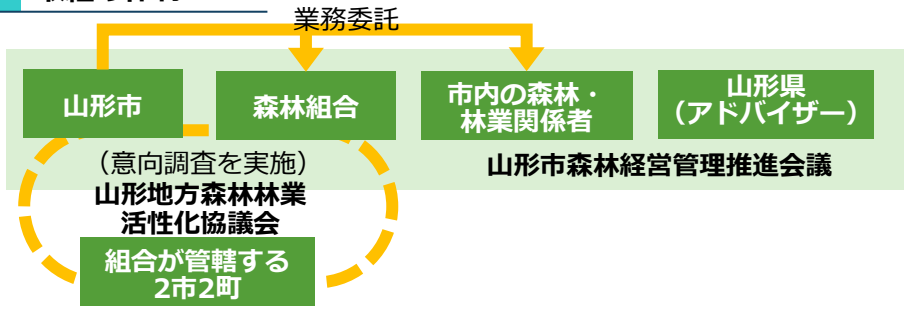

＜体制のポイント＞

- ✓ 当市では地区ごとに1年目は意向調査、2年目は森林境界確認・集積計画作成、3年目は経営管理実施権配分計画作成、4年目以降に市森林経営管理事業のサイクルで進めている。
- ✓ 事業を進める上での課題や検討事項については、「山形市森林経営管理推進会議」を開催し、関係者間で協議しながら進めている。
- ✓ 森林組合と組合が管轄する2市2町からなる「山形地方森林林業活性化協議会」が、各市町からの負担金を活用し、令和3年度以降の管内市町の意向調査を実施している。

2 取組の流れ

事前準備

【対象森林】
- 私有林人工林
- 施業履歴なし（10年以上）

【優先順位】
- 対象森林を34地区に分割
- **地区ごとに「①森林整備、②森林所有者、③地理、④災害防止、⑤地域の事情」の5つの視点から判定項目を点数化した評価マトリックスを作成。点数の高い順に優先順位とした。**

意向調査
山形地方森林林業活性化協議会が実施

- 事業対象地の選定
- 境界確認、集積計画案の作成 **※委託**
- 林業経営の適否判断（もりぞんを活用）

集積計画の策定・公告

林業経営に適さない森林 → **市町村森林経営管理事業** → **「山形市森林経営管理事業施業指針」を基に環境林整備を実施**

民間事業者に再委託できなかった場合 → **市町村森林経営管理事業**

林業経営に適した森林 → 企画提案書を募集 → **民間事業者へ現地説明会** → 選定委員会で企画提案書を審査、採用事業者の決定 → **経営管理実施権配分計画の策定・公告** → **民間事業者による森林整備の実施**

3 取組のポイント

①森林経営管理事業の工夫

- 市内全ての箇所を一斉に調査することは困難であるため、「モデル地区」を設定し、計画的な制度の実施に向け検証しながら事業を進めた。
- 令和元年度に作成した基本方針について、モデル地区における課題を整理し、令和3年度に実施方針を策定した。
- 林業経営に適さない森林（環境林）を対象とした「山形市森林経営管理事業施業指針」を策定した。
- 課税台帳情報を活用し、不明森林所有者の探索を行った。
- 意向調査票の回収率を上げるために、山形地方森林林業活性化協議会と連携して所有者へ説明会を開催した。
- 境界確認と集積計画の同意取得のための説明会を同時開催とし、所有者の負担軽減を図った。

②ドローンの活用による効率化・省力化

- 当市では地籍調査が未了であるため、森林境界確認については、業務委託により実施している。令和２年度は、公図に航空写真（オルソ図）や森林計画図と重ね合わせた仮配置図をもとに、市職員、委託業務の請負業者、地域の森林精通者及び森林所有者との現地立会い等による従来手法で行った。しかし、従来手法では、今後事業量の増加が見込まれるのに対し、非常に多くの労力を必要とする点が課題であった。
- 令和4年度以降は、ドローンによるリモートセンシング技術を活用した森林境界確認を行った。広範囲の面的な森林情報を短期間に一定の精度で取得することができ、机上で森林境界確認を行うことで、森林所有者の負担軽減を図った。
- ドローンで取得した詳細な森林情報を活用し、林野庁が開発した森林ゾーニング支援ツール「もりぞん」を用いて林業経営の適否判断を行った。

埼玉県小鹿野町（おがのまち）

公図未整備地区の森林境界明確化を推進

- 本事業は、法務局における公図未整備地区に対して明治時代の整備資料である和紙公図と現代の航空レーザ測量成果を融合して森林境界明確化を実施したもの。
- 小鹿野町伊豆沢地区において、明治時代に整備された和紙公図をデジタルデータ化し、埼玉県の令和４年度航空レーザ測量成果も活用して森林境界明確化を実施。データは統合型GISに搭載することで、役場内部署で確認可能とした。
- その成果は森林経営管理制度での意向調査の実施と地籍調査への活用を見据えて専門家の助言を受けている。
- 森林整備地域活動支援対策と森林環境譲与税を活用。

＜概況＞
小鹿野町の総面積は約１万７千ha。
森林面積は約１万４千ha、うち私有林人工林は約５千２百ha。

＜実績＞ Ｒ５年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約1,037ha	約63ha	約62ha	約11ha	0ha

1 取組の体制

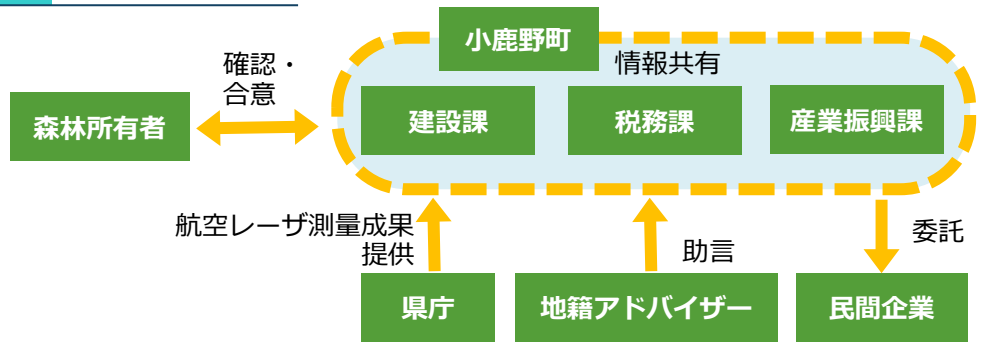

＜体制のポイント＞

✓ 庁内複数部署から図面根拠となる情報を収集。

✓ 県の業務成果を基礎資料として活用することで、財政負担を軽減。

✓ 地籍調査に知見のある地籍アドバイザーの関与。

✓ 図面作成及びデジタルデータの取扱いに知見のある民間企業を活用。

2 取組の流れ

事前準備（収集）
①航空レーザ測量成果
②和紙公図
③登記簿
④法定外公共物譲与図の位置図

↓

法定外公共物譲与図の位置図と和紙公図のデジタル化

↓

法定外公共物譲与図の位置図を参考に公図の仮配置

↓

森林境界保全図素図の作成

↓

統合型GISへ搭載設定

↓

地籍調査への活用

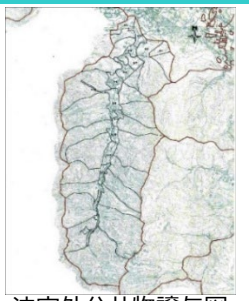
法定外公共物譲与図の位置図

小字界作成

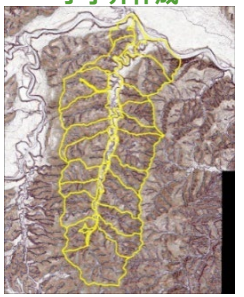

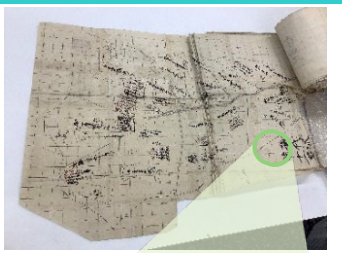
和紙公図

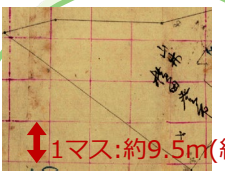

方眼紙上に描画されており、山林の測量が実施されていたと推測される。

3 取組のポイント

①法定外公共物譲与図の位置図を参照した公図仮配置

- 町で整備した法定外公共物譲与図の位置図によって小字界を把握。
- 小字界を頼りに和紙公図を当てはめ。
- 和紙公図が高精度に現状の尾根谷に整合することを確認。明治初期の日本の測量技術の高さがうかがえた。

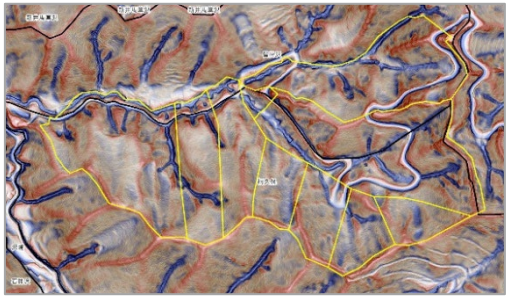
公図の仮配置（拡大）

②航空レーザを活用した境界明確化

- 航空レーザ測量成果から作成した微地形表現図及び林相分類図等を参照し、森林境界保全図素図（森林境界推定図）を作成。
- 民間企業の協力により森林境界保全図素図を統合型GISに搭載し、役場内の各部署で確認可能な環境を構築。
- 森林所有者の現地立会を行わないため、施業の際に森林所有者間での確認を推奨。

③地籍アドバイザーの関与

- 地籍調査未実施地区であり、航測法による地籍調査を予定していたことから、成果が活用できるか事前に地籍アドバイザーと相談、打合せを実施。

新潟県上越市（じょうえつ）

地域の課題解決に向けた取組の展開

- 上越市では、森林経営管理制度を活用しながら、単なる森林整備に留まらず、スマート林業の地域への波及や、鳥獣被害防止に関する団体との連携した取組による大型鳥獣が出没しにくい環境づくりにつなげている。

＜概況＞

市の総面積は約９万７千ha。

森林面積は約５万３千ha、うち私有林人工林は約１万ha。

＜実績＞Ｒ５年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約148ha	約122ha	約37ha	約14ha	0ha

1 取組の体制

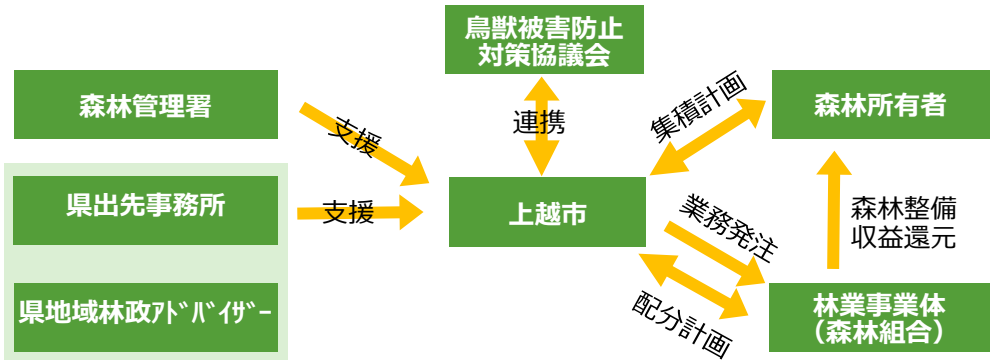

＜体制のポイント＞

✓ 市では、専門的知見が不足していることから、国（森林管理署）からは技術的支援を得て、対象森林をドローン空撮し、林況把握や森林整備前後の比較、森林所有者説明会に活用している。また、県からは制度の全般的な指導やアドバイスのほか、森林所有者説明会における質疑応答のフォローや他市町村の取組事例など、森林所有者の同意取得に向けた支援を受けている。

✓ 森林・林業関係以外の団体（鳥獣被害防止対策協議会）と連携し、鳥獣が出没しにくい環境づくりに取り組んでいる。

2 取組の流れ

事前準備

【対象森林抽出】
・私有林人工林
・施業履歴なし（15年以上） 等

↓

取組候補地区提案（森林組合協力）

↓

取組候補地区の諸情報整理
現地調査（林況、路網接続状況等）

↓

取組候補地区の評価・地区選定

【評価観点】
・面的まとまり、生育、路網状況
・公益的機能の発揮
(市森林整備計画ゾーニング区分)
・地域の協力性や立地環境 等

↓

意向調査送付（直営）
森林経営管理制度・意向調査の説明会

↓

「意向調査」の回答（市への委託希望を集約）

↓

集積計画案作成・森林境界推定図作製（委託）

↓

集積計画案（推定図含む）の説明会・同意取得

↓

集積計画の公告

↓

配分計画策定に係る企画提案公募

事業者選定（提案あり）→ **配分計画策定・公告** → **林業経営体 森林経営管理事業**

事業者不選定(提案なし) ※経営に適さないと判断 → **市町村 森林経営管理事業**

3 取組のポイント

①スマート林業の活用、普及

- 林業従事者の慢性的な労力不足の中、施業の効率化や省力化に向けたスマート林業の取組が遅々として進んでいない状況。
- 森林境界明確化に当たり、航空レーザ及び地上レーザ計測を活用し、地形・森林資源を解析の上、境界明確化及び集積計画の同意取得に活用している。
- 市が率先してスマート林業の技術を活用するとともに、林業関係者を対象とした研修会を開催し事例紹介するなど、地域のスマート林業の普及及び導入の検討につなげている。

②鳥獣が出没しにくい環境づくり

- 全国的にも有数の米どころである一方、イノシシ等の大型鳥獣出没による稲作や人的被害の懸念や対策が求められている。
- 取組の一環として「上越市鳥獣被害防止対策協議会」と連携し、市町村森林経営管理事業にて伐採した間伐材を協議会の緩衝帯整備へ提供（利活用）したほか、鳥獣出没状況のモニタリングなど、地域で鳥獣が出没しにくい環境づくりに取り組んでいる。
- 間伐により草木の繁茂抑制、見通しのよくなった森林を避けた鳥獣の行動などの効果を確認。

③地区選定に当たり取組のPR性も考慮

- 森林環境譲与税の活用状況や森林経営管理制度の取組成果をどのようにPRして、理解を得ていくことが課題となっている。そのため、地区選定に当たっては、立地環境による取組のPR性も考慮した。
- 奥地森林では人の目につきにくく、森林整備の効果を実感しにくいことなどから、公共施設の隣接森林や高速道路沿い、開設工事中の林道沿いの地区を選定して、取組を展開している。

福井県福井市（ふくい）

新たなアウトソーシングと地域おこし協力隊を活用した森林集積の推進

- 森林経営管理制度に係る市町支援を行う「（一社）やましごと工房」（徳島県）と福井県内の民間企業と市との協議により、令和５年10月に新たな支援組織「（一社）やましごと工房ふくい」が設立された。その後、当該組織に福井市が採用した地域おこし協力隊を任用し森林の集積業務を担うことで、意向調査から速やかな集積計画に繋げる仕組みを構築することにより、実務の効率化と森林整備の推進を図っている。

＜概況＞

市の総面積は53,637ha。

森林面積は31,955ha、うち私有林人工林は19,370ha。

＜実績＞Ｒ５年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約1,703ha	約70ha	0ha	0ha	0ha

1 取組の体制

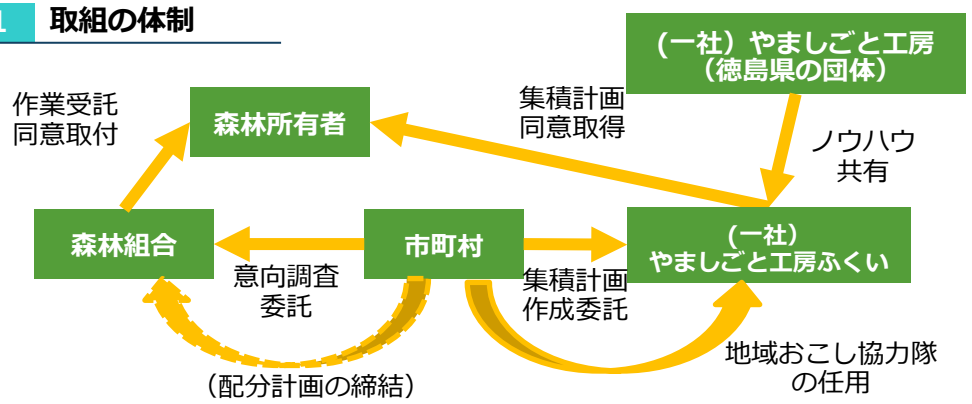

＜体制のポイント＞

✓ 提案型集約化施業、森林経営計画の策定、森林整備に加え、市から受注した意向調査業務を実施している森林組合職員の負担軽減。

✓ 分担体制により意向調査から集積計画の策定までの実務の効率化を図る。

✓ 森林所有者に馴染みのない企業の参入により、土地の管理意識の向上。

2 取組の流れ

事前準備

【対象森林】

・森林経営管理法第２条に基づく森林のうち、地域森林計画対象森林の私有林を対象とする。

【優先順位】

①個人や民間事業者により森林経営計画が策定されていない森林

② 林班内の人工林率の高い森林

③ 過去15年程度間伐等の施業実績がない森林　等

森林管理及び境界確認の説明会

（内容）

森林経営管理制度の説明

森林境界明確化業務の説明

森林経営計画制度の説明

「意向調査」の回答

市に委託を希望する森林所有者

集積計画案の作成・公告

経営に適する森林

経営に適さない森林

【同意取得】

配分計画策定・公告

森林組合に委託を希望する森林所有者

森林経営計画策定へ地元説明会開催

現地調査・計画内容の説明（座談会）

出席者・森林組合

・森林所有者

・県、市

森林経営計画の認定

森林整備の実行

「経営委託契約」として活用

3 取組のポイント

①実施体制の見直し

- 本市の森林整備の中核を担っている森林組合は、少ない職員で提案型集約化施業、森林経営計画の策定、森林整備に加え、市から受注した意向調査を実施しているため、森林整備面積の増加につながらない状況。
- 意向調査を効率的に行うため、県、地元森林組合、地域林政アドバイザー等の意見を参考に、令和元年度に意向調査全体計画を策定。（実情を踏まえ令和３年度に改正。）
- 新たなアウトソーシング先を構築し、業務を分担することにより実務の効率化の推進。今後は、福井市だけでなく、県内市町の業務や各種相談を広域的にサポートする団体としての活躍が期待されている。

②林業事業体による施業集約化の促進

- 今後森林経営計画の策定予定の地区で意向調査を実施することにより、より確実に経営計画策定を推進。
- 集積計画の集約割合に応じて、自伐型林業者への委託を検討し、担い手の育成を模索。

③森林経営管理事業の課題・工夫点

- 本市森林は相続登記等の手続きが何代もされていないことに加え、市民１人当たりの所有面積も0.18ha と、県平均（0.41ha）に比べて少ない。
- 林地台帳の精度向上のために、戸籍・住民基本台帳や税務事務を担当した職員を担当者として選任。
- 固定資産課税台帳の内部利用や、法務省による長期相続登記等未了土地解消作業を利用する等、様々な機関の土地に関する調査及び情報を活用し、林地台帳の精度を向上。
- 戸籍謄本等の広域交付による公用請求及び住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、森林所有者調査業務を効率化。
- 林地台帳を定期的に更新することで、森林所有者への意向調査の確実な送付。
- 林地台帳の精度向上による意向調査後の森林経営計画策定の森林組合等の森林所有者調査時間の短縮。

山梨県富士吉田市（ふじよしだ）

航空レーザー測量データを用いた森林境界保全図素図の活用

- 富士吉田市では、地籍調査が７%程度とあまり進んでいない状況であり、森林経営管理制度を進めるに当たって、境界の確認が大きな課題とされてきた。そこで、令和７年度の意向調査対象箇所について、令和６年度に航空レーザー測量データ（以下「LP測量データ」）を用いた森林境界保全図素図を作成し、次年度以降の森林経営管理制度に関する取組（意向調査～森林整備）等を今までよりも効率的に進める取り組みを開始した。LP測量データは山梨県土木部局が県内全域の委託成果を結合したシームレスデータを使用する予定。
- これにより、意向調査実施区域の鮮明化や具体的な境界案の提示、現地立会の省略等により森林経営管理制度に関する業務委託の効率化が期待できる。

＜概況＞

富士吉田市の総面積は約１万２千ha。
森林面積は約8.5千ha、うち私有林人工林は約1.2千ha。

＜実績＞Ｒ５年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約137ha	約1.0ha	0ha	約0.4ha	0ha

1 取組の体制

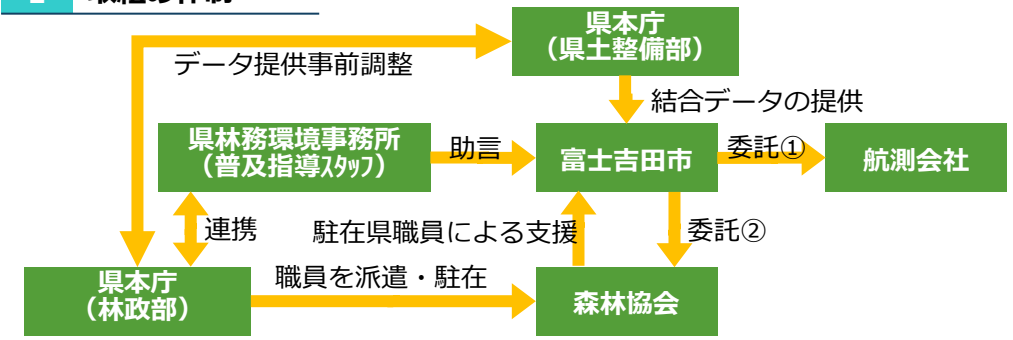

＜体制のポイント＞

- ✓ 県の土木部局保有のデータを市町村へ提供できるよう林政部で事前調整し、市が個別にLP測量データを結合する作業を省略可能にした。
- ✓ 境界明確化資料作成業務（委託①）を森林経営管理制度の運用に係る委託業務（委託②）と分離し、かつノウハウと実績のある航測会社へ委託することで無理なく効率化を図っている。

2 取組の流れ

事前準備

【対象森林】
・保安林整備事業の対象森林、県行分収林、森林整備センター分収林を除く私有人工林
【優先順位】
・経済性、公益性、防災の３つの指標により各地域を点数化し、点数の高い地域から優先的に実施

現地調査・意向調査実施区域の選定

・森林境界保全図素図や現地調査を基に意向調査実施区域を選定
※意向調査実施区域の鮮明化

意向調査

「意向調査」の回答

・市へ経営管理を希望

集積計画案の作成・公告

・関係権利者の探索
・境界確認
※具体的な境界案の提示
※現地立ち合いの省略
・同意取得

委託②

市町村森林経営管理事業

・測量業務委託の発注
・森林整備事業の発注
・年に一度の巡視

※：森林経営管理制度に関する委託業務（委託②）において効率化が見込まれる部分

LP測量データを用いた森林境界保全図素図の作成

【財源】
・森林環境譲与税
【実施時期】
・意向調査実施の前年度
【作成区域】
・次年度の意向調査対象区域
【LP測量データソース】
・県の県土整備部で取りまとめた全県分のシームレスLP測量データ（４点/㎡以上）
・県内部での事前協議により、令和６年度から市町村でも県のLP測量データが使用可能
【LP測量データを用いた根拠図面】
・CS立体図、林相識別図、樹高分図
【その他併用根拠図面】
・地積測量図、公図、森林計画図、年代別航空オルソ画像

森林境界保全図素図の作成

委託①

3 取組のポイント

①森林経営管理制度に関する取組の効率化

- ✓ 地籍調査完了区域も少なく、公図と現地のズレが森林整備を進める上で課題とされてきた。
- ✓ 意向調査実施区域の選定時および集積計画案を作成する際に境界確認するため森林所有者への説明や資料作成等に多くの時間と労力を割いてきた。
- ✓ 前年度に意向調査実施区域の境界明確化資料を作成することで意向調査や集積計画案作成等の取組をスムーズに実施することが可能となる。
- ✓ シームレスデータを県から提供を受けることで、市の委託業務の中でLP測量データの結合作業を実施する必要がなく、業務がスピードアップ。

②今後の見通し

- ✓ 令和７年度年度には当該取組で作成した森林境界保全図素図を基に意向調査等を実施するとともに、森林経営管理制度の取組の効率化について効果検証を行う。
- ✓ さらに、この取り組みによって作成した森林境界保全図素図を基に、土地所有者の同意を得て森林境界保全図として保存、もしくは航測法による地籍調査への活用を検討していく。

岐阜県郡上市（ぐじょう）

郡上森林マネジメント協議会設置による実務の効率化・省力化

- 林業関係団体で構成される「郡上森林マネジメント協議会」を森林経営管理制度の推進母体として、同協議会が制度に係る実務（意向調査、境界明確化、施業プラン作成）を担い、協議会会員を中心に実施体制を構築することで実務の効率化と担当職員の事務負担の軽減を図っている。

＜概況＞

町の総面積は約10万ha。

森林面積は約９万３千ha、うち私有林人工林は約５万ha

＜実績＞Ｒ５年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約1,212ha	約54ha	0ha	約62ha	0ha

1 取組の体制

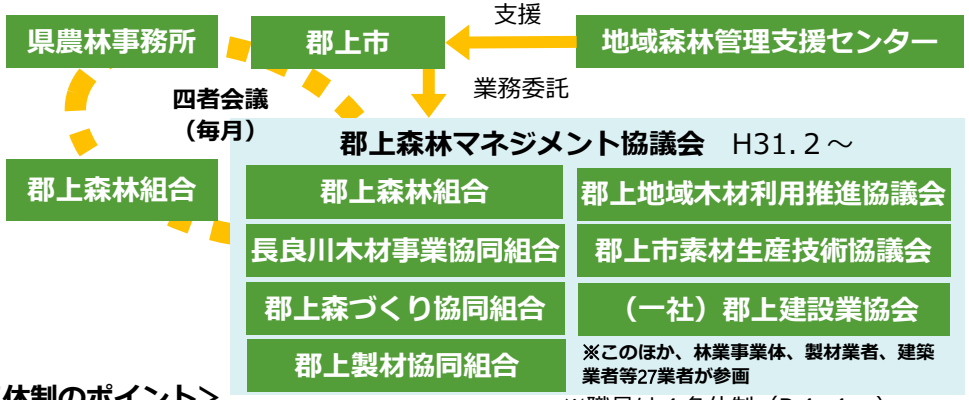

※職員は４名体制（R４.４～）

＜体制のポイント＞

✓ 森林経営管理制度の推進母体として、林業関係団体で構成される「郡上森林マネジメント協議会」を設立。市・県・協議会・森林組合の四者会議を通じて、実務面の情報共有や意見交換等を実施。

✓ 県庁は、令和３年度に市町村の実務全般の支援組織として、県森林組合連合会に業務を委託して、「地域森林管理支援センター」 を設立。弁護士等による相談会の開催や岐阜県地域森林監理士等の派遣、各種森林のデジタルデータの提供等を開始。

2 取組の流れ

事前準備

【対象森林】
・私有林
・森林経営計画が未策定
・施業履歴なし（過去10年間）
・市森林整備計画の環境保全林
【優先順位】
・防災対策上、需要な森林
・過去に山地災害が発生した箇所

↓

意向調査の説明会　※委託

↓

意向調査　※委託

↓

現地調査（立木調査、境界明確化）※委託

森林整備が必要 ↓

森林整備が不要 → **対象から除外**

↓

集積計画案の作成　※委託

市に委託希望の森林のうち、森林整備の必要性がある森林は原則全て対象
【同意取得】
・個別説明にて取得（確認書）
※相続登記未了の森林は、登記を促す

↓

集積計画の公告

↓

市町村森林経営管理事業

3 取組のポイント

①森林の将来目標区分（ゾーニング）

- 市森林整備計画に基づき、管内民有林約９万haを、環境保全林約5.5万ha、木材生産林約3.5万haに区分。
- 環境保全林であり、なおかつ未整備の私有林人工林（約1.1万ha）を意向調査の対象とし、令和４年度に全体計画を策定し全体計画に基づき意向調査を順次実施。

②現地調査等のタイミングの見直し

- 令和３年度までは、意向調査から集積計画の策定までを速やかに行うため、現地調査は集積計画の策定後に実施。
- 現地調査を後回しにしたことで、森林整備の必要性が低い森林（広葉樹等）についても、集積計画に含まれていたことが判明。
- 令和４年度からは、集積計画の策定前に、境界明確化や施業プランの作成等を実施し、森林整備の必要性が低い森林については、集積計画の対象から除外。

③境界明確化の取組

- 郡上市は、地籍調査の進捗率が４%と低位であり、制度の推進に当たっては境界明確化が課題。
- 令和元年度は、境界明確化の取組は、市から委託を受けた協議会が地元の測量会社に再委託して実施。GNSS測量により実施することとしており、測点には杭を打設。
- 森林所有者の現地立会を基本とし、立会が困難な場合は、森林所有者の委任を受けた者が代理で立会。必要に応じて、事後に図面等を郵送。
- 令和元年度の取組に加えて、令和２年度からは、協議会が森林組合OBを指導員として委任し、境界明確化の事前準備（地元への聞き取り調査）を実施。
- 境界確認の基となる線は、公図をベースにして、森林計画図を重ね合わせた図面を作成し、それを基に現地で境界を決めていく形で実施。

三重県松阪市（まつさか）

集積計画と協定による森林整備の推進

- 松阪市は、森林経営管理制度に基づく意向調査により、集積計画を策定し、計画的に森林整備を進めるとともに、それ以外に早期に公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林については、林業事業体が森林所有者の参画を促進して合意形成を行い、森林所有者、林業事業体、松阪市が三者協定を締結して森林整備（間伐）を行っている。
- さらに、市町村森林経営管理事業とJ－クレジット、三者協定による森林整備を併行して取組むにあたり森林整備をより計画的、継続的に実施するため、R3年度に松阪市森林経営管理制度推進計画（１５年間）を作成して、松阪市森林整備計画書に位置付けた。

＜概況＞　松阪市の総面積は約6万2千ha。

森林面積は約4万3千ha、うち私有林人工林は約2万9千ha。

＜実績＞　R5年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約 3,813 ha	約 207 ha	0 ha	約 192 ha	0 ha

1　取組の体制

三者協定による森林整備

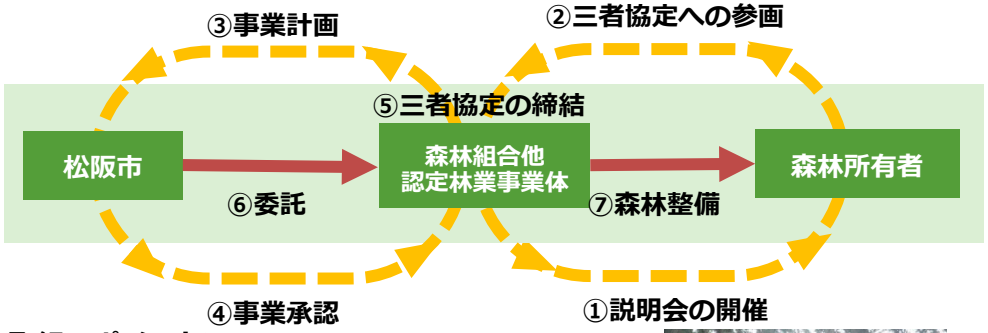

＜取組のポイント＞

- ✓ 林業事業体から森林所有者への働きかけ
- ✓ 森林所有者から三者協定への参画
- ✓ 制度運用方針である推進計画（１５年間）

◇森林整備の状況

2　取組の流れ

事前準備
↓
意向調査
↓
境界明確化
（境界確認・測量）
↓
集積計画の作成
↓
市町村森林経営管理事業
約 60 ha/年

※緊急的に森林整備を行う必要がある森林

林業業体の説明会開催
・林業事業体が、毎年各地区において、森林所有者に対して事業説明会を実施する。
・林業事業体は、所有森林の周辺の森林の状況や森林所有者とのつながりの中で事業内容を説明する。

森林所有者から三者協定への参画
↓
三者協定による森林整備
約 170 ha/年

作業道整備
木材利用

松阪市森林経営管理制度推進計画（１５年間）

3　取組のポイント

①集積計画による森林整備（60ha/年）

- 松阪市では森林所有者が自ら森林の管理を実行できない場合は、森林所有者の意向を確認したうえで、市が森林の経営管理の委託を受け、集積計画を策定。そのうち、林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託。
- 再委託できない森林は、市が間伐等を実施。集積計画の終了後は、森林経営計画等につなげるなど、自立的な森林整備を促進。
- ほか、J-クレジット制度も活用し森林整備を拡大。

②三者協定による森林整備（170 ha/年）

- 早期に公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林については、市、森林所有者、事業体にて、三者協定を締結して森林整備を行っており、「森林整備の貢献度」は大きい。
- 林業事業体が毎年各地区において説明会を実施して、林業事業体とのつながりの中で、森林所有者の参画を促し、三者協定として合意形成を行って「地域連携力」を高めている。

③松阪市森林経営管理制度推進計画（15ヶ年計画）

- 松阪市森林経営管理制度推進計画（以下「推進計画」という。）は、松阪市の森林について、森林管理を円滑に進めるため森林経営管理法に基づく制度の推進や森林環境譲与税の活用計画を示すものである。
- 推進計画は森林経営管理制度の円滑な促進、作業道整備、木材利用等の森林環境譲与税の活用のための計画であり、松阪市森林整備計画書に位置付けた「制度運用の方針」である。
- また、推進計画は取組に係るコスト、事業規模を明示して「継続性及び波及効果」を高めるものである。

京都府（京都森林経営管理サポートセンター）

（一財）京都森林経営管理サポートセンターの設立による市町村支援

●林業の専門職員が不在など執行体制が脆弱な市町村における取組を支援するため、京都府・市長会・町村会が出資の上、令和２年８月に（一財）京都森林経営管理サポートセンターを設立。

➡市町村から意向調査、集積計画・配分計画の作成など、森林経営管理制度（以下、「制度」という）に係る様々な市町村業務を直接受託することで、市町村の取組を人員体制面・技術面で支援し、制度の取組の推進に大きく貢献。

➡京都府からは、制度に取り組む市町村の相談対応や次年度以降の取組内容への企画・提案事業の委託を受け、切れ目のない取組となるよう市町村を伴走支援。

＜概況＞

・府内の私有林人工林面積は約116,990ha。

・制度に取り組む意向を示している市町村は20市町村。

＜実績＞　R5年度末時点（京都府全体）

	意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
市町村数	17	15	4	11	1
面積	約4,797ha	約466ha	約256ha	約104ha	約0.3ha

1 取組の体制

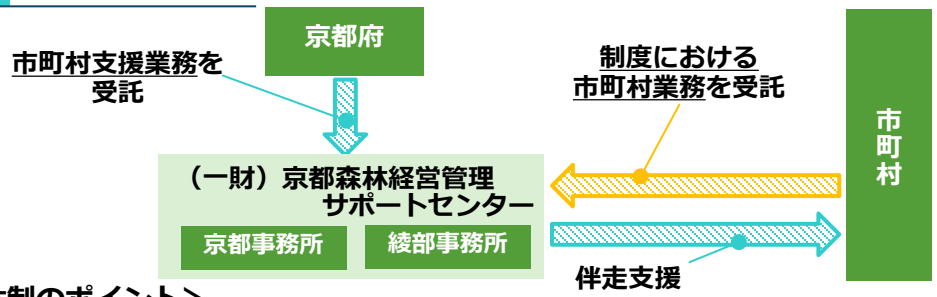

＜体制のポイント＞

✓ 市町村が制度に係る様々な業務を当該センターに直接委託するとともに、府からの委託事業として次年度以降の取組の企画提案や相談窓口の設置を行うことで市町村を支援。

✓ 市町村からの受託業務の増加に併せて、毎年度人員を増員。
＜ 職員数　R2: 6 人 , R3: 7 人 , R4:8人 , R5:10人 , R6:11人 ＞

✓ 制度に取り組む市町村を効率的に支援するため、北部と南部の２箇所に拠点。

2 取組の流れ

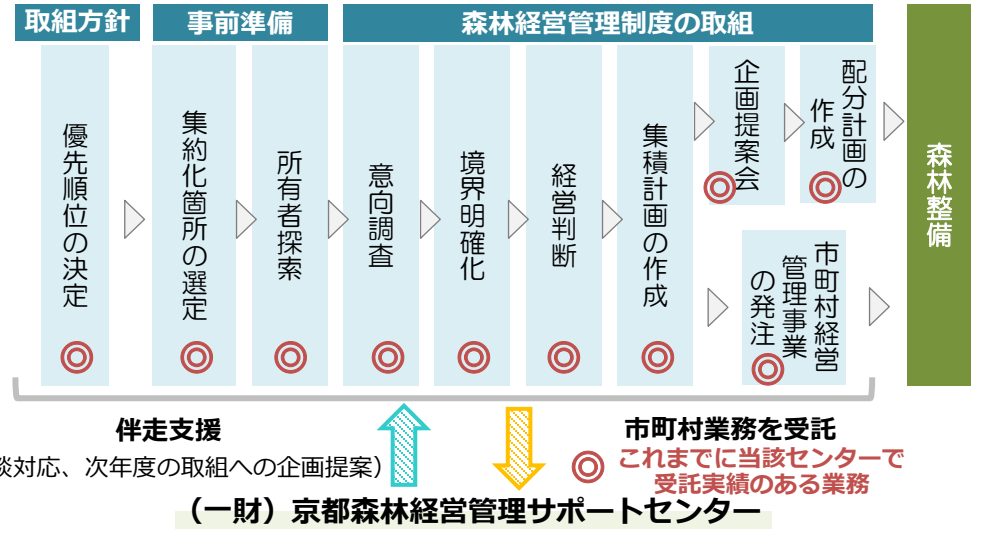

3 取組のポイント

①府内の制度の取組に大きく貢献！

- 市町村の取組の加速化に伴い、当該センターに委託する市町村数も年々増加。
- 特に、林務担当職員の少ない市町村の取組に大きく貢献している。

集積計画の作成状況（京都府全体,累計）と当該センターの受託市町村数の状況

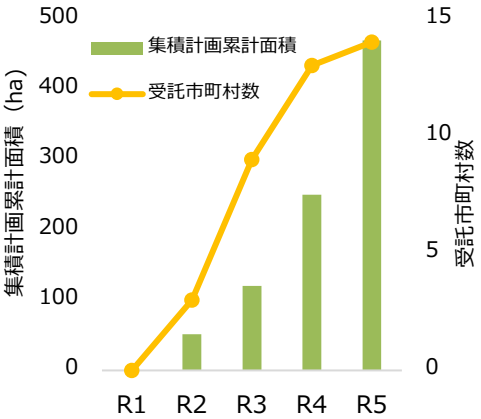

② 研修会の開催や動画作成など、京都府からの委託事業により市町村の取組を総合的にバックアップ！

- 市町村職員のスキルアップを目的に、森林法や制度の概要、森林・林業の基礎知識、林分状況調査等に係る研修を、R2年度から当該センターへ委託。
- 森林所有者へ制度を説明する市町村職員の負担を軽減させるため、意向調査前の説明会等で活用可能な説明動画の作成を当該センターへ委託。

▲制度説明動画 YouTube

③府民に向けた森林の魅力を発信する普及啓発業務を実施！

- 府民向けの森林の重要性啓発動画を作成。
  ＜当該センター独自の取組＞
- 森林環境税の徴収が開始され、制度や森林環境税・譲与税に対する府民からの関心が高まっている中、これらの必要性について、一層理解を深めてもらい、市町村の取組への協力を促すため、森林の魅力を発信するイベントを開催。
  （・R6年3月2日、3日　来場者数　約8,000人
  ・R6年9月28日　来場者数　約4,000人）

和歌山県有田川町（ありだがわちょう）

林務未経験者でチャレンジ！森林経営管理

- 県の支援組織の活用や森林組合への業務委託を通じて、森林経営管理制度に取り組む。旧町単位で町内を３地域に区分し、森林の多い２地域の意向調査は森林組合に業務委託。残りの１地域は町が直営で実施。直営の地域は４年間で意向調査完了。業務委託の２地域は森林経営計画が未策定の森林について、10年間で意向調査を一巡する計画。意向調査の結果で「町に委託」と回答のあった森林について、町が定めた「有田川町森林経営管理権集積計画策定方針」に基づき、集積計画の策定可否を判断。町管理と林業経営者への再委託の両方を視野に入れ、森林の公益的機能の発揮と地域林業の活性化を目指している。

＜概況＞

町の総面積は約3万5千ha。

森林面積は約2万7千ha、うち私有林人工林は約1万8千ha。

平成29年に産業課内に林務班（２名）→令和2年には林務課を新設（４名）。

＜実績＞　R5年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約7,445ha	約343ha	約7ha	約155ha	0ha

1　取組の体制

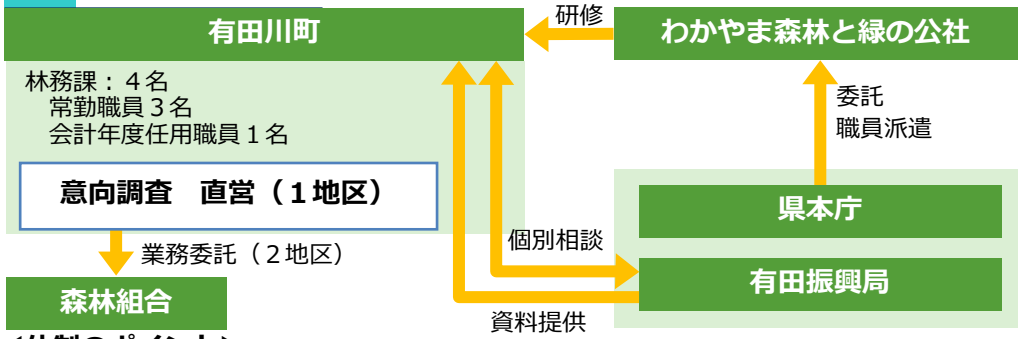

＜体制のポイント＞

✓ 有田川町の林務課職員は、林務未経験者ばかりであったが林野庁森林総合研修所の実務研修やわかやま森林と緑の公社による市町村職員を対象とした実務研修を受講しながら実務経験を積み、森林経営管理制度は職員２名で担当。県庁、有田振興局からは、積算ツールなど、関連する情報や資料の提供を受けている。

2　取組の流れ

意向調査【事前準備】

【対象森林】
・地域森林計画対象民有林
・私有林人工林
・森林経営計画が未作成
・地籍調査を実施済

↓

意向調査　※一部委託

町に委託 ／ 自己管理・民間委託

町単独の補助事業

↓

集積計画【案の作成】　※委託

・町に委託希望の森林のうち、集積計画策定方針の選定要件に基づき検討

↓

聞き取り調査

・選定要件に合致する森林所有者に対し制度の説明と意向確認

↓

現地調査（現地踏査）　※委託

・森林の状況を確認（施業の要否）

↓

同意取得　※委託

・森林所有者を個別訪問

↓

集積計画の公告

林業経営に適する ／ 林業経営に適さない

↓

企画提案募集

提案あり ／ 提案なし

↓

配分計画の公告

↓

実施権事業

市町村森林経営管理事業

3　取組のポイント

①データ管理の改善

- R1年度は、意向調査の結果を紙図面上で色分けし、データをエクセル表で整理。
- R2年度からは、森林GISの改修を行い、新たに制度関連のレイヤを作成。意向調査結果、集積計画策定箇所や森林整備実施状況等について、GIS上で一元管理することが可能となった。

②契約単価の見直し

- 意向調査と集積計画の作成業務について、林野庁が提示している「業務参考単価」を採用していたが、面積当たりの単価であるため、一筆あたりの面積の大小によって、委託金額が大きく変動するといった問題が生じた。
- R3年度からは、町職員が直営で実施した作業工数を踏まえて、所有者数・筆数・集積計画策定数に応じて単価を設定。意向調査の委託費は減少したものの、集積計画の委託費は増加するなど、実態に即したものとなった。

③担い手確保に向けた対応策

- 事業量の増加に伴い、林業事業体の担い手不足の課題が顕在化する可能性があるため、担い手の確保・育成に向けて取組中。
- R2年度に、入札参加資格として、「森林整備（役務）」を新たに設け、小規模事業体も含めた町内の７事業者を登録。
- R3年度からは、森林整備事業を小ロットにして入札にかけるといった工夫により、小規模林業事業体の受注機会の増加に繋がった。
- 上記のほか、R3年度より担い手の確保を目的として、町内事業体に新たに正規雇用される町内在住現場職員に奨励金（「有田川町林業従事者就業奨励金」）を支給。

【参考】奨励金の額
・就業者一時金：30万円
・月額奨励金：２万円（24か月間）
・総額：78万円

島根県（森林経営推進センター）

森林経営推進センター設置による取り組み強化

- 平成31年4月に一般社団法人島根県森林協会内に「森林経営推進センター」を設立。森林経営推進センターは島根県および県内各市町との契約を結び、森林経営管理制度の運用についての支援や市町の林務担当職員として必要な知識や技術を習得するための研修会の開催等を行っている。
- 森林経営管理制度を進めるための具体的支援として、候補森林の選定や意向調査の実施、集積計画案および配分計画案の作成、また施業の実施に係る事項についての資料等の作成を行っている。

〈概況〉

・契約数　島根県1、市町16（県内一部町村を除く）。

・契約市町森林面積　464千ha、うち私有林人工林面積　165千ha。

＜実績＞　R5年度末時点（R元～R5累計）

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約21,311ha	約130ha	約80ha	約71ha	0ha

1 取組の体制

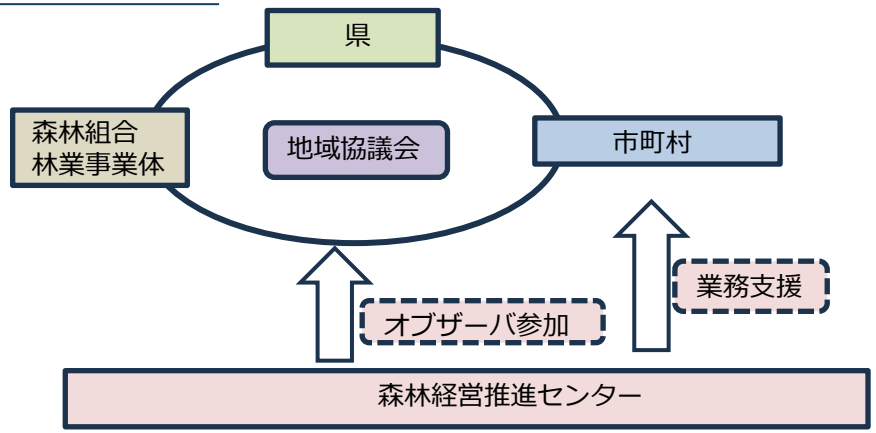

＜体制のポイント＞

〇各市町村において組織された「地域協議会」へのオブザーバー参加と各協議会で活用する資料等の作成を支援。

〇県内市町を参集して実施する森林経営管理制度に係る推進連絡会議を主催。

2 取組の流れ

市町村		森林経営推進センター
対象森林候補の検討		対象森林候補に係る森林簿情報、及び林業事業体からの提案森林情報の整理（森林資源、所有者等）
対象森林の検討協議（地域協議会等）		地域協議会資料作成等支援
所有者情報の収集	契約	森林所有者リストの作成
意向調査票の準備、発送、回収、取りまとめ		意向調査票の準備、発送、回収、取りまとめ支援
集積計画内容の検討協議（地域協議会等）		地域協議会資料作成等支援
所有者同意の取得		集積計画（案）の作成
集積計画・配分計画の公告		配分計画（案）の作成

3 取組のポイント

①管理制度推進体制の強化

- 現状の林務担当職員配置では負担が大きい市町の業務支援。
- 対象森林について、林業経営が成り立つか否かの判断など、専門的な助言。
- 各市町と毎年契約更新を行っていることでデータ等の蓄積がされており、林務担当者の異動等が生じても停滞することなく継続的な支援が可能。

②市町担当職員のスキルアップ

- 森林経営管理制度の推進を図るための推進連絡会議（県全域）を開催し、各地域での取り組み状況の共有を図るとともに、円滑な制度の取組みに必要となる研修会を実施。
- 市町林務担当職員として参考となる林業関係の知識や技術の習得に係る研修会の開催。（実績:伐採収支計画、QGISの基本操作、林業労働災害防止、J-クレジットなど）

島根県邑南町（おおなんちょう）

森林経営管理制度を活用した小規模分散森林の集約化

- 町、木材協会、県登録事業体で構成する協議会を設置。県及び森林経営推進センターもオブザーバーとしてサポート。
- 意向調査の候補地を事業体からの提案をもとに協議会で決定。
- 意向調査対象地の決定の際には、提案区域だけでなくその周辺も含めて集約化し、効率的な施業を進めている。

＜概況＞
町の総面積は約4万2千ha。
森林面積は約3万6千ha、うち私有林人工林は約1万5千ha。

＜実績＞　R5年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約126ha	約46ha	約46ha	約9ha	0ha

1　取組の体制

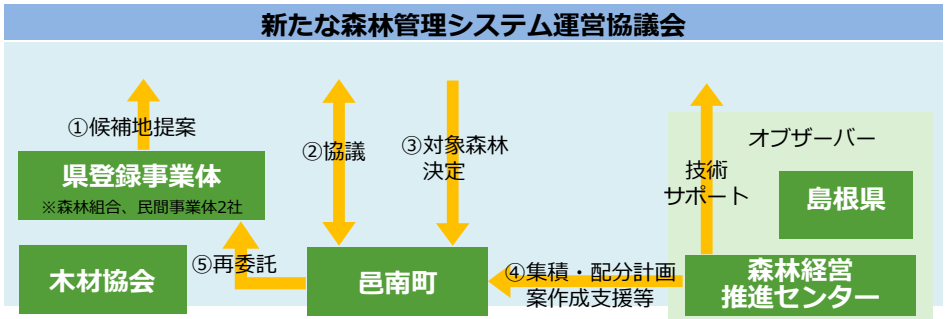

＜体制のポイント＞

✓ 県内自治体の管理制度全般の支援組織として設立された森林経営推進センターが、協議会ではオブザーバーとして技術的助言や資料提供などを実施。また管理制度に係る事務手続きや進行管理などの支援も行っているため、自治体担当者の負担軽減につながっている。

✓ 協議会には、町内所在の「意欲と能力のある林業経営体」がメンバーとして参画しており、その林業経営体から意向調査に向けた候補地の提案を受けることで、確実な森林整備と効率的な集約化につなげている。

2　取組の流れ

事前準備

【対象森林】
・私有林人工林
【優先順位】
・地籍調査を実施済
・人工林率70%以上
・路網整備が可能
・配分計画の策定が見込める

意向調査

【町内在住者】
説明会を実施して制度等の説明を行い意向調査票を配布。欠席者には後日個別訪問。
【町外在住者】
郵送で意向調査票を配布。

「意向調査」の回答

委託を希望する
委託を希望しない
作業道開設・施業集約化への協力依頼
同意する
団地として林業経営の適否を判断
適
否
集積計画の作成・公告
企画提案募集
提案あり　提案なし
林業事業体へ斡旋
※間伐等必要な森林整備を実施
配分計画の作成・公告
実施権事業

3　取組のポイント

①確実な再委託に向けた対象地の選定

- 集積計画を策定した森林は、原則再委託する方針で意向調査の対象地を選定している。
- 選定にあたって①地籍調査実施済み、②人工林率が70%以上、③路網整備が可能、④配分計画の策定が見込めるなどの点を評価。
- 林業事業体から提案された候補地をもとに意向調査の対象地を決定していることから、確実な再委託へつなげることができている。

②小規模・分散した森林の集約化

- 事業体提案のあった区域の周辺も事前に調査し、個人造林だけでなく公的分収林も含めて集約化を検討することで、効率的な路網整備・木材生産につなげている。
- 町に委託を希望しない所有者に対しても、路網開設の同意や施業集約化への協力を依頼するなどして集約化に務めている。

③事業体の支援に向けた対応

- 今後の森林整備の事業量増加に対応するため、林業事業体の育成や担い手確保に向けて、各種助成制度や事務的な負担軽減に向けた支援を実施している。
- 各種助成制度としては森林環境譲与税を財源に下記の助成を実施。
  ・間伐、新植、下刈等の森林整備や作業道の開設、改修など路網整備に対する助成。
  ・新規就労者や資格取得等担い手確保・育成への助成。
  ・林業機械等の導入への助成。
- 林業事業体の事務や費用的な負担の軽減に向けて下記の事務支援を実施。
  ・ドローンを活用したオルソ化やGNSS計測端末等の貸し出し。
  ・QGIS等を活用した施業管理への技術支援
  ・森林経営計画の作成支援。
  ・ICT技術の導入促進に向けた情報提供や情報共有の体制整備。

徳島県美馬市・つるぎ町

制度を活用した林業担い手対策と森林所有者の満足度向上

- 意向調査結果を基に森林の集積を推進し、一部は意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を配分することで、森林の適正管理と森林所有者の受益に貢献。その他の森林は、事業を零細林業事業者に発注することで、適正な森林経営管理と併せ、同事業者の経営基盤強化や新たな起業を促し、林業の担い手の増加、ひいては地域経済の振興や人口増に取り組んでいる。
- さらに、当該森林の管理状況を森林所有者に定期的に通知し、逐次情報共有を行うことで、森林所有者の満足度向上を図り、制度の円滑な推進に取り組んでいる。

＜概況＞

市町	総面積	森林面積	私有林人工林面積
美馬市	36,714ha	29,032ha	13,118ha
つるぎ町	19,484ha	16,530ha	8,826ha

＜実績＞令和５年度末時点　　出典：2020年農林業センサス

市町	意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
美馬市	約4,767ha	約953ha	約48ha	約19ha	0ha
つるぎ町	約4,452ha	約792ha	約17ha	約14ha	0ha

1 取組の体制

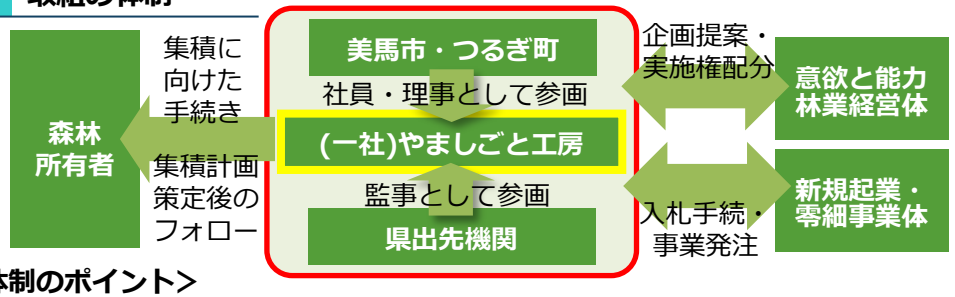

＜体制のポイント＞

- ✓ 美馬市・つるぎ町における森林経営管理業務の実務機関として、一般社団法人やましごと工房を設立。
- ✓ 美馬市・つるぎ町・県出先機関・やましごと工房事務局で、年３回程度の会議を開催し、制度運用方針、業務進捗、課題と解決策などについて意見交換、情報・状況共有を実施。
- ✓ やましごと工房には森林総合監理士、元県職員（林業職）、元森林組合職員等を配し、専門性の高い業務にも対応可能としている。

2 取組の流れ

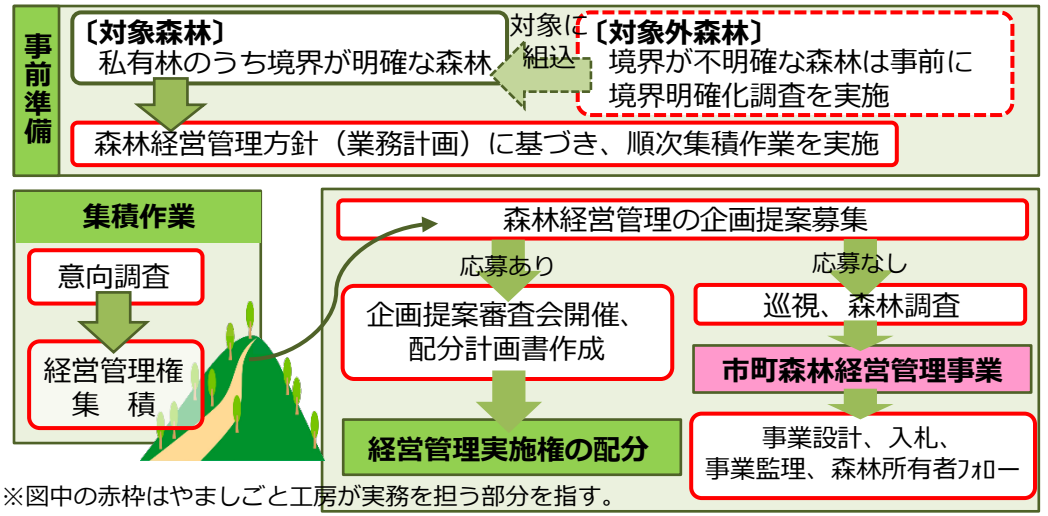

※図中の赤枠はやましごと工房が実務を担う部分を指す。

3 取組のポイント

①独立・公平を目指した取組体制

- 主要な林業事業体のみが林業行政の実行を担い、零細事業者があまり活用されなかったことが、当市町の林業就業者数低迷の原因。
- やましごと工房は行政セクションのみで構成することで、林業事業者から独立した機関として、公平な実施権配分や事業発注を幅広い事業者に展開。

②可能な限りの経営管理権設定

- 山林の保有や相続を重荷に感じる森林所有者が多い中、さらに森林経営管理法第３条第１項を履行することは困難。
- 当市町は経営管理が容易な山林だけでなく、森林所有者が経営管理権設定を希望する山林をできるだけ集積することで、森林所有者の心の負担を軽減。

③零細な林業事業者への事業発注

- 林業における保育事業の減少が、零細事業者の廃業や新規参入の低調さに繋がり、当市町の林業担い手不足の根本的な原因となっている。
- そこで、Ｒ５から森林経営管理事業で保育事業を発注することで対象事業者の増加を促進。(Ｒ５末現在５事業体)
- 零細事業者は市町の入札資格に合致しないため、やましごと工房が入札し、発注先を決定。

④森林所有者の満足度向上

- 集積計画策定後、森林所有者との連絡が疎遠になることで、転居や死亡等による連絡不能となることが懸念。
- 森林所有者に巡視や事業状況を年１回通知し、消息の把握や森林経営管理の透明性を確保し、市町の経営管理への信頼性を向上。(Ｒ５通知数480件)

愛媛県宇和島市、松野町、鬼北町

連携による円滑な制度推進

・宇和島市、松野町、鬼北町を１つの流域として森林管理推進センターを設立。
・林業事業体とも連携した制度推進方式（IMM（情報に基づく経営管理方式））を実施することで、３市町における本制度の取組を円滑に推進。
・本制度に係る業務についてシステム化したことで、業務の効率化と事務の負担軽減を図っている。（内容：各種様式の作成、意向調査発送・集計、森林所有者への市町検討結果の報告、森林GISへの反映（各フェーズを見える化）、関連データの管理等）

＜概況＞
・３市町の総面積は約８万８百ha。
・森林面積は約６万２千ha、うち私有林人工林は約２万９千ha。

＜実績＞Ｒ５年度末時点（３市町合計）

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約9,870ha	約90ha	約26ha	約18ha	0ha

1 取組の体制

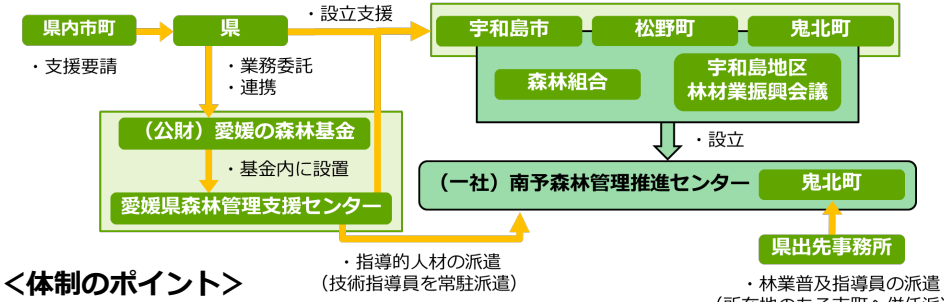

＜体制のポイント＞

✓ 推進センターでは、公告・縦覧などの「市町村長権限で実施する業務」以外の実務について、積極的に支援。

✓ 推進センターと市町で週に１回程度の打合せ会を開催し、進捗確認・意見交換を実施。また、技術指導員より本制度に係る情報及び県内市町の進捗等の情報共有も図っている。

✓ ３市町の足並みを揃えて、本制度を推進することで、流域全体の未整備森林の解消を目指している。

2 取組の流れ

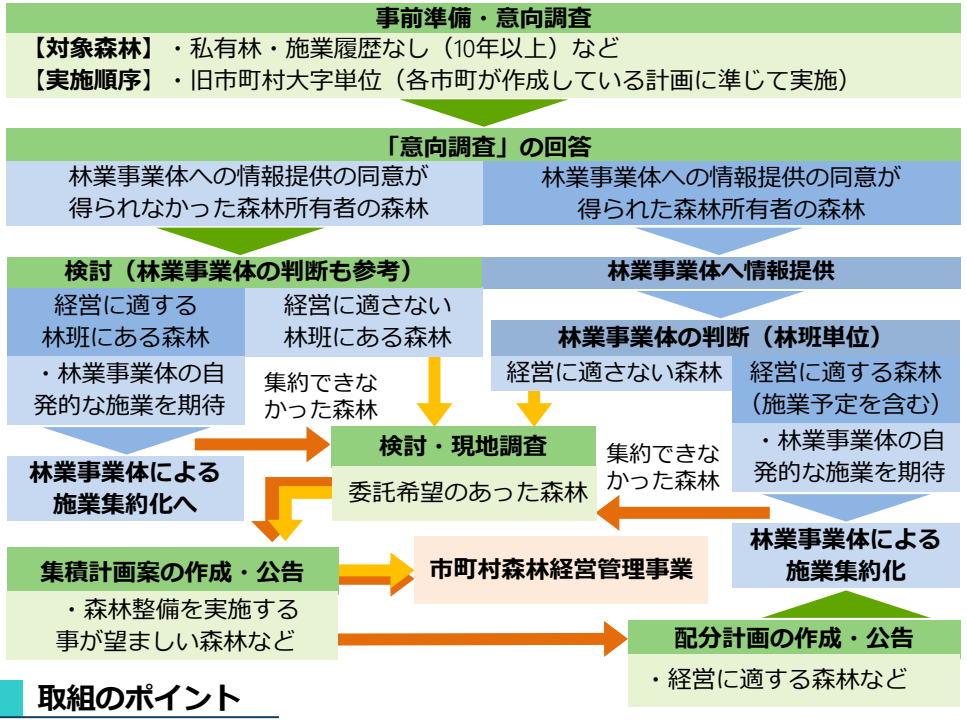

3 取組のポイント

①意向調査の工夫点

- 設問に「森林経営管理事業の実施の有無に関わらず、民間の林業事業体等に回答内容を開示・情報提供する場合がある」旨を明記し、情報提供に係る同意を取得。

②情報提供の工夫点など

- 意欲と能力のある林業経営者だけでなく構成自治体管内に在る認定林業事業体にも情報を提供することで、幅広く施業の意向を確認。
- 森林経営計画の策定を促すため、IMM方式により、同意が得られた森林面積が林班の 1/2 以上で着色した図面等も提供。
- 本方式により、林業経営に適した森林・林業経営に適さない森林の判断の確実性に寄与。
- 事業実施の可能性がある森林を正確に抽出、市町の負担を減らし、効率的に制度を推進。

③市町村森林経営管理事業の工夫点

- 管内の林業事業体は、担い手不足等の影響が大きく、実施可能な事業量に限りがあるため、入札参加資格対象者を県内全域に広げ事業を推進。
- 工期を長めに設定することで、他の施業の合間での着手を可能とした。

④経営に適する森林の集約化促進

- 管内の林業事業体は、経営に適する判断に至った森林であっても、担い手不足等の影響から、積極的な施業の実施までには至っていない。また、意向調査の対象森林は過去10年間以上施業が行われていないという状況から、譲与税を活用し、林業事業体による施業集約化を促進させ、更なる未整備森林の減少へつなげていきたい考え。

愛媛県久万高原町（くまこうげんちょう）

林業の町ならではの森林経営管理制度の推進

- 当町は豊富な森林資源を活かし、森林組合等による提案型施業を中心とした森林整備を推進しており、県内の素材生産量の約４割を生産する林業の町である。
- 推進体制は既存の協議会（県・町職員が出向）を主体に、新たに設立した第３セクターとも連携し、意向調査の実施と集積計画・配分計画の策定、市町村森林経営管理事業を並行して進め、施業の集約化及び森林整備を促進している。
- 意向調査は、京都大学と協定を締結し、意向調査内容の検討や回答の回収・分析等に助言・協力を得ており、令和５年度に町内民有林全域を完了した。
- 意向調査の結果を効率的に森林整備に繋げるため、事業体等への斡旋や公有林化も視野に入れ、運用を検討中。

＜概況＞
町総面積は約５万８千ha、森林面積は約５万２千ha、うち私有人工林は約３万２千ha。

＜実績＞Ｒ５年度末時点累計

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約32,787ha	約323ha	約62ha	約122ha	0ha

1 取組の体制

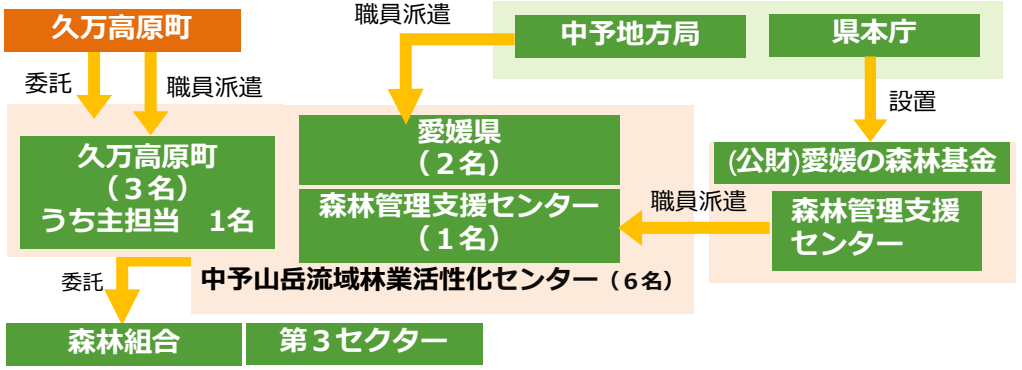

＜体制のポイント＞

✓ 町の主担当は１名で、他業務も兼務。

✓ 県の出先機関である中予地方局から２名、（公財）愛媛の森林基金森林管理支援センターから１名、職員を派遣して実務・林務全般の支援を実施。

2 取組の流れ

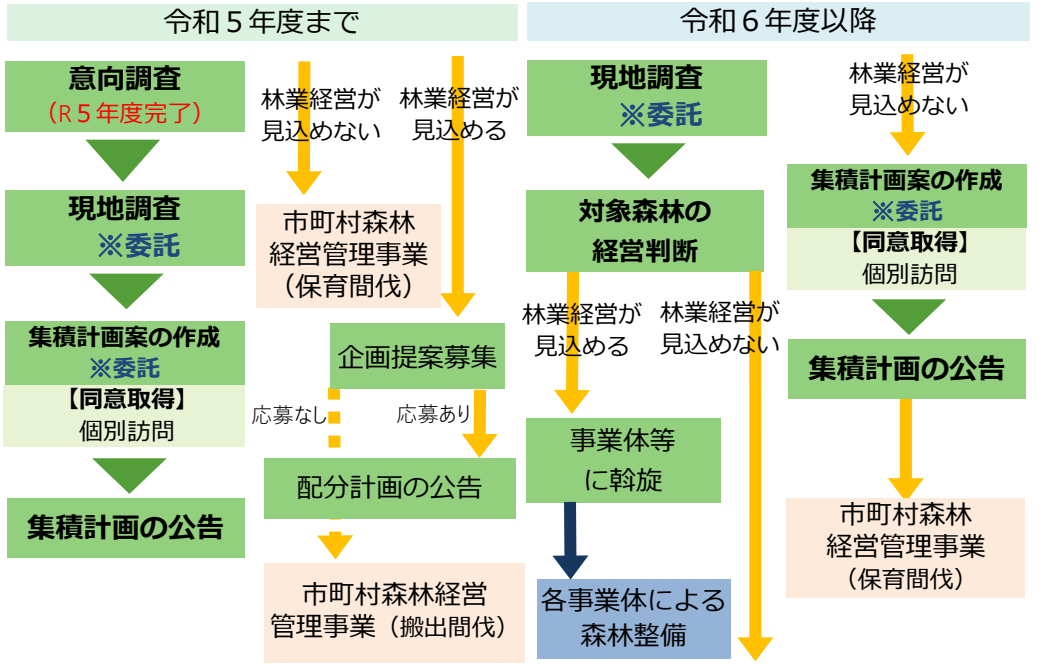

3 取組のポイント

①大学との連携による意向調査

- 京都大学と町が協定を締結し、取組内容に即した設問の設定、回答内容の分析、分析結果を踏まえた調査票の改訂等、意向調査全般について助言・協力を得て、令和５年度に町内民有林全域の調査を完了した。

②集積計画の対象森林の見直し

- 既に作成している集積計画の対象森林に、林業経営が見込めるものの、配分計画の企画提案がない森林があるため、このような森林は事業体等に斡旋し、林業経営が見込めない森林のみ集積計画の対象森林とするよう方針を転換している。

③第３セクターとの連携と担い手育成

- 物流商流の改革、担い手の育成、森林経営管理に係る業務を担う第３セクター「株式会社 林業商社天空の森」を令和４年度に設立。町からの委託を受けて、同社が意向調査後の現地調査、集積計画案の作成等を実施している。
- 林業を主な活動とする地域おこし協力隊（以下、協力隊）を町で受け入れており、卒業生が林業事業体となり、市町村森林経営管理事業にも従事している。
- 配分計画の企画提案がなかった森林を対象とした市町村森林経営管理事業（搬出間伐）の担い手として、協力隊の指導者（事業体）、協力隊員及びその卒業生が協働する仕組みを新たに検討中。

熊本県御船町（みふねまち）

協定による森林整備

- 本町では、早期に森林整備を進めることが重要であるとの考えの下、集積計画ではなく、森林所有者、林業事業体との３者協定書を締結することにより、森林整備を進めている。
- 林業経営に適さないと判断した森林については、協定を締結後、町が事業体に補助金を交付。補助金形式にすることで、町による設計や入札等の事務負担の軽減と林業事業体の閑散期に事業が出来ることで森林整備の推進を図る。

＜概況＞

町の総面積は約１万ha。

森林面積は約5.2千ha、うち私有林人工林は約2.7千ha。

＜実績＞ R５年度末時点

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約448ha	0ha	0ha	0 ha	0ha

1 取組の体制

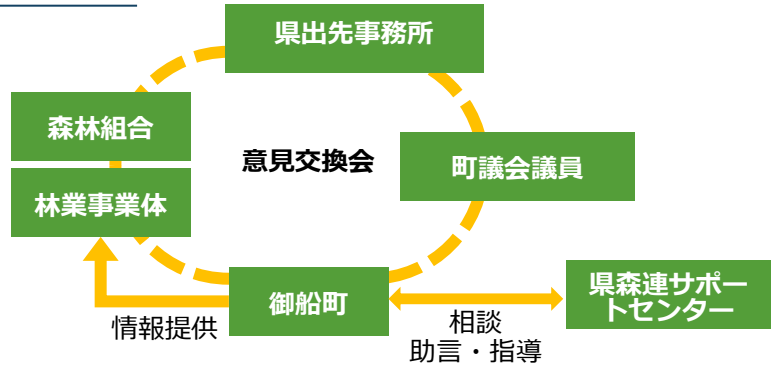

＜体制のポイント＞

✓ 令和元年度から概ね年２回の意見交換会を開催し、本制度に係る情報や進捗について情報共有を図っている。

✓ 意見交換会には町内全ての林業事業体が参画しており、事業体のニーズを踏まえた業務発注につながっている。

2 取組の流れ

事前準備

【対象森林】
・私有林人工林
・施業履歴関係なし
【優先順位】
・森林のまとまりがある地域
・10年計画に基づき実施

森林経営管理制度の説明会
（集落単位で行い、欠席者は後日個別訪問を行う。）

「意向調査」の回答
・説明会の参加者に意向調査票を手渡しその場で記入し回収を行う。
・境界が判るかの確認を行う。

現地調査（立木調査・境界確認）
（境界が判る全ての人工林を対象に行う。）
・原則、森林所有者の立会いを求める。
・現地では、GNSS測量を行い、境界杭を打設。
※将来の地籍調査の参考にする。

経営に適した森林 → **森林組合への情報提供** → **森林経営計画の策定 森林整備の実行**

経営に適さない森林 → **林業事業体への情報提供** → 町補助事業による整備
【３者協定】
・施行後10年間皆伐禁止

3 取組のポイント

①協定による間伐の実施

- 地籍調査未了により、制度を進める上で、一番重要な森林所有者や境界、地番の確定が難しい、又制度に係る事務を実質アドバイザー１人で進めている状況を踏まえ、事務負担を限りなく少なく進めるために、集積計画を策定せずに森林整備を進める方針を決定。

②境界確認の実施

- 森林所有者の高齢化や不在村化の進行により境界情報が失われてしまう前に境界確認を進めるべく、取組を重点化。
- 意向調査で、境界把握しているかどうかを確認。境界を把握しており、現地立会が可能な森林所有者の森林のみ境界調査を実施。
- 法務局公図の仮配置図作成を委託し、森林所有者や境界を把握することで意向調査、境界確認の促進を図る。

③担い手育成の取組み

- 制度開始以前は、町と林業事業体との交流がほとんどなかったが、森林整備の円滑な実施のためには、林業事業体との関係構築が重要と考え、令和元年度から林業事業体との意見交換会を実施。
- 協議会形式とはせずに、町・県・森林組合・林業事業体・町議会議員がメンバーとなり、必要な時に集まり、自由に意見交換が行える場として設け、年２回程度開催。
- 意見交換会で出された林業事業体の意見を参考にR3 年度からは、安全装備品、蜂対策用品、熱中症対策用品の購入、資格取得の受講料及び人件費の1/2以内（上限20万円）、雇用奨励金（2万円/人）を開始するなど、労働災害発生防止や従事者の技術向上、新規就業者の増加の取組を行っている。
- さらに、今後は林業事業体の安全な職場環境構築に向けた研修を実施予定。

鹿児島県鹿児島市（かごしま）

林業経営に適さない森林を稼げる森林にするために

- 森林所有者から経営管理委託の希望があった森林のうち、林業事業体への再委託に適さなかった森林については、市森林経営管理事業による保育間伐等の整備を行い、集積計画期間終了後に林業経営に適する森林へ育成することで、林業事業体の森林経営計画に編入することを目指す。

＜森林の概況＞

総面積は約54,700ha。
森林面積は30,423ha、うち私有林人工林は10,362ha。

＜森林経営管理制度の実績＞　（令和5年度末現在）

意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	特例活用
約934ha	約112ha	約6ha	約18ha	0ha

1　取組の体制

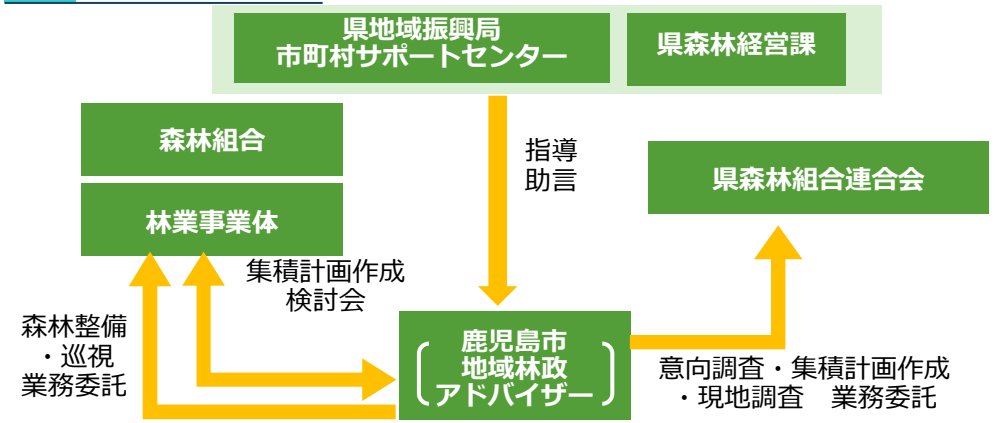

＜体制のポイント＞

- ✓ 県地域振興局及び県設置の森林経営管理市町村サポートセンターから、森林経営管理制度の推進に対し、指導及び助言をもらっている。
- ✓ 意向調査、集積計画作成及び現地調査を県森林組合連合会に委託している。
- ✓ 現地調査や森林整備業務委託の設計・指導・検査及び市職員への業務の助言等を行うため、市の本庁及び各支所に、国・県の林業職OB等を「地域林政アドバイザー」として５名雇用している。

2　取組の流れ

事前準備

【対象森林】
・森林簿上の私有林人工林
・施業履歴なし
【優先順位】
・森林経営計画策定状況や、林道路網が発達し、人工林資源がまとまっている林班など、地域の実情により決定

意向調査【 934ha 】　※委託
【意向調査対象者名簿の作成】
【対象森林の選定】
【意向調査の説明会】
【委託希望森林の現地調査】
【集積計画作成に向けた検討会】

集積計画作成【112ha】　※委託

検討会で再委託希望あり
林業事業体へ提案依頼・現地説明会
配分計画作成【6ha】
林業事業体
搬出間伐【5ha】
森林経営計画に編入

検討会で再委託希望なし
市森林経営管理事業【78ha】
森林整備に向けた現地調査　※委託
森林整備設計書作成
森林整備【13ha】※委託

3　取組のポイント

①意向調査

- 意向調査対象者名簿の作成

森林簿、登記簿及び課税状況をもとに作成し、森林所有者の登記住所を住宅地図で確認後、異なる場合は、住民台帳や戸籍を確認する。

- 対象森林選定

ドローンで対象森林の写真を撮り、未立木地や広葉樹林、竹林化している箇所は対象から削除する。

- 意向調査の説明会

意向調査の文書発送後、各地域で説明会を実施し、制度趣旨等の丁寧な説明による理解向上を図っているほか、説明会終了後、参加者への聞き取りにより、宛先不明の所有者情報を収集する。

- 集積計画に向けた検討会

林業事業体に森林所有者の意向及び現地調査の結果を説明し、実施権設定希望の有無を調査する。

②集積計画作成

- 意向調査、現地調査、林業事業体の実施権設定の希望の有無を参考に、集積計画を作成する。
- 集積計画の施業内容は間伐とし、主伐は対象としない。主伐対象の森林は林業事業体へあっせんを検討する。
- 広葉樹林・竹林化が進んでいたり、本数密度の低い人工林の場合などはお断りする。

③市森林経営管理事業による森林整備

- 長期間森林整備が行われておらず、森林ごとに状況が異なるため、「選木」「雑木竹除去」「伐倒」「玉伐り」「集積整理」「侵入竹除去」「つる切り」「風倒木処理」など様々な歩掛を定め、一筆ごとに現場条件に応じた設計を行い、森林整備を林業事業体に委託する。
- 計画的に森林整備を発注することで、林業事業体の担い手の確保育成を図るとともに、整備後の森林については、林業事業体の森林経営計画への編入を目指す。

付属CD

【参考】掲載資料一覧

01_【栃木県矢板市】矢板市森づくり条例 1
02_【栃木県矢板市】矢板市森づくりビジョン 8
03_【栃木県矢板市】矢板市森づくりアクションプラン 43
04_【群馬県】森林所有者意向調査の外部委託費積算の手引き 65
05_【群馬県】市町村森林経営管理事業の手引き 93
06_【群馬県】森林境界明確化作業マニュアル 110
07_【群馬県】森林境界明確化事業標準歩掛 146
08_【群馬県】森林境界明確化事業特記仕様書 153
09_【群馬県中之条町】意向調査内容物ご案内 166
10_【群馬県中之条町】意向調査通知 167
11_【群馬県中之条町】森林経営管理制度Ｑ＆Ａ 168
12_【群馬県中之条町】意向調査表 170
13_【群馬県中之条町】意向調査表記載例 171
14_【群馬県中之条町】意向調査表未提出者用催促通知 172
15_【群馬県中之条町】意向調査表回収業務作業依頼書 173
16_【群馬県中之条町】配分計画所有者通知 174
17_【長野県】マニュアルⅠ（事務の手引き補足） 175
18_【長野県】マニュアルⅡ（境界明確化） 279
19_【長野県】マニュアルⅣ（技術） 705
20_【長野県】マニュアルⅣ（解説） 807
21_【長野県】マニュアルⅤ（Ｊ－クレジット） 1183
22_【岐阜県郡上市】委任状（境界立会） 1381

【参考】掲載資料一覧

23_【京都府綾部市】綾部市森林経営管理意向調査実施計画 1383
24_【京都府綾部市】綾部市森林経営管理推進会議規程 1389
25_【京都府綾部市】随時受け入れのチラシ 1390
26_【京都府綾部市】事業フロー図 1391
27_【和歌山県有田川町】有田川町切り捨て間伐支援事業補助金交付要綱 1392
28_【やましごと工房】「『あなたの山林』定期便」 1395

令和６年度事務データベース整備・普及業務

委託者：林野庁

所在地：東京都千代田区霞が関１－２－１

電　話：０３－６７４４－２１２６

メール：shinrin_keieikanri@maff.go.jp

受託者：公益財団法人　日本生態系協会